

入 札 説 明 書

件 名

広瀬川浄化センター外7箇所運転管理業務委託

(低入札価格調査対象案件)

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 平成28年12月6日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長 奥山 恵美子

3-1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 広瀬川浄化センター外7箇所運転管理業務委託 一式
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

3-2 低入札価格調査

本入札は、低入札価格調査対象案件である。次の関係要綱及び要領をよく確認すること。（別添参考資料を参照のこと。）

- (1) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁）
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成15年10月21日財政局長決裁）

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) 以下のア及びイの要件を併せて満たす下水道終末処理場における運転管理業務を、平成18年度以降、同一施設で2年以上継続して履行した実績を有する者であること。

ア 計画放流水質における生物化学的酸素要求量（BOD）を10mg/l以下に定め、標準活性汚泥法を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設

イ 1日当たり汚水12,000m³以上の処理能力を有する水処理施設及び当該規模の水処理施設から発生する汚泥の処理施設（併設施設も可。ただし、複数の処理場を同時に運転管理する業務経験の場合は、最も処理能力が高い処理場が12,000m³/日以上であること。）

(9) 以下のアからケの者を1名以上専任で常駐配置できること（履行場所につき1名以上ではなく、全履行場所に対して1名以上で可。また、同一人物の重複は差支えない）。

ア 下水道処理施設管理技士有資格者

イ 安全衛生推進者

ウ 乙種第4類危険物取扱者

エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）

オ 有機溶剤作業主任者

カ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者

キ 玉掛技能講習修了者

ク 第二種電気工事士

ケ 特定化学物質等作業主任者

(10) 本件の受注者となった場合、特別の事情が無い限り、入札参加申請時に本市から確認を受けた有資格者（上記(9)アからケ）を配置できること。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書及び添付書類（以下「一般競争入札参加申請書等」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い一般競争入札参加申請書等を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時に4(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時に4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに一般競争入札参加申請書等を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出書類

※下記のうち、③・⑤・⑥については、事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。

① 一般競争入札参加申請書

② 誓約書（要綱 別記様式）

③ 類似運転管理業務の実績調書（処理場）（別添様式1）

④ 類似運転管理業務の契約書（仕様書も含む）の写し又は業務履行証明書の原本

⑤ 業務責任者に関する調書（別添様式2）

⑥ 下水道処理施設管理技士有資格者に関する調書（別添様式3）

⑦ 下水道管理技術認定試験等の合格証の写し

⑧ 安全衛生推進者養成講習の修了証の写し

- ⑨ 乙種第4類危険物取扱者免状の写し
- ⑩ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）技能講習の修了証の写し
- ⑪ 有機溶剤作業主任者の講習修了証の写し
- ⑫ 床上操作式クレーン運転技能講習の修了証の写し
- ⑬ 玉掛技能講習の修了証の写し
- ⑭ 第二種電気工事士の免状の写し
- ⑮ 特定化学物質等作業主任者の講習修了証の写し

イ 提出期間：平成28年12月6日から平成28年12月20日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

- (2) 一般競争入札参加申請書及び誓約書の様式は本入札説明書に添付していないので、本入札説明書を公開しているホームページの記載に従い入手し、作成すること。
- (3) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は平成29年1月5日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。
- (4) 上記(3)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。

6 競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の手続き

- (1) 本入札の参加希望者で、平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4(1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：平成28年12月6日から平成28年12月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない）。

- (2) 平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ 提出期間：5(1)イに同じ。

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：5(1)エに同じ。

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成29年1月5日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成29年1月24日 15時00分

ただし、郵便による入札の受領期限は平成29年1月23日とする。

- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金：免除

- (2)契約保証金：契約金額の30分の1以上とする。

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
ア 件名 （**広瀬川浄化センター外7箇所運転管理業務委託**）
イ 入札金額（**総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き）**）

- ウ 日付（持参の場合は入札日を，郵送の場合は発送日を記入すること。）
- エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）
- オ 入札参加者本人の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）
- カ 入札者氏名及び押印（押印は，外国人にあっては，署名をもって代えることができる。）
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては，入札書を封筒に入れ，かつ，その封皮に入札参加者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号），件名及び入札日を表記し，8(1)に示した日時に，8(2)に示した場所において提出しなければならない。
- 郵便による入札の場合においては，二重封筒とし，表封筒に入札書在中の旨を朱書きし，入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ，8(1)に示した受領期限までに，8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお，この場合，中封筒の封皮には，上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。
- (12) 入札金額は，一切の諸経費（ただし，仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので，入札参加者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は，ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし，入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は，入札参加者又はその代理人が相連合し，又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは，当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず，又は当該入札を延期し，若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は，入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において，入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において，入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは，直ちに，再度の入札を行うことがある。ただし，郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお，再度の入札を辞退する者は，入札室から退室しなければならない。この場合，辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 本入札は、平成29年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定は平成29年度予算が発効する平成29年4月1日に、次の(2)(3)において決定した落札候補者に対し行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成29年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者の決定にあつては、低入札価格調査制度（3-2に示す関係要綱及び要領に基づく。）を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われたときは、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。調査の結果、当該最低入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、当該最低価格入札者を落札者候補者としないものとする。その場合においては、予定価格以下で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札候補者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、同様に調査を行う。調査の結果、次順位価格の入札者を落札候補者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について同様の手続きを行う。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札候補者もしくは落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

- (1) 本入札は、平成29年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定及び契約締結は、平成29年度予算が発効する平成29年4月1日に行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成29年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、本市と契約書の取交わしを行うものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17-1 支払いの条件

別添契約書案による。

17-2 消費税及び地方消費税額の取扱い

平成31年10月1日に想定される消費税及び地方消費税の合計税率10%（以下、「新消費税率」という。）への引き上げに伴い、本契約に係る消費税及び地方消費税額の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 契約締結時における契約金額は、入札金額に現行税率8%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (2) 新消費税率が適用される日以降の区分払額については、後日、税率引き上げ分について変更契約して金額の変更を行う（経過措置、法改正等により税率の引き上げが実施されない場合を除く）。

18 契約条項

別添契約書案，規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書，契約書案，仕様書，図面，質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。また、この変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、本市はその損害賠償の責めを負わないものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書
- 誓約書（要綱 別記様式）
- 類似運転管理業務の実績調書（処理施設）（別添様式1。事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。）
- 類似運転管理業務の契約書（仕様書も含む）の写し又は業務履行証明書の原本
- 業務責任者に関する調書（別添様式2。事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。）
- 下水道処理施設管理技士有資格者に関する調書（別添様式3。事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。）
- 下水道管理技術認定試験等の合格証の写し
- 安全衛生推進者養成講習の修了証の写し
- 乙種第4類危険物取扱者の免状の写し
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）技能講習の修了証の写し
- 有機溶剤作業主任者の講習修了証の写し
- 床上操作式クレーン運転技能講習の修了証の写し
- 玉掛技能講習の修了証の写し
- 第二種電気工事士の免状の写し
- 特定化学物質等作業主任者の講習修了証の写し

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの
(免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。写真付名刺、健康保険証は不可。)
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

類似運転管理業務の実績調書（処理場）

会社名： _____

業 務 名		
発 注 者 (下水道管理者名)		
施 設 名 又 は 処 理 場 名		
場 所		
契 約 金 額		
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
施 設 概 要	現有処理能力(日最大)	
	処 理 方 式	
	排 除 方 式	
	流 入 水 質	
	放 流 水 質	
業 務 内 容	管 理 形 態 (常駐管理または巡回 管理を○で囲むこと)	常駐管理（日勤（：～：），夜勤あり・なし） 巡回管理
	以下の欄に、常駐管理の場合には勤務・人員体制を記入し、巡回管理の場合は、巡回の頻度を記入すること。	

(注1) 入札参加資格を満たしていることがわかるように記入すること。

(注2) 業務内容については、適宜様式を修正して記入すること。

(注3) 複数の実績を示す必要がある場合は、本様式を複写して使うこと。

上記について確認しました。

平成 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部設備管理センター

所 長 _____ 印

業務責任者に関する調書

業務責任者氏名	生年月日	昭和・平成	年	月	日
業務責任者住所	県 市 区・町・村 _____ _____				
	連絡先 — —				
採用年月日	昭和・平成	年	月	日	
主な業務経歴	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				

(注1) 業務責任者は入札説明書4(競争加入者に必要な資格)で示した資格を有する者が兼ねることが出来る。

(注2) 必要がある場合は、本様式を複写して使うこと。

上記について確認しました。

平成 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部設備管理センター

所長 _____ 印

下水道処理施設管理技士有資格者に関する調書

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			年 月 日 生
住 所	〒		
最終学校名 ・学科名	卒業年月 年 月		
技術資格	下水道管理技術認定試験(処理施設) 合格の有無		有 ・ 無
	下水道処理施設管理技士資格者認定講習修了の有無		有 ・ 無
	その他検定等の有無		
業務経歴	期間(実務経験年数)	実 務 経 験 の 内 容	
	年 月より 年 月まで (年 月)		
	年 月より 年 月まで (年 月)		
	年 月より 年 月まで (年 月)		
	年 月より 年 月まで (年 月)		

注1 「実務経験の内容」は、管理業務に関して記載すること。

上記について確認しました。

平成 年 月 日

仙台市建設局下水道部設備管理センター

所長 _____ 印

入 札 書

件名

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注：契約希望金額の 108分の100 の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(宛て先)

_____ 様

会社（商店）名

入 札 者 氏 名

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

入札書

印

本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の108分の100の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長

様

支店長が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社(商店)名

株式会社

入札者氏名

代表取締役

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

印

支店長が入札を行う場合は、「支店長」等とすること。

(注)委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

入札書

本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

印

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の108分の100の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長

様

会社(商店)名

株式会社

入札者氏名

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

印

印

委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は 　　　　　　　　　 を代理人と定め、平成 年 月 日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

様

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。

・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、平成〇〇年〇〇月〇〇日

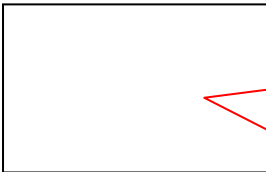
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。

入札書にはこの印を押印すること。

(案)

契 約 番 号
第 号

業 務 委 託 契 約 書

印 紙

1 委託業務名 _____

2 履行期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

3 業務委託料

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

及び地方消費税額)

4 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記業務について、仙台市（以下「発注者」という。）と、消費税及び地方消費税に係る

〔 課 免 〕 税業者 _____（以下「受注者」という。）

は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 住所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

氏名 仙 台 市

代表者 市 長 奥 山 恵 美 子 印

受 注 者 住所

氏名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、又は仕様書に定める契約の目的物(以下「成果物」という。)を完成させ、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、又は業務の履行について必要があるときは、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(定義)

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務履行計画表等の提出)

第2条の2 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務履行計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務履行計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第7条ただ

し書の規定にかかわらず、発注者の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

10 受注者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に業務の処理を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。

4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務関係者に対する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が業務を履行するために使用している者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(履行報告)

第10条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第11条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

(業務内容の変更)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更することができる。この場合にお

いて、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 14 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 15 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 16 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(業務委託料の変更方法等)

第 17 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(臨機の措置)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

(損害)

第 19 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査)

第 20 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から 10 日以内に業務完了の検査又は成果物の検査をしなければならない。

3 受注者は、業務又は成果物が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の再度の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第 21 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(区分払)

第 22 条 受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、別記内訳書の区分に応じて業務委託料を請求することができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による請求の場合に準用する。

(瑕疵担保)

第 23 条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第 20 条第 2 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものでない。

3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から 3 年とする。

4 第 1 項の規定は、成果物の瑕疵が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 24 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 21 条第 2 項（第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき

三 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき

四 第 28 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額（規則第 20 条第 9 号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第 1 項各号に規定するもののほか、発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成 7 年 12 月 25 日市長決裁）第 5 条第 2 項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

(談合による解除)

第 26 条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- 二 受注者に対してなされた独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
- 三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除等)

第 26 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第 1 号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第 2 条第 5 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 二 受注者（その使用人（要綱別表第 2 号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第 1 条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 三 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 四 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 五 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 六 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
 - 七 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。
- 3 前 2 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、第 25 条第 2 項の規定を準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協

力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

第27条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第25条第1項及び第4項、第26条第1項、前条第1項及び第2項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約が解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第12条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき

二 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第29条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第30条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第31条 受注者は、第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号に該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（賠償金等の徴収）

第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払い

の日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

(契約外の事項)

第 33 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

（長期継続契約）

第1条 この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

（予算の減額等による契約変更等）

第2条 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

廣東省教育廳

廣東省立第一師範學校

姓名	籍貫	年次	學號	備註
李國華	廣東省	1915	101	
陳文輝	廣東省	1915	102	
張德勝	廣東省	1915	103	
劉志強	廣東省	1915	104	
黃子明	廣東省	1915	105	
周文輝	廣東省	1915	106	
吳文輝	廣東省	1915	107	
趙文輝	廣東省	1915	108	
孫文輝	廣東省	1915	109	
李國華	廣東省	1915	110	
陳文輝	廣東省	1915	111	
張德勝	廣東省	1915	112	
劉志強	廣東省	1915	113	
黃子明	廣東省	1915	114	
周文輝	廣東省	1915	115	
吳文輝	廣東省	1915	116	
趙文輝	廣東省	1915	117	
孫文輝	廣東省	1915	118	
李國華	廣東省	1915	119	
陳文輝	廣東省	1915	120	
張德勝	廣東省	1915	121	
劉志強	廣東省	1915	122	
黃子明	廣東省	1915	123	
周文輝	廣東省	1915	124	
吳文輝	廣東省	1915	125	
趙文輝	廣東省	1915	126	
孫文輝	廣東省	1915	127	
李國華	廣東省	1915	128	
陳文輝	廣東省	1915	129	
張德勝	廣東省	1915	130	
劉志強	廣東省	1915	131	
黃子明	廣東省	1915	132	
周文輝	廣東省	1915	133	
吳文輝	廣東省	1915	134	
趙文輝	廣東省	1915	135	
孫文輝	廣東省	1915	136	
李國華	廣東省	1915	137	
陳文輝	廣東省	1915	138	
張德勝	廣東省	1915	139	
劉志強	廣東省	1915	140	
黃子明	廣東省	1915	141	
周文輝	廣東省	1915	142	
吳文輝	廣東省	1915	143	
趙文輝	廣東省	1915	144	
孫文輝	廣東省	1915	145	
李國華	廣東省	1915	146	
陳文輝	廣東省	1915	147	
張德勝	廣東省	1915	148	
劉志強	廣東省	1915	149	
黃子明	廣東省	1915	150	

内 訳 表

直接業務費

処理場・ポンプ場

A - 1

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	広瀬川 浄化センター			式	1				B- 1
2	定義 浄化センター			式	1				B- 2
3	ポンプ場	(6箇所)		式	1				B- 3
	計								

1726009 17-26-009(0)

代 価 表

広瀬川
浄化センター

B - 1

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	保守点検業務費	(広瀬)		式	1				C- 1
2	運転操作監視 業務費	(広瀬)		式	1				C- 2
3	水質試験業務費	(広瀬)		式	1				C- 3
4	事務業務費	(広瀬)		式	1				C- 4
5	その他の業務費	(広瀬)		式	1				C- 5
6	その他の技術業 務費	(広瀬)		式	1				C- 6
7	直接経費	(広瀬)		式	1				
8	技術経費	(広瀬)		式	1				
9	間接業務費	(広瀬)		式	1				
	計								

4850041

代 価 表

定義
浄化センター

B - 2

1 式

SEQ NO.	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	保守点検業務費	(定義)		式	1				C-7
2	運転操作監視業務費	(定義)		式	1				C-8
3	水質試験業務費	(定義)		式	1				C-9
4	事務業務費	(定義)		式	1				C-10
5	その他の業務費	(定義)		式	1				C-11
6	直接経費	(定義)		式	1				
7	技術経費	(定義)		式	1				
8	間接業務費	(定義)		式	1				
	計								

1726009 17-26-009(0)

代 価 表

ポンプ場

(6 箇所)

B - 3

1 式

SEQ NO.	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	保守点検業務費	(ポンプ場)		式	1				C-12
2	その他の業務費	(ポンプ場)		式	1				C-13
3	直接経費	(ポンプ場)		式	1				
4	技術経費	(ポンプ場)		式	1				
5	間接業務費	(ポンプ場)		式	1				
	計								

4850041

代 価 表

保守点検業務費 (広瀬)

C - 1

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	総括			人					
2	副総括			人					
3	主任			人					
4	技術員			人					
5	技能員			人					
	計								
	1 当り								

1726009 17-26-009(0)

代 価 表

運転操作監視業務費 (広瀬)

C - 2

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	総括	連続監視		人					
2	副総括	連続監視		人					
3	主任	連続監視		人					
4	技術員	連続監視		人					
5	技能員	連続監視		人					
6	総括	昼のみ監視		人					
7	副総括	昼のみ監視		人					
8	主任	昼のみ監視		人					
9	技術員	昼のみ監視		人					
10	技能員	昼のみ監視		人					

4850041

代 価 表

事務業務費

(広 瀬)

C - 4

1 式

SEQ NO.	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	総括			人					
2	副総括			人					
3	主任			人					
4	技能員			人					
5	その他			人					
	計								

1726009 17-26-009(0)

代 価 表

その他の業務費

(広 瀬)

C - 5

1 式

SEQ NO.	名 称	規 格 形 状 1	規 格 形 状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	主任			人					
2	技能員			人					
3	その他			人					
	計								
	1 当り								

4850041

代 価 表

その他の技術業
務費 (広瀬)

C - 6

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	総括			人					
2	副総括			人					
3	主任			人					
4	技術員			人					
5	技能員			人					
	計								
	1 当り								

1726009 17-26-009(0)

代 価 表

保守点検業務費 (定義)

C - 7

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	総括			人					
2	副総括			人					
3	主任			人					
4	技術員			人					
5	技能員			人					
	計								
	1 当り								

4850041

代 価 表

運転操作監視
業務費

(定義)

C - 8

1 式

SEQ No.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数	量	単	価	金	額	摘 要	参照番号
1	総括	連続監視		人								
2	副総括	連続監視		人								
3	主任	連続監視		人								
4	技術員	連続監視		人								
5	技能員	連続監視		人								
	計											
	1 当り											

1726009 17-26-009(0)

代 価 表

水質試験業務費

(定義)

C - 9

1 式

SEQ No.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数	量	単	価	金	額	摘 要	参照番号
1	主任			人								
2	技術員			人								
3	技能員			人								
	計											
	1 当り											

4850041

代 価 表

事務業務費

(定義)

C - 10

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	総括			人					
2	主任			人					
3	技術員			人					
4	技能員			人					
5	その他			人					
	計								

1726009 17-26-009(0)

代 価 表

その他の業務費

(定義)

C - 11

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	主任			人					
2	技術員			人					
3	技能員			人					
4	その他			人					
	計								
	1 当り								

4850041

代 価 表

保守点検業務費

(ポンプ場)

C - 12

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	総括			人					
2	副総括			人					
3	主任			人					
4	技術員			人					
5	技能員			人					
	計								
	1 当り								

1726009 17-26-009(0)

代 価 表

その他の業務費

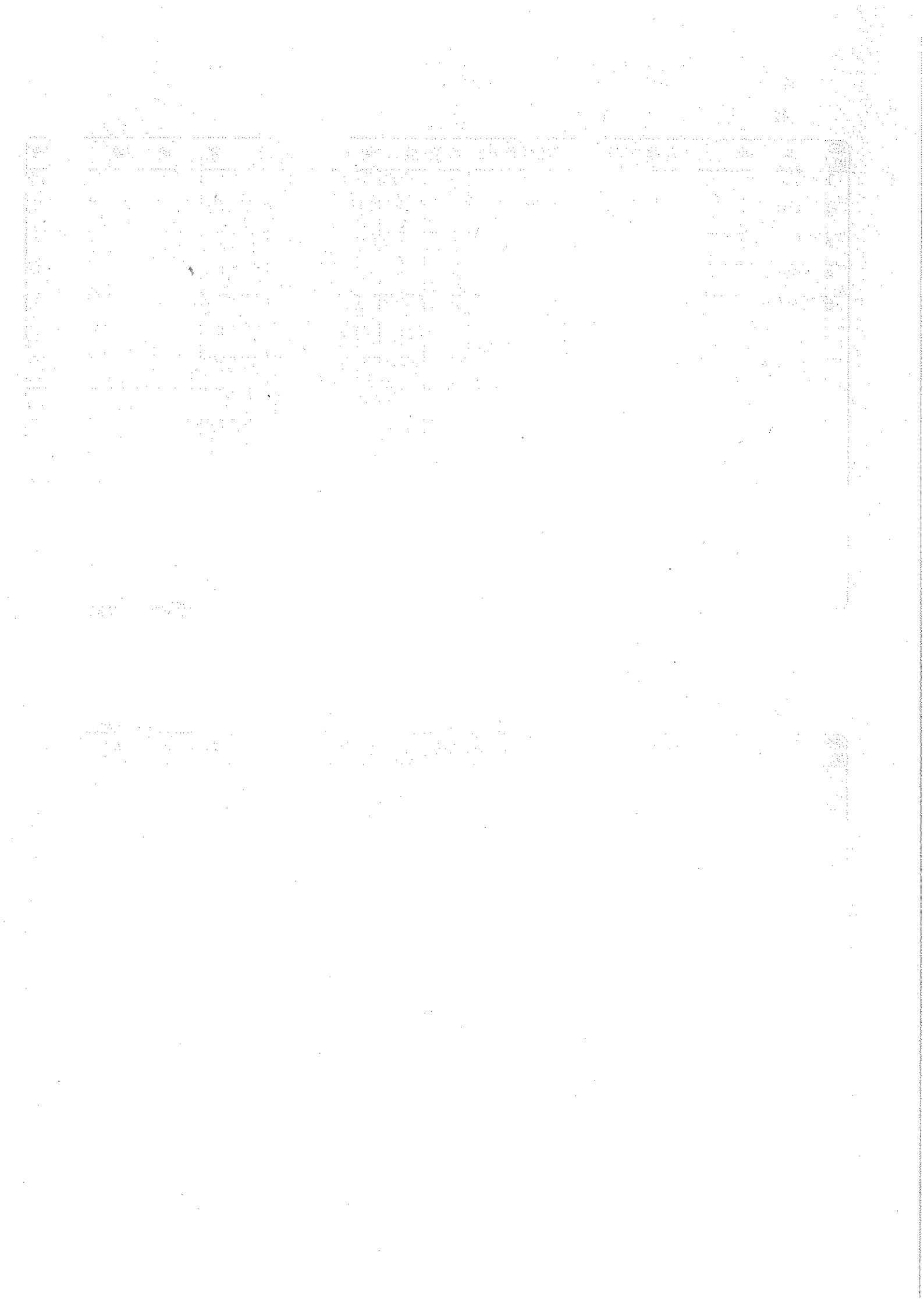
(ポンプ場)

C - 13

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	主任			人					
2	技能員			人					
3	その他			人					
	計								
	1 当り								

4850041



業務委託一般仕様書

(平成 23 年 5 月以降)

仙台市建設局下水道事業部

業務委託一般仕様書

(適用)

- 第1条 この業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、仙台市（以下「本市」という。）が発注する業務委託に適用する。
- 2 業務は、すべて業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき履行しなければならない。
- 3 契約書にいう仕様書の優先順位は、現場説明書、特記仕様書、一般仕様書の順とする。

(用語の定義)

- 第2条 担当者、指示、承諾、協議とは、次の定義による。
- (1) 「担当者」とは、契約書にいう「発注者」が「受注者」に対し、「担当者」として通知したものをいう。
- (2) 「指示」とは、発注者側の発議により担当者が受注者に対し、本市の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、諾否の回答を求められたことについて、検討のうえ了解の意志を示すことをいう。
- (4) 「協議」とは、本市と受注者が対等の立場で合議することをいう。

(疑義の解釈)

- 第3条 設計図書に定める事項について疑義を生じた場合には、必要に応じて両者協議の上これを定めるものとする。ただし、内容の解釈については、本市の解釈による。

(関係法令等の遵守)

- 第4条 受注者は、業務履行にあたり業務に関する法、規則、告示、条例等を遵守すること。

(関係官公署への許認可申請)

- 第5条 業務履行のため必要な関係官公署その他の者に対する手続きは、本市の承諾を得た後受注者が代行し、かつそれに必要な費用を負担すること。
- 2 関係官公署その他の者に対して報告、協議等をする必要が生じたときは、遅延なくその旨を担当者に申し出て協議すること。

(公害の防止)

- 第6条 受注者は、業務の履行にあたり公害防止諸法令を遵守し、公害の発生防止に努めること。

(施設の保全)

- 第7条 既設構造物を汚染したときまたは、これらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧すること。

(資格を必要とする作業)

第8条 資格を必要とする作業については、それぞれの資格を有する者が業務に当たること。

(業務完了後の処理)

第9条 受注者は、業務が完了した場合速やかに不要材料及び仮設物を撤去し、清掃を行うこと。

(安全管理)

第10条 受注者は、業務の履行にあたっては常に細心の注意を払い、「労働安全衛生法」並びに関係法令等を遵守し、公衆及び従事者の安全を計ること。

2 事故が発生した場合には、速やかに担当者に連絡するとともに、所轄の「消防署」、「警察署」、「労働基準監督署」等に通報すること。

3 業務履行中は、所要の人員を配置し現場内の整理、整頓及び保全に努めること。

4 重要な工作物に接近して業務を履行する場合には、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置及び連絡方法等について担当者と協議し、これを遵守すること。

5 ガソリン、軽油などの危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。

6 業務履行場所への一般の出入りを規制または、禁止する必要がある場合には、担当者の承諾を得てその場所への適当な柵を設けるとともに、「立入禁止」の標識等を設けること。

7 業務履行場所の秩序を保つとともに、火災、盗難並びに交通事故防止等に必要な処置を講ずること。

(事前調査)

第11条 受注者は、業務着手に先立ち現地の状況、関連工事、業務及びその他について綿密な調査を行い、十分実情把握のうえ業務に着手すること。

(仮設)

第12条 業務に必要な仮設物は、本市の承諾を得てから設置すること。

(提出書類)

第13条 受注者は、別紙一覧表に定める書類を遅滞なく作成し、提出すること。ただし、一覧表に定めのない場合で必要と認められるものは、その都度担当者と協議うえ提出すること。

1 業務履行計画表

委託期間中の安全管理体制、作業工程などを記載すること。

2 業務履行計画書

下記の内容の作業計画書を提出し、本市の承諾を得ること。ただし、軽微な業務委託にあっては、その内容及び提出を省略することができる。

(1) 主要機械使用計画

(2) 仮設計画書

- (3) 機材搬入計画
 - (4) 作業従事者名簿
 - (5) その他本市の指示するもの
- 3 実施工程表

作業工程の詳細を記して本市に提出すること。

(環境マネジメントシステムへの協力)

第14条 受注者は、仙台市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、省エネルギー省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めること。

別紙

提出書類一覧表

書類名称	様式	提出時期	部数
着手届	1	契約締結後 14 日以内	2
	1-1 (単価契約)		
	1-2 (請書)		
	1-3 (請書・単価契約)		
業務担当者届	2	契約締結後 14 日以内	2
	2-1 (請書)		
業務履行計画表 (安全管理体制表) (作業工程表)	3	契約締結後 14 日以内	2
	3-1 (単価契約)		
	4		
	5		
緊急連絡体制表	6	契約締結後 14 日以内	2
使用材料・機器(検査依頼書)届	7	機器・材料搬入 7 日前	2
業務履行計画書 ※2	8	現場着手前	2
実施工程表 ※3		現場着手前	2
一部再委託承諾願	9	その都度	2
一部業務完了届(区分払いなど)	12	一部業務完了後直ちに	2
	12-1 (単価契約)		
	運転操作監視業務委託 の様式 (様式 2)		
業務完了届	13	業務完了後直ちに	
	13-1 (単価契約)		
	13-2 (請書)		
	13-3 (請書・単価契約)		
業務報告書		完了時	2
業務遂行写真		完了時	1
業務週報(日報)	14	完了時	1
委託に係る打合せ簿	15	完了時	1
委託に関する承諾・確認書	16	その都度	2

《平成 21 年 5 月 1 日以降から適用》

※1 着手届, 業務担当者届, 業務履行計画表等は同時提出の一連書類とする。(袋とじは不要)

※2 業務履行計画書の承諾・確認は, 「委託に関する承諾・確認書」により行う。

※3 業務履行計画書の中に実施工程表が入っている場合は提出を省略できるものとする。

広瀬川浄化センター外7箇所
運 転 管 理 業 務 委 託

特 記 仕 様 書

1. 委託業務名

広瀬川浄化センター外7箇所運転管理業務委託

2. 目的

広瀬川浄化センター、定義浄化センターの運転管理業務（保守点検、運転操作監視、水質試験、事務、その他、その他の技術）及び中継ポンプ場6箇所の運転管理業務（保守点検、その他）について委託を行い、適正な維持管理に資するため実施するものである。

3. 業務履行期間（契約期間）

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

（地方自治法 第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

4. 業務履行場所及び施設概要

—1-1. 広瀬川浄化センター（別紙1、広瀬川浄化センター位置図参照）

1) 所在地：仙台市青葉区折立三丁目20-2

2) 施設概要

[1] 施設（処理能力）：16,875 m³/日（日最大）

[2] 予定処理水量（平成29年度）：15,900 m³/日（日平均）

（平成30年度）：16,200 m³/日（日平均）

（平成31年度）：16,500 m³/日（日平均）

[3] 処理方式

水処理：2段式嫌気・好気活性汚泥法＋砂ろ過法＋オゾン消毒

汚泥処理：常圧浮上式汚泥濃縮設備＋高効率ベルトプレス式汚泥脱水設備

[4] 計画流入水質：BOD 240 mg/l、SS 230 mg/l

[5] 計画放流水質：BOD 3 mg/l、SS 5 mg/l

[6] 放流先：一級河川名取川水系広瀬川支流綱木川

—1-2. 広瀬川浄化センター屋上広場

1) 施設概要（別紙2、屋上広場平面図参照）

[1] 広場面積：18,000m²

[2] 西洋芝面積：13,313m²

—2. 定義浄化センター

1) 所在地：仙台市青葉区大倉字高見沢1—4（別紙3、定義浄化センター位置図参照）

2) 施設概要

[1] 施設（処理能力）：400 m³/日（日最大）

[2] 予定処理水量：平成29年度～平成31年度 70～100 m³/日（日平均）

[3] 処理方式

水処理：回分式活性汚泥法＋生物膜ろ過法＋砂ろ過法＋紫外線消毒

汚泥処理：重力式汚泥濃縮設備＋汚泥貯留槽＋場外搬出（別途委託）

- [4] 計画流入水質：BOD 230 mg/l、SS 180 mg/l
実流入水質：BOD 550mg/l、SS 350mg/l（平成27年度年平均）
- [5] 計画放流水質：BOD 7 mg/l、SS 7 mg/l
- [6] 放流先：大倉川支流高見沢

—3. 赤坂ポンプ場（別紙4、赤坂ポンプ場案内図参照）

- 1) 所在地：仙台市青葉区芋沢赤坂中5-9
- 2) 施設概要
 - [1] 処理区：宮城
 - [2] 目的：汚水
 - [3] 設備概要
口径150mm*1.94 m³/min*24mH*18.5kW*2台（水中ポンプ）

—4. 折立ポンプ場（別紙5、折立ポンプ場案内図参照）

- 1) 所在地：仙台市青葉区折立一丁目13-8
- 2) 施設概要
 - [1] 処理区：宮城
 - [2] 目的：汚水
 - [3] 設備概要
口径150mm*2.21 m³/min*24.5mH*22kW*2台（水中ポンプ）

—5. みやぎ中山ポンプ場（別紙6、みやぎ中山ポンプ場案内図参照）

- 1) 所在地：仙台市青葉区中山台三丁目17-2
- 2) 施設概要
 - [1] 処理区：南蒲生
 - [2] 目的：汚水
 - [3] 設備概要
口径200mm*3.0 m³/min*52.0mH*55kW*3台

—6. 国見第一ポンプ場（別紙7、国見第一、第二ポンプ場案内図参照）

- 1) 所在地：仙台市青葉区国見ヶ丘三丁目74-2
- 2) 施設概要
 - [1] 処理区：南蒲生
 - [2] 目的：汚水
 - [3] 設備概要
口径150mm*1.32 m³/min*41.0mH*22kW*2台

—7. 国見第二ポンプ場（別紙7、国見第一、第二ポンプ場案内図参照）

- 1) 所在地：仙台市青葉区国見ヶ丘一丁目95地内
- 2) 施設概要

[1] 処理区：南蒲生

[2] 目的：汚水

[3] 設備概要

口径100mm*0.74 m³/min*21.0mH*11kW*2台（水中ポンプ）

—8. 吉成ポンプ場（別紙8、吉成ポンプ場案内図参照）

1) 所在地：仙台市青葉区南吉成六丁目3-5

2) 施設概要

[1] 処理区：南蒲生

[2] 目的：汚水

[3] 設備概要

口径100mm*0.66 m³/min*37.5mH*11kW*2台（水中ポンプ）

5. 提出書類

受注者は、業務委託契約書及び一般仕様書に定めるもののほかに、以下の書類を発注者に提出すること。（ただし、一般仕様書に定める、業務履行計画表、業務履行計画書、実施工程表、業務報告書、業務遂行写真、業務週報（日報）は本仕様書で指定する書類をもって換えるものとする。）又、業務従事者の異動等で、提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに、発注者に書面をもって報告すること。

1) 総括責任者選任届（2部を着手届提出時に提出）

2) 有資格者選任届（同上）（資格登録番号を記載し、写しも添付すること）

3) 業務従業員名簿（同上）

（業務従業員の住所、氏名、生年月日、業務分担、取得資格登録番号等を記載し、写しも添付すること）

4) 現場管理組織表（同上）

5) 安全管理組織表（同上）

6) 緊急連絡系統図（同上）

7) 緊急時人員配置表（同上）

8) 業務実施計画書（翌月の業務実施計画を記載したもの2部、毎月25日までに提出すること。ただし、平成29年4月は10日までとする。）

9) 業務実施報告書等（浄化センター編及びポンプ場編の「5. 業務記録及び報告」に記された内容に従い、提出すること）

10) その他、発注者が要求する書類

6. 法令等の遵守

受注者は、委託業務履行にあたり、下記の関係法令及び諸官庁の命令指示を遵守すること。

1) 労働基準法

2) 労働安全衛生法

3) 労働災害補償保険法

4) 職業安定法

5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の終業条件の整備等に関する法律

6) その他関係法令

7. 安全管理及び緊急時の措置

1) 安全管理

受注者は、災害を未然に防止するため、安全点検責任者を定め、定期的に業務範囲内の整理整頓状況、使用機械器具、通路、仮設作業用具及び作業方法等の点検を行うこと。又、受注者は、安全管理組織表を作成するとともに、業務従事者に対し安全教育を実施すること。

2) 緊急時の措置

受注者は、一般仕様書に記載された事項以外に、下記の緊急事態の発生に備えて連絡体制を整え、所要の人員を配備させ、応急処置等に対する準備を怠らないこと。

[1] 機械、電気設備等の故障

[2] 処理水質及び汚泥性状の異常等

[3] 人身事故・火災

[4] 集中豪雨、台風、強風、悪水流入等下水処理施設の運転管理に支障をきたす恐れのある事態

[5] 地震発生による各施設の被害状況確認後、すみやかに発注者へ報告すること。

広瀬川浄化センターでは、他受注者も通信設備を使用できるものとする。

3) その他

受注者は、必要に応じ、業務従事者より下記責任者を選任し、作業をおこなわなければならない。又、選任の内容を書面をもって発注者に報告をすること。

必要な責任者は、以下のとおりとする。

[1] 火気取締責任者

[2] 物責任者

[3] 全点検責任者

[4] 防火管理者（甲種）

[5] その他

8. 業務委託費の支払い方法

「委託料の支払い内訳」のとおりとする。（別紙9参照）

受注者は、内訳書に基づく区分に応じて、すみやかに一部業務完了届を提出し、発注者の業務確認を受け、当該委託料を請求することができるものとする。

9. 経費等の負担

1) 受注者が負担する備品・消耗品等は、以下のものとし、受注者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品等とする。

[1] 潤滑油脂類（補充用のオイル、グリースなど）

[2] 塗装費（軽微な部分補修用塗料）

[3] 報告書記録用紙

[4] 一般汎用品の備・消耗品（・点検整備及び小修理に用いる汎用工具類及び汎用測定器具（テスター・検電器具類）等、・整備用品（掃除用具、ウェス、洗浄油類）、補修材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプなど一般汎用品の範囲とする。）

[5] 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡等の安全保護具・

及び機器、安全ロープ、安全標識、その他

[6] 設備点検・小修理に係る点検工具、回路計及び懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具は除く。

[7]受注者の電話・ファックスの設置工事費及び維持管理費（浄化センターのみ）

[8]受注者の使用する車両及び車両維持に係わる費用

2) 発注者が負担する経費及び貸与・支給消耗品類は次のとおりとする。ただし、その使用にあたっては、極力節減に努めるものとする。

[1]光熱水費

①電力使用料

②水道使用料

③仙台市所有の電話料金

④ガス使用量

⑤A重油（自家発電用）（広瀬川浄化センター、みやぎ中山ポンプ場）

⑥軽油（自家発電用）（定義浄化センター、みやぎ中山ポンプ場を除いたポンプ場）

[2]薬品類

①水質検査用薬品（浄化センターのみ）

②脱水用高分子凝集剤（広瀬川浄化センターのみ）

③脱水汚泥用消臭剤（浄化センターのみ）

④濃縮用凝集剤、気泡助剤（浄化センターのみ）

⑤脱臭剤（脱臭装置用活性炭、ボエフ）

⑥廃オゾン用触媒（カロライト）（広瀬川浄化センターのみ）

⑦オゾン設備用除湿剤（広瀬川浄化センターのみ）

⑧ろ布洗浄剤（脱水用）（広瀬川浄化センターのみ）

⑨防食、防スケール剤（オゾン用）（広瀬川浄化センターのみ）

⑩その他の薬品類（融雪剤、殺虫剤、除草剤等）

[3]消耗品

①部品（電気・機械設備、水質測定機器等）

②廃棄物管理表（浄化センターのみ）

③記録紙（計装記録計用）

④一般汎用品以外の消耗品他

[4]貸与品

①水質検査用器具・備品（浄化センターのみ）

②一般汎用品以外の測定器具、特殊工具

③業務遂行上必要な工事完成図書類

④発注者が貸与した備品等については台帳を作成し、その保管状況を常に把握できるようにすること。又、年1回発注者へ「備品台帳」等を提出し、発注者の押印をうけること。毀損、盗難及び紛失等が生じた場合は受注者において、弁償すること。

3) 事務室等の使用

[1]受注者は、業務遂行に必要な事務室、倉庫、業務従業者が通勤にて使用する車両及び業務で使用する車両の駐車場等を契約期間中無償で使用できるものとする。ただし、業務使用する車両については、業務履行計画書に詳細（使用目的・車検証等の写し）を記載すること。なお、

受注者は、善良なる管理と注意を持って、維持管理につとめなければならない。

[2]受注者は、毀損・汚損等を発見した際、速やかに発注者へ報告し、その原因が受注者の過失と判断された場合は、責任を持って復旧しなければならない。

[3]受注者は、使用目的等に変更が生じた場合、発注者とすみやかに協議し、承認を受けなければならない。

[4]事務室等の負担については、上記[1]・[2]を参照すること。

10. その他

1) 工業所有権

[1]受注者は、業務に伴って得られる全ての資料等を発注者に帰属させるものとし、発注者の許可なくして公表してはならない。

[2]受注者は、本業務に関連して発明、考案したものについて、工業所有権の出願を行う場合は、予め発注者と協議すること。

[3]受注者は、本委託業務に関連して開発した情報処理装置等のソフトウェアについて、本委託業務以外での使用、工業所有権の出願を行う場合は、予め発注者と協議すること。

2) 業務の引継

[1]業務開始時

①受注者は、発注者の指示により発注者が指定する者から文書をもって業務の引継を受けなければならない。

②前項の業務の引継において、前の受注者から必要な技術指導等を受けるものとする。

[2]業務満了時

①受注者は、契約期間の満了等に際しては、発注者の指示により発注者が指定する者に文書をもって業務の引継を行わなければならない。

②前項の業務の引継において、次の受注者に対し必要な技術指導等を行うものとする。

3) 他工事等との調整

受注者は、仙台市が実施する工事の施工及び受注者以外に委託した業務の履行に伴い、運転業務及び業務履行方法等の変更が必要な場合は、協議・調整し変更するものとする。

4) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、「下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場施設編－2011年版（社）日本下水道協会」によること。必要に応じて発注者、受注者双方の協議の上これを定めるものとする。また指示されない事項にあっても、運転管理上当然必要な業務、作業等は、良識ある判断に基づいて実施しなければならない。

5) 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方の協議の上これを定めるものとする。

《浄化センター》

1. 委託業務対象設備

本業務で運転管理の対象とする設備は次のとおりとする。

1) 広瀬川浄化センター：管理対象設備概要「別紙10」のとおり。

但し、2-2系水処理設備については付帯する建築機械、建築電気設備を対象とする。

2) 定義浄化センター：管理対象設備概要「別紙11」のとおり。

2. 委託業務内容

受注者は、以下の業務を行う。

1) 保守点検業務

各種設備機器の正常な運転を確保するための日常点検、定期点検、臨時点検、簡易な故障修理・小塗装を行うことであり、故障・事故等の発生の防止に努めることである。又、これには、定期自主点検及び点検機器周辺の清掃も含むものとする。

点検作業内容については、広瀬川浄化センターは「下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場施設編－2011年版（社）日本下水道協会」第4編保守点検基準第1章を、定義浄化センターは「別紙12」を基本作業とし、点検用紙等への記録を含み、以下の内容とする。

[1] 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無・兆候（予防保全）を発見するため、原則毎日行う点検。主として、目視・触感・確認・調整・記録等の作業である。

[2] 定期点検

機器及び設備の損傷・腐食及び摩耗状況を把握し、修理・修繕等の保全計画を立案するため1週・1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年等期間を定めて行う点検である。主として測定・調整・給油・分解掃除及び記録等の作業である。

[3] 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業であり、故障警告機器及び設備の異状に対して状況を確認するためのものである。

[4] 簡易な故障修理

通常の勤務時間内にできる作業として、外部から作業員を求めなくてもよい作業であり、特殊な機器、部品及び特殊技能・高度な専門技術・特殊工具を使用しない修理である。

[5] 小塗装

足場を必要としない場所（高さ2m以下）の錆・腐食による剥離及び錆防止のため行う部分的な補修塗装である。

[6] 定期自主点検

法の定めに従い、場内でみずから行う点検及び記録等の作業である。

[7] 点検機器及び設備周辺の清掃

機器及び設備等の据付場所・水路・トラフ等の清掃である。

以上、保守点検により異常又は、故障を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従い、応急措置・原因調査を行って処置するものとともに経過を記録報告しなければならない。

2) 運転操作監視業務

浄化センター施設の運転又は操作に従事する者は、仕様書・特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転監視業務にあたらなければならない。又、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障、事故時においても適切に処置できるよう常に心掛けなければならない。

[1] 中央監視室における機器の監視、操作、稼働状況の記録と正常範囲の確認

[2] 現場における機器の操作作業

[3] 管理日報の作成、計器類の指示値の記録

[4] 中央管理室内の清掃

[5] 巡回監視

[6] 場内搬出入品等の立ち会い

3) 設備の運転及び監視

受注者は、浄化センターの各設備の機能及び使命を十分理解し、業務実施計画に従って設備の運転操作及び稼働状況の監視を行うこと。

管理上必要な措置を講ずるために設備の運転停止及び再開するときは、発注者の承諾を得るものとする。特に、集中豪雨及び悪水の流入等による非常時運転については、発注者に報告するとともに、的確に対処しなければならない。

4) 水質試験業務

[1] 水質試験業務

水処理施設、汚泥処理施設等を適切に維持管理するため実施する水質（汚泥を含む）試験で、下水道法、水質汚濁防止法等で義務付けられた法定試験は本業務には含まないものとする。

水質試験の分析項目、分析頻度及び採水場所は、広瀬川浄化センター「別紙13」、定義浄化センター「別紙14」による。

[2] 分析実施

① 分析方法は、原則として「下水試験方法(2012年版)」(日本下水道協会発行)に基づいて適格に行うこと。

② 定期的な試験は、定めた場所より採水して行うこと。

③ 水質試験室は、常に整理整頓し、清潔にする。

④ 薬品使用量を記録し、在庫量を確認するとともに、薬品庫の施錠を行うこと。

⑤ 火の後始末は確実に行い、作業終了後は必ずガスの元栓を閉め、終業時に火気取締責任者が必ず、確認すること。

⑥ 採水に際しては、池等への転落に注意し安全に行うこと。

[3] 水質試験結果データの整理

[4] 水質法定検査採水時の立会

5) 事務業務

[1] 発注者との業務打合せ及び報告

[2] 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、報告書の作成、整理

[3] その他の事務室内の簡易作業

6) 屋上広場管理業務

[1] 問い合わせ、苦情の確認等（設備管理センターへ連絡）

[2] 施設の管理

- ・ベンチ、四阿（あずまや）・外灯等の巡回点検及び広場内のゴミ拾いを週2回行う。
ゴミ袋は支給するものとし、粗大ゴミ等の処理は含まない。
- ・便所の点検、清掃は含まないものとするが、異常が無いか確認をすること。
- ・異常発見時（不審物等の発見を含む）は、すみやかに設備管理センターに連絡し、
担当者の指示に従い対応すること。

7) その他の業務

[1] 管理棟、管廊、屋外等の清掃、観葉植物の管理

[2] 簡易な敷地内の樹木剪定、芝刈り、除草（屋上広場以外）

[3] 設備に係わる薬品・備品・消耗品・材料等管理及び整理・整頓

[4] 広瀬川浄化センター施設見学対応として、各種準備、見学者の案内、施設の説明等

※施設見学は小学生・一般市民等及び大学他外部関係者等を対象者としており、

対応回数は、年間20回程度。なお、施設見学対応については、別途契約とする。

[5] 下水処理水の再利用（車両による場外搬送等）に関する立会及び書類の作成・整理

[6] その他必要と思われる業務

8) その他の技術業務

[1] 各種設備及び備品等の補修・簡易な部品交換

[2] 仙台市発注の工事及び委託業務等が行われる場合の現場立会、試運転立会及び運転・停止
の必要に応じての手動等による運転操作に係わる作業、またその準備作業等

3. 業務委託の範囲

本業務には、専門知識及び技能を有する下記の業務は含まない。ただし、運転管理には立会、操作、確認を含むものとする。

- 1) 脱水汚泥（沈砂、し渣含む）運搬業務
- 2) 脱水汚泥（沈砂、し渣含む）処理業務
- 3) 各種機械・電気設備点検・整備業務
- 4) 脱水汚泥の処分に伴う廃棄物の定期検査
- 5) 自家用電気工作物保安業務
- 6) 消防設備点検業務
- 7) 計装設備点検業務
- 8) 当該施設に係る採水分析業務（法定試験）
- 9) 受水槽清掃業務
- 10) 緑地管理業務
- 11) 室内清掃業務
- 12) 濃縮汚泥運搬業務
- 13) 脱臭剤交換業務
- 14) その他、専門知識及び高度な技能等を有する業務

4. 業務担当者等

1) 業務統括責任者の選任及び職務

受注者は、下水処理施設の運転管理に関し、専門的な知識を有し、かつ業務上必要な関係法令に精通して、円滑に業務を遂行する能力を有するものを統括責任者として選任し、書面をもって発注者に報告すること。

業務統括責任者の職務は次のとおりとする。

- [1] 現場の最高責任者として従業員の指揮監督にあたること。
- [2] 契約図書等により示された業務の目的及び内容を十分に理解し、効果的かつ経済的に施設の運転を行うこと。
- [3] 従業員の研修を行い、技術の向上及び事故防止に努めること。
- [4] 常に施設の運転状況を的確に把握し、緊急時は直ちに連絡及び対処できる状態にしておくこと。又、従来 of 技術習得を踏まえ、十分理解の上効率よく運転、作業等を行えるようにすること。

2) 有資格者の配置

受注者は、関係法令に基づき有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また選任の内容を書面をもって発注者に報告すること。

必要な有資格者は次のとおりとする。

- [1] 下水道処理施設管理技士有資格者
- [2] 安全衛生推進者
- [3] 乙種第4類危険物取扱者
- [4] 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）
- [5] 有機溶剤作業主任者
- [6] 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- [7] 玉掛技能講習修了者
- [8] 第2種電気工事士
- [9] 特定化学物質等作業主任者
- [10] その他、関係法令に定める業務に必要な有資格者

3) 業務従事者

- [1] 受注者は、本業務を実施するに当たり、当該施設の研修を受けた者を従事させること。
- [2] 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。
- [3] 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

5. 業務記録及び報告

受注者は、一月毎及び、年度毎終了後、下記書類を記録、整理し、発注者に速やかに、報告すること。又、記録だけの書類についても発注者が、報告を求めた時は、直ちに提出すること。

名 称	記 録	報 告	仙台市が指定するフォーマットによる電子媒体
業務実施報告書	○	○	—
運転管理日報	○	—	—
運転管理月報	○	○	○
運転管理年報	○	○	○
水質管理日報	○	—	—
水質管理月報	○	○	○
日常点検業務報告	○	—	—
点検業務報告書	○	○	—
点検業務月報	○	○	—
故障報告書	○	○	○
作業報告書	○	○	—
夜勤報告書	○	—	—
車両運行管理簿	○	—	—
消耗品・薬品等受払簿	○	○	—
毒物及び劇物取扱管理簿	○	○	—

6. 勤務時間及び勤務体制

業務対象設備の運転時間は、毎日24時間連続とし、勤務実施時間及び勤務体制については次のとおりとする。

1) 運転操作監視業務（連続監視）

(1) 日勤 8：30～ 17：00

(2) 夜勤 17：00～翌日8：30

監視場所は、原則として広瀬川浄化センター管理制御室とする。

2) 上記以外の業務

8:30 ～ 17:00

広瀬川浄化センター：汚泥濃縮業務、汚泥脱水業務の作業は2名以上とする。

定義浄化センター：週2回（2人1組）以上とする。

（祝祭日、年末年始、振替休日、土、日曜日については、上記時間を除く）

3) 運転操作監視業務（連続監視）の夜勤の体制は、夜勤者2名以上とする。

4) 汚泥濃縮・脱水作業の延長、工事の立会、故障発生・災害発生等、対応が必要とされる場合は、随時対応するものとする。

7. 施設の管理

施設の管理は、仙台市使用の事務室等以外は、受注者が管理するものとし、正門の管理は次のとおりとする。

1) 広瀬川浄化センター

平日：6：00 開門～18：00 閉門

土日祝祭日：常時閉門（ただし、発注者の指示があった場合はその限りではない。）

2) 定義浄化センター

点検時等以外は、常時閉門とする。

8. 毒物等の管理に関する特記事項

仙台市建設局の「毒物等の管理に関する要領」に基づくものとする。（別紙15参照）

添付資料

- | | | |
|----|-------------------|---------------------|
| 1) | 広瀬川浄化センター運転管理年報 | 25～27年度分：「別紙16」のとおり |
| 2) | 定義浄化センター運転管理年報 | 25～27年度分：「別紙17」のとおり |
| 3) | 広瀬川浄化センター水質法定試験結果 | 25～27年度分：「別紙18」のとおり |
| 4) | 定義浄化センター水質法定試験結果 | 25～24年度分：「別紙19」のとおり |

《ポンプ場》

1. 委託業務対象設備

委託対象設備は、次のとおりとし、その詳細は別紙20～25によるものとする。

- [別紙20：赤坂ポンプ場委託対象設備概要]
- [別紙21：折立ポンプ場委託対象設備概要]
- [別紙22：みやぎ中山ポンプ場委託対象設備概要]
- [別紙23：国見第一ポンプ場委託対象設備概要]
- [別紙24：国見第二ポンプ場委託対象設備概要]
- [別紙25：吉成ポンプ場委託対象設備概要]

1) 機械設備

- (1) 沈砂池設備
- (2) 主ポンプ設備
- (3) 換気設備
- (4) 脱臭設備
- (5) その他付帯設備

2) 電気設備

- (1) 受変電設備
- (2) 直流電源設備
- (3) 動力電源設備
- (4) 自家発電設備
- (5) 計装設備
- (6) その他付帯設備

3) その他土木・建築付帯設備等

2. 委託業務内容

受注者は、以下の業務を行う。

1) 保守点検業務（点検作業内容は、「別紙26」による）

(1) 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、微候を発見するため行う点検。

主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業。

(2) 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等期間を定めて行う点検。

主として測定、調整、分解掃除及び記録等の作業。

(3) 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施。

(4) 定期自主点検

法の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録の作業。

(別紙 定期自主点検表 参照)

(5) 簡易な故障修理

特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる修理。

(6) 点検設備等周辺の清掃

機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の清掃、補修ペンキ塗りなどの作業。

2) その他の業務

- (1) 設備等の清掃及び設備に係わる備品・消耗品・材料等の整理整頓
- (2) 場内の簡易な除草
- (3) 除塵作業
- (4) 機器の運転操作
- (5) 簡易な点検
- (6) 設備点検業務委託等の立会い
- (7) 業務中の市担当者への報告
- (8) その他必要と思われる業務

3. 業務委託の範囲

本業務委託には、下記業務は含まない。ただし、運転業務として立会、操作、確認は含むものとする。

- (1) し渣運搬業務
- (2) 緑地管理業務
- (3) 各種ポンプ分解点検業務
- (4) 消防用設備法定点検業務
- (5) 自家用電気工作物保安業務
- (6) 計装設備点検業務
- (7) その他専門知識及び技能等を有する業務

4. 業務担当者等

1) 有資格者の配置

受注者は、関係法令に基づき有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。又、選任の内容は発注者へ書面をもって報告すること。

必要な有資格者は、以下の通りとする。

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）
- (2) 第2種電気工事士
- (3) 乙種第4類危険物取扱者
- (4) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (5) その他、関係法令に定める業務に必要な有資格者

2) 業務従事者

- (1) 受注者は、本業務を実施するに当たり、当該施設の研修を受けた者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。
- (3) 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

5. 業務記録及び報告

受注者は、一月毎及び、年度毎終了後、下記書類を記録・整理し、委託者に速やかに報告すること。又、記録だけの書類についても発注者が、報告を求めた時は、直ちに提出すること。

名 称	記 録	報 告	仙台市が指定するフォーマットによる電子媒体
業務委託実施報告書	○	○	
運転管理月報	○	○	○
運転管理年報	○	○	○
故障報告書	○	○	○

6. 業務委託実施頻度及び実施時間時間


- 1) 巡回は原則として 8:30～17:00 の時間内とし、週1回以上とする。
- 2) 異常時や立会等は、随時対応するものとする。

添付資料

- 1. 赤坂ポンプ場運転管理年報 25～27年度分：「別紙27」のとおり
- 2. 折立ポンプ場運転管理年報 25～27年度分：「別紙28」のとおり
- 3. みやぎ中山ポンプ場運転管理年報 25～27年度分：「別紙29」のとおり
- 4. 国見第一ポンプ場運転管理年報 25～27年度分：「別紙30」のとおり
- 5. 国見第二ポンプ場運転管理年報 25～27年度分：「別紙31」のとおり
- 6. 吉成ポンプ場運転管理年報 25～27年度分：「別紙32」のとおり

(別紙 1)

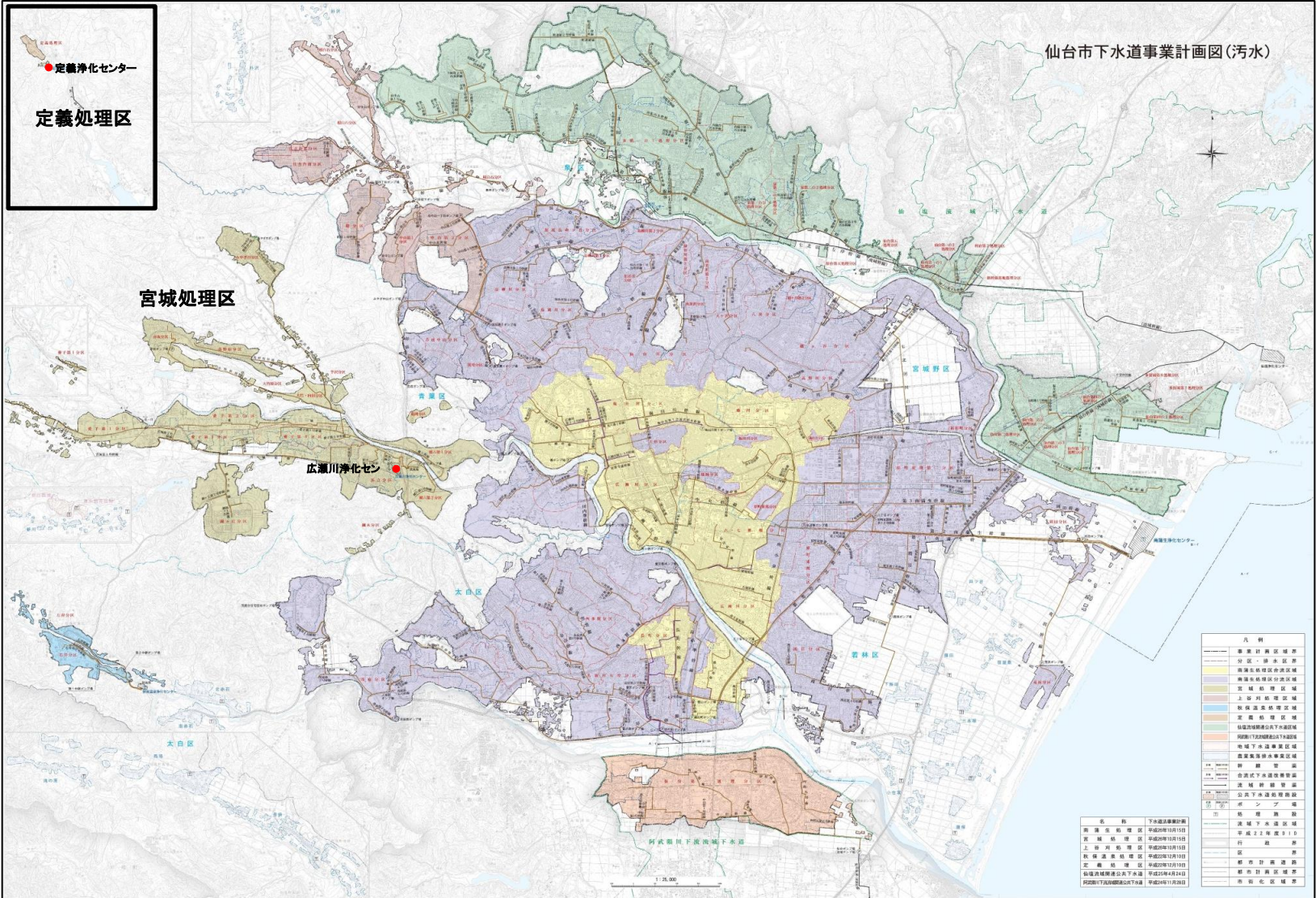
広瀬川浄化センター
位 置 図



 ● 定義浄化センター
定義処理区

宮城処理区

● 広瀬川浄化セン



凡例	
	事業計画区域界
	宮城・廣瀬川
	宮城処理区分法区域
	廣瀬川処理区分法区域
	宮城処理区域
	上宮城処理区域
	仙崎処理区域
	定義処理区域
	仙崎処理委託区(公共下水道)
	仙崎処理委託区(公共下水道)
	地城下水道事業区域
	農業集積排水事業区域
	幹線管渠
	公共下水道管渠
	流域幹線管渠
	公共下水道管渠施設
	河川
	湖沼
	海岸線
	境界線
	流域下水道区域
	流域下水道
	事業計画年度
	年度
	区界
	市界
	市界
	市界
	市界
	市界

名称	下水道事業計画
宮城処理区	令和2年11月15日
廣瀬川処理区	令和2年11月15日
上宮城処理区	令和2年11月15日
仙崎処理区	令和2年11月15日
定義処理区	令和2年7月15日
仙崎処理委託(公共下水道)	平成25年4月24日
仙崎処理委託(公共下水道)	平成24年11月28日

1:25,000

(別紙 2)

広瀬川浄化センター
屋上広場平面図

広瀬川浄化センター 屋上広場

S=1:500



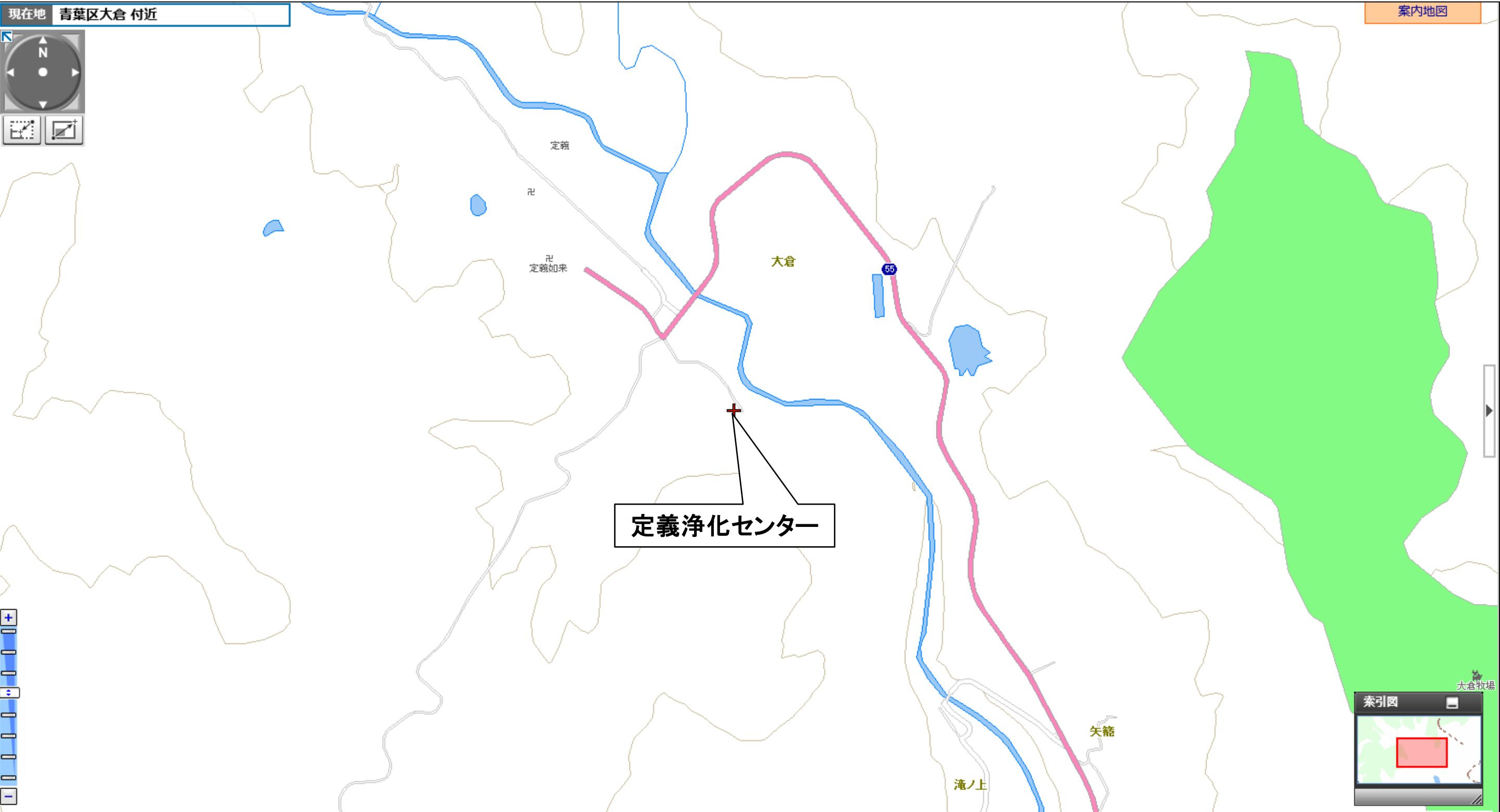
新立中学校

(別紙 3)

定義浄化センター
位置図

現在地 青葉区大倉 付近

案内地図



定義浄化センター



(別紙 4)

赤坂ポンプ場
案内図



現在地 青葉区芋沢 付近

案内地図



赤坂ポンプ場
青葉区芋沢赤坂中5-9

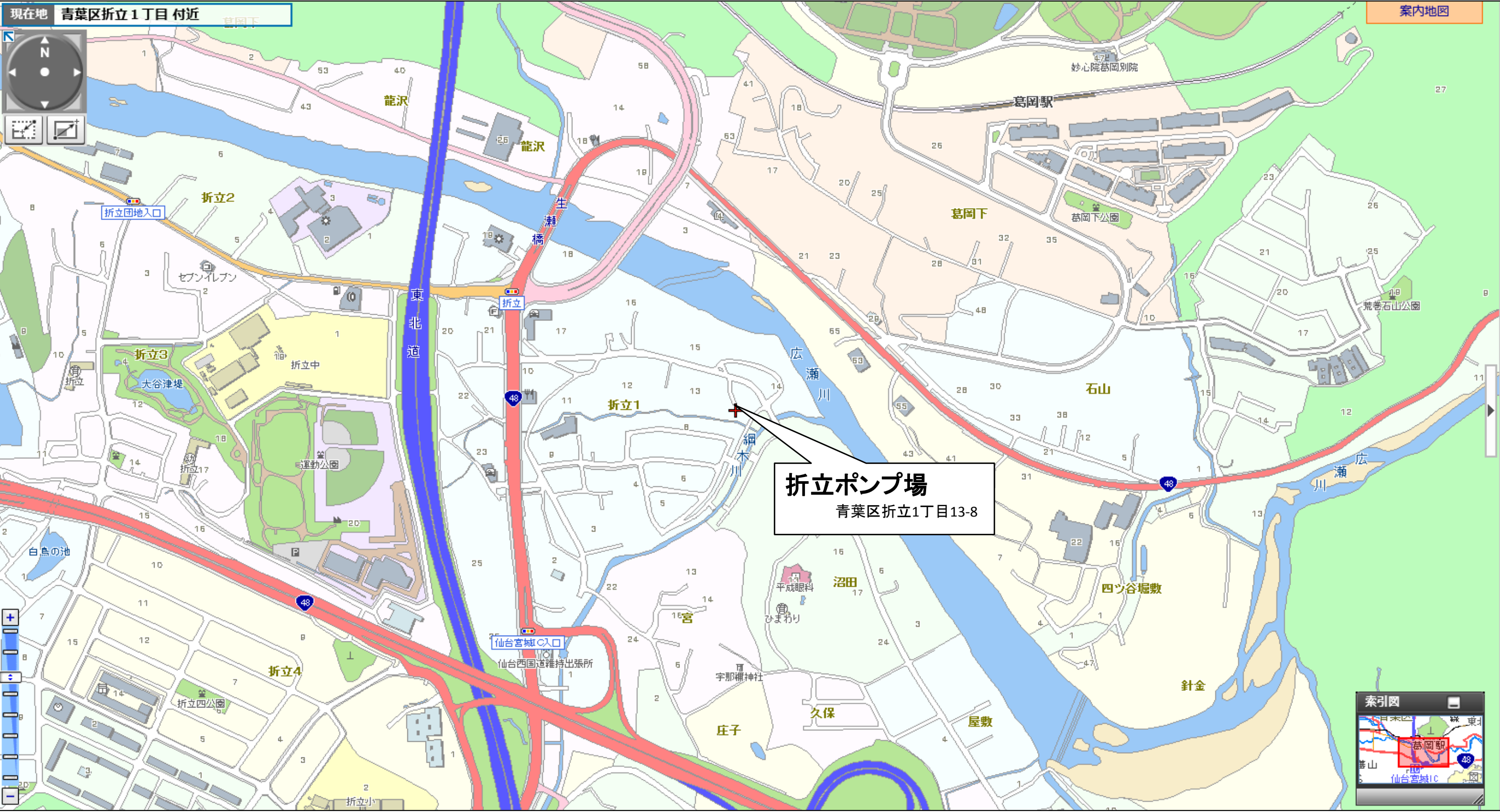


(別紙 5)

折立ポンプ場
案内図

現在地 青葉区折立1丁目付近

案内地図



折立ポンプ場
青葉区折立1丁目13-8



(別紙 6)

みやぎ中山ポンプ場
案内図

現在地 青葉区中山台3丁目 付近

案内地図

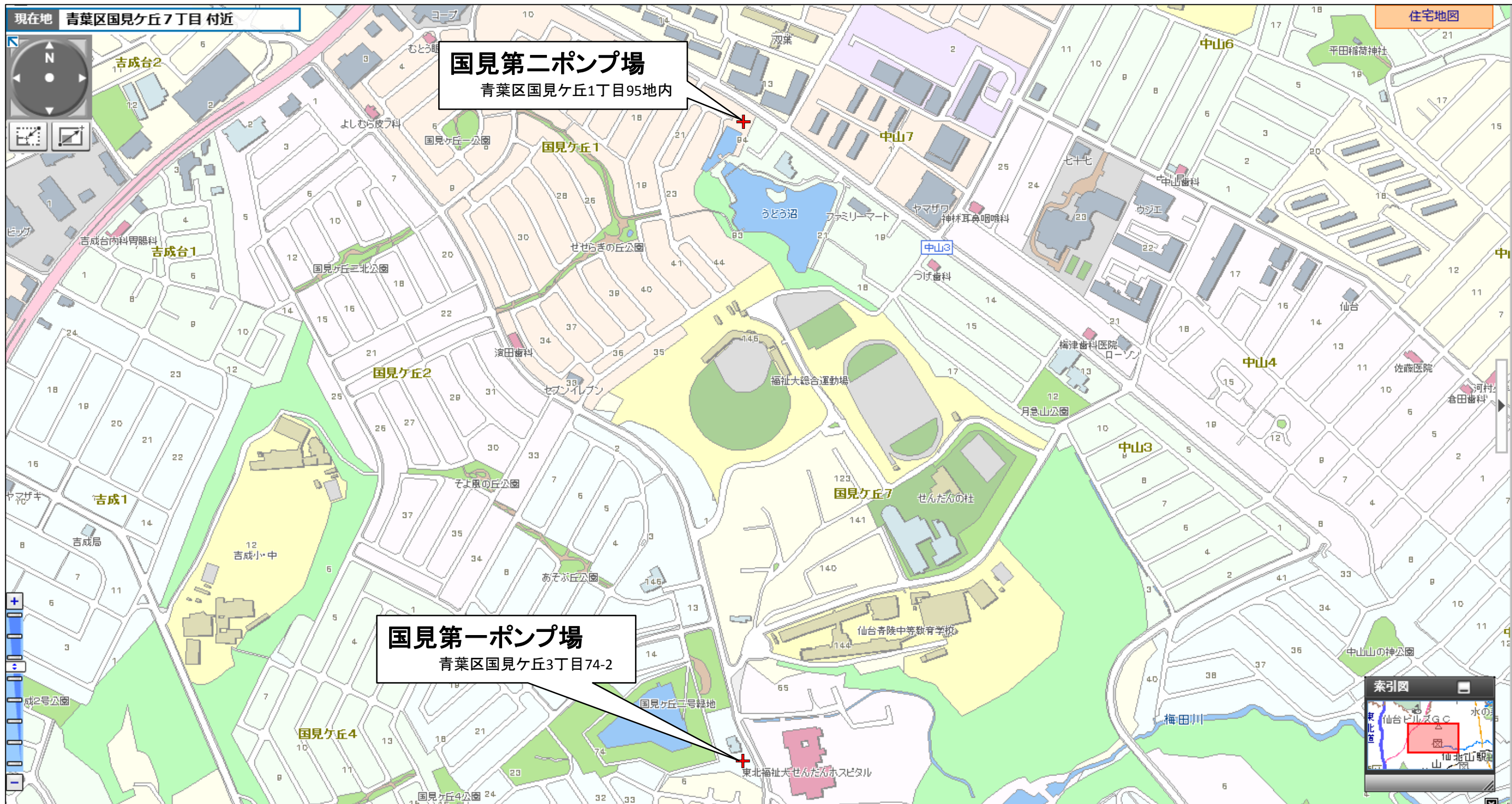


みやぎ中山ポンプ場
青葉区中山台3丁目17-2



(別紙 7)

国見第一，第二ポンプ場
案 内 図



現在地 青葉区国見ヶ丘7丁目 付近

住宅地図

国見第二ポンプ場
青葉区国見ヶ丘1丁目95地内

国見第一ポンプ場
青葉区国見ヶ丘3丁目74-2



(別紙 8)

吉成ポンプ場
案内図

所在地 青葉区南吉成6丁目 付近



案内地図

吉成ポンプ場
青葉区南吉成6丁目3-5



(別紙 9)

委託料の支払い内訳

支 払 内 訳 書

平成29年度（支払回数12回）

期間及び回数	金 額	備 考
4月分	円	
5月分	円	
6月分	円	
7月分	円	
8月分	円	
9月分	円	
10月分	円	
11月分	円	
12月分	円	
1月分	円	
2月分	円	
3月分	円	

[支払方法]

- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1を百円単位で割り出した額を毎月支払うものとする。
- ・ 端数部分については、最後の支払いに上乗せして処理するものとする。

支 払 内 訳 書

平成30年度（支払回数12回）

期間及び回数	金 額	備 考
4月分	円	
5月分	円	
6月分	円	
7月分	円	
8月分	円	
9月分	円	
10月分	円	
11月分	円	
12月分	円	
1月分	円	
2月分	円	
3月分	円	

[支払方法]

- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1を百円単位で割り出した額を毎月支払うものとする。
- ・ 端数部分については、最後の支払いに上乗せして処理するものとする。

支 払 内 訳 書

平成31年度（支払回数12回）

期間及び回数	金 額	備 考
4月分	円	
5月分	円	
6月分	円	
7月分	円	
8月分	円	
9月分	円	
10月分	円	
11月分	円	
12月分	円	
1月分	円	
2月分	円	
3月分	円	




[支払方法]

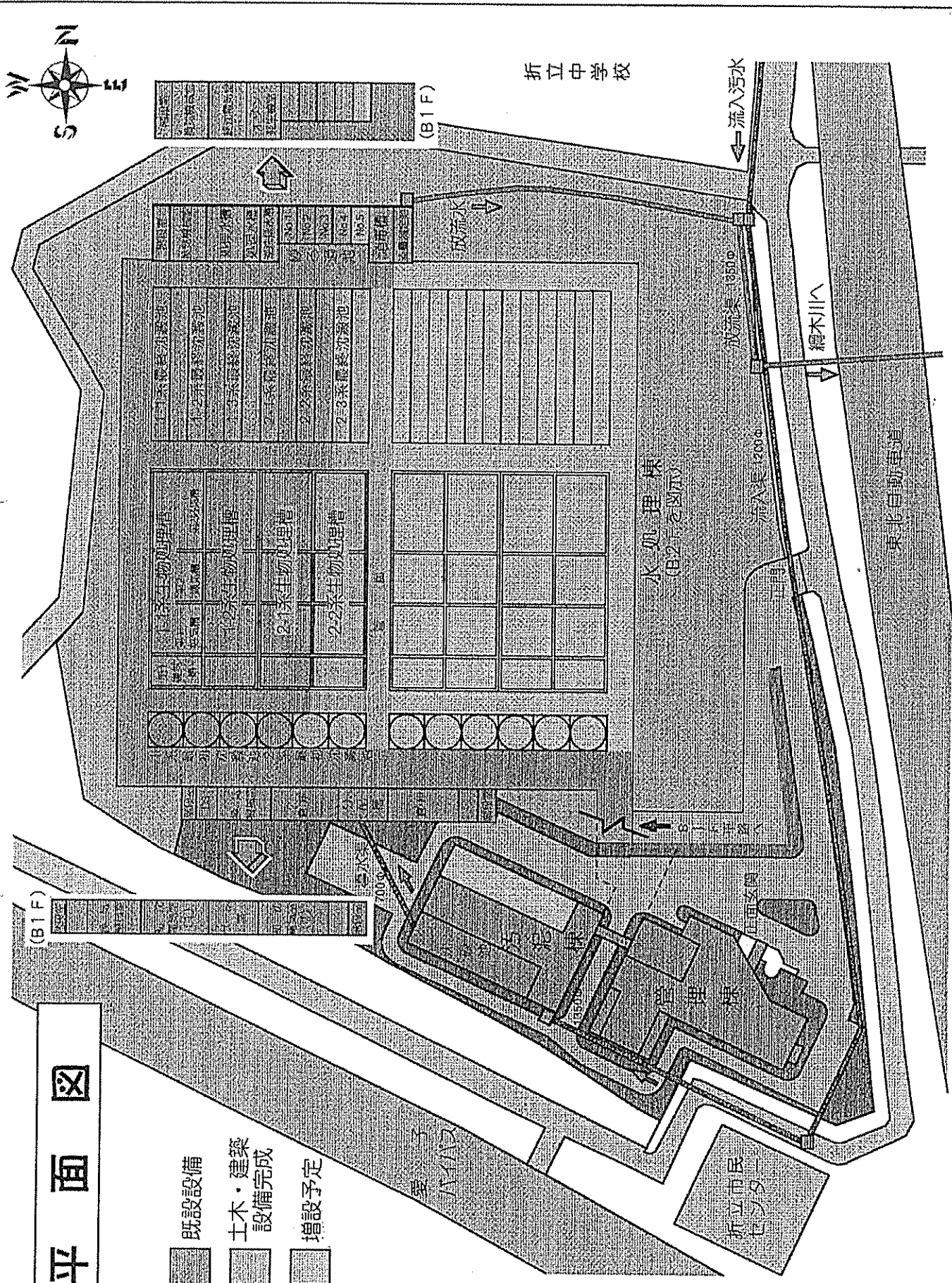
- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1を百円単位で割り出した額を毎月支払うものとする。
- ・ 端数部分については、最後の支払いに上乗せして処理するものとする。

(別紙 10)

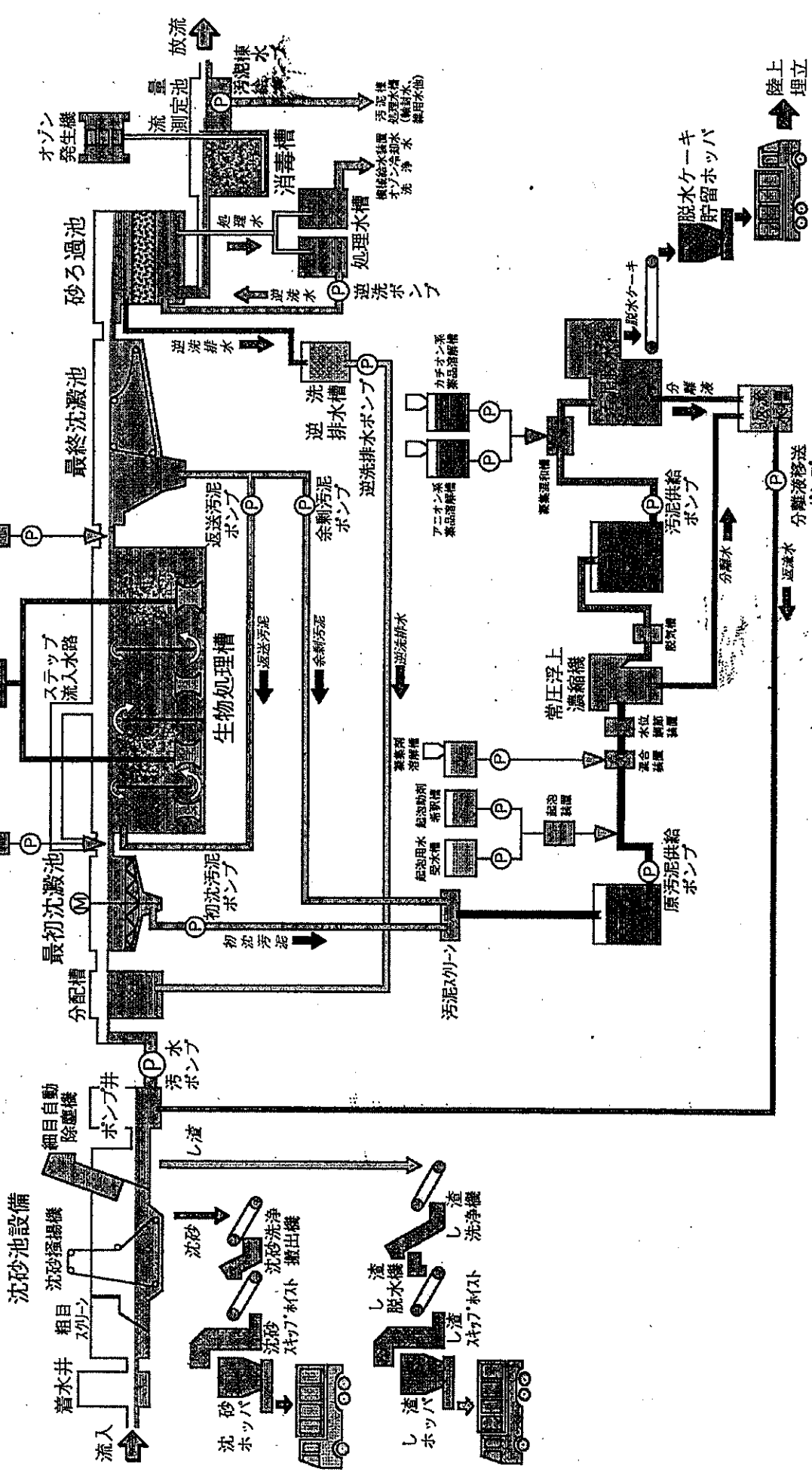
広瀬川浄化センター 管理対象設備概要

平面図

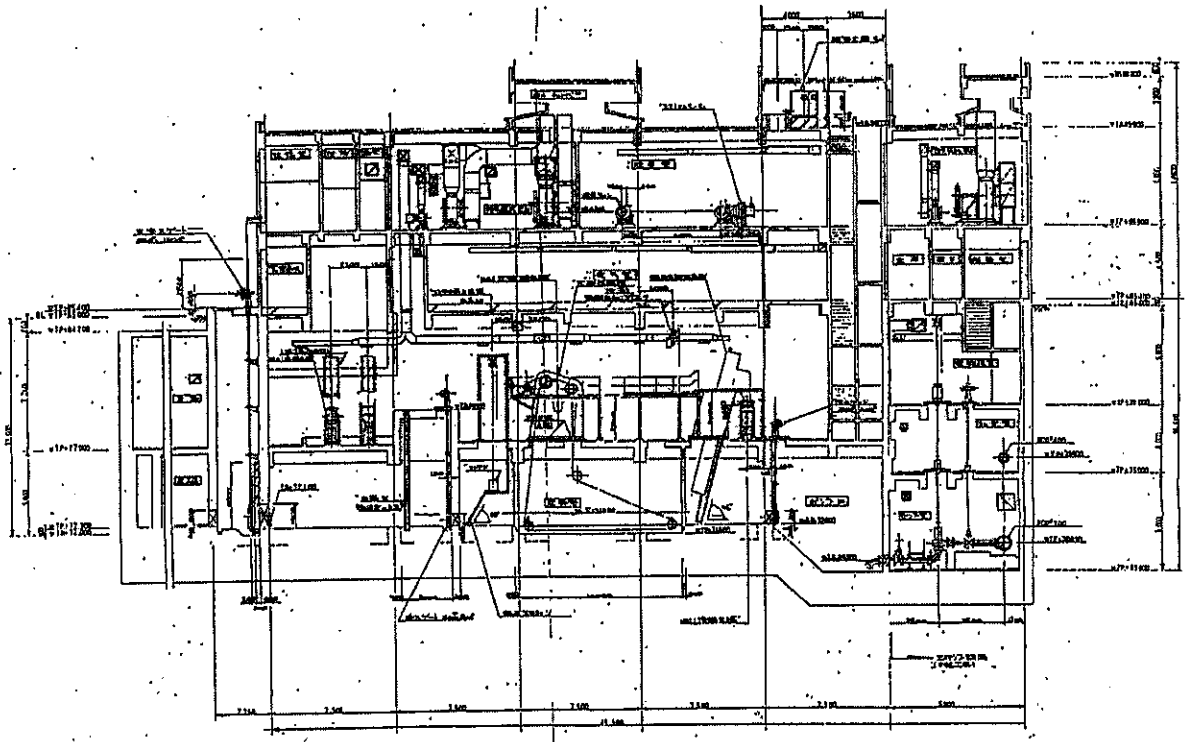
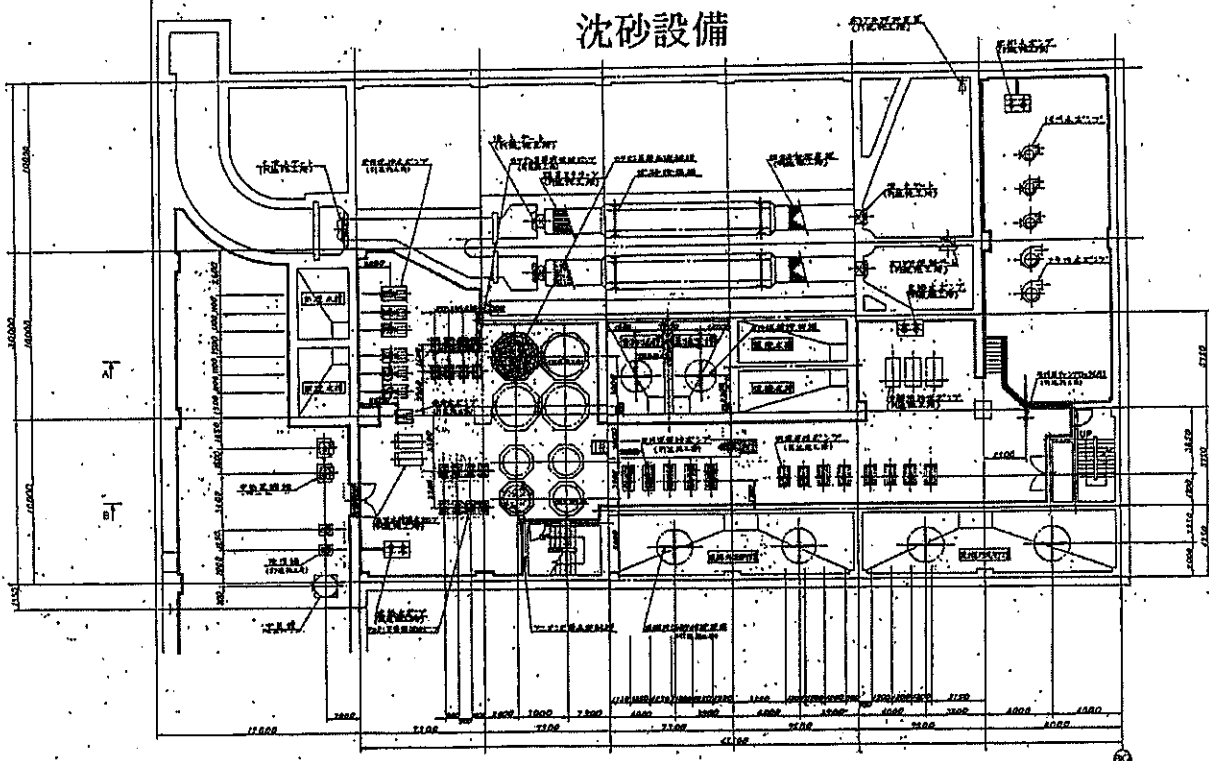
-  既設設備
-  土木・建築設備完成
-  増設予定



広瀬川浄化センター フロ-シート

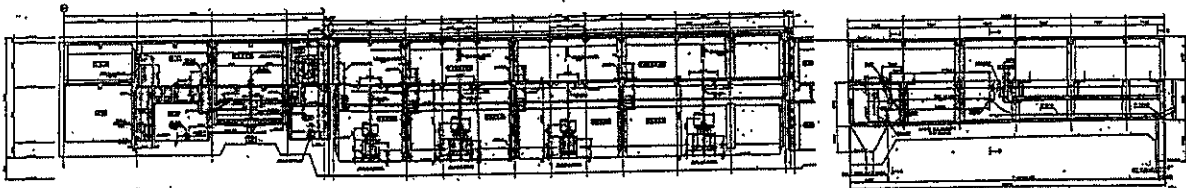
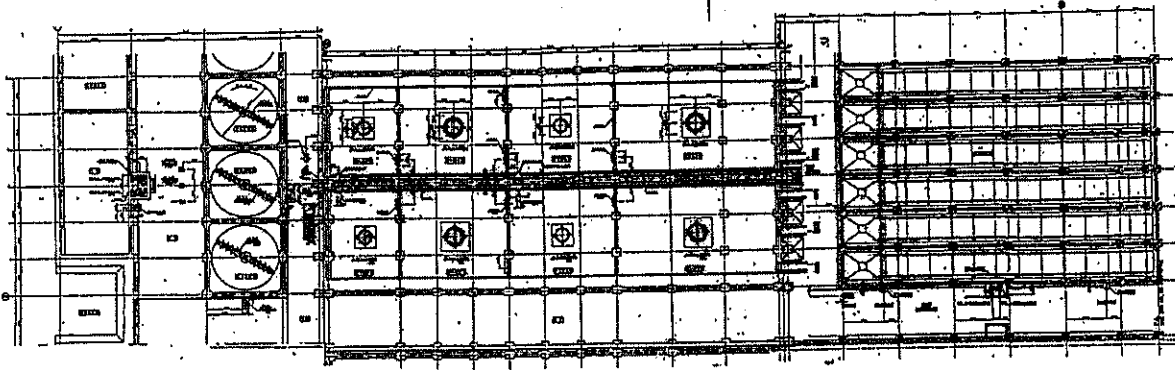


沈砂設備



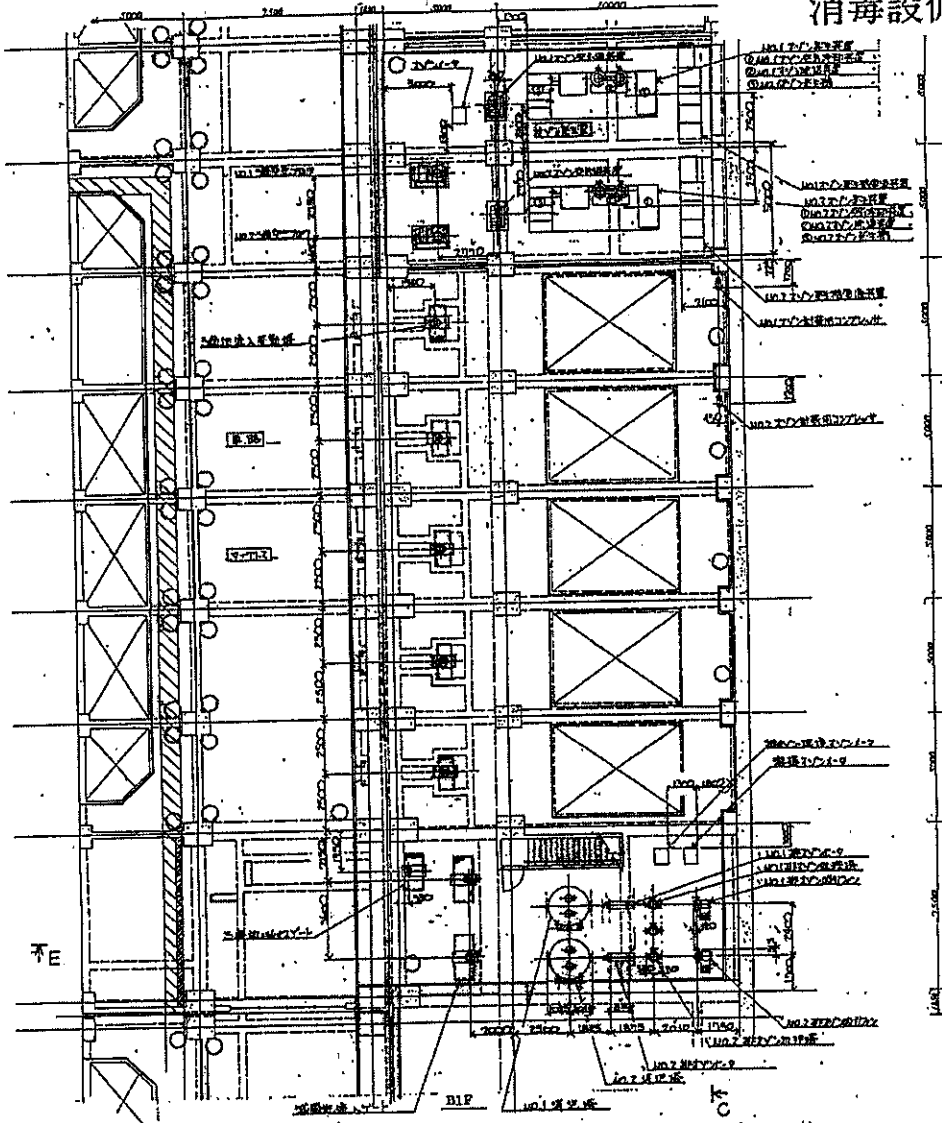
広瀬川浄化センター

初沈、生物処理槽、終沈

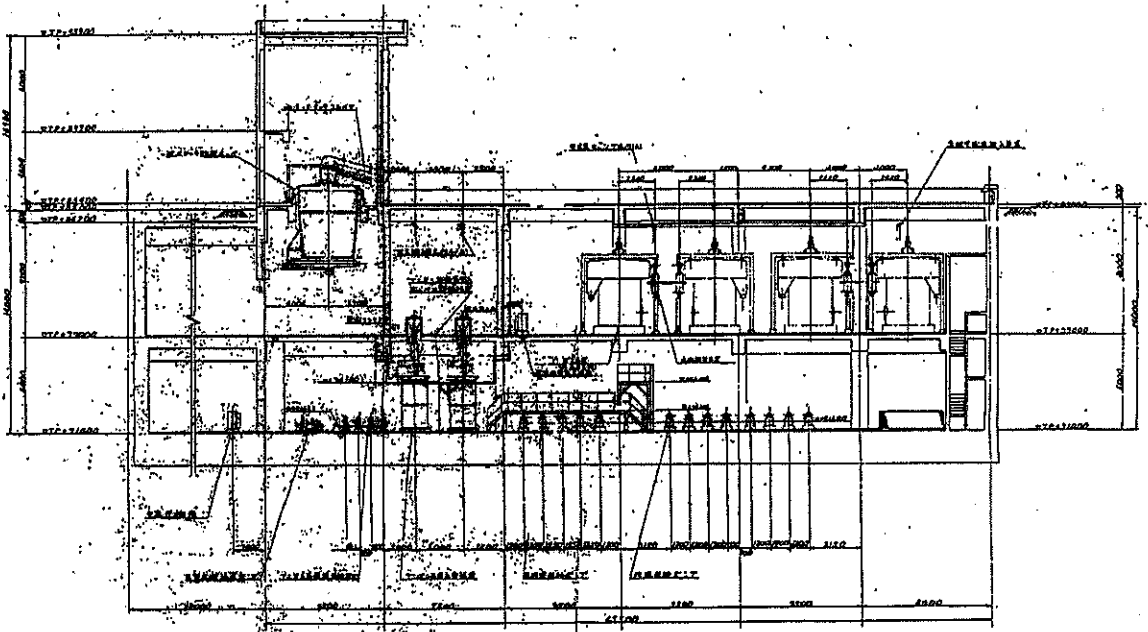
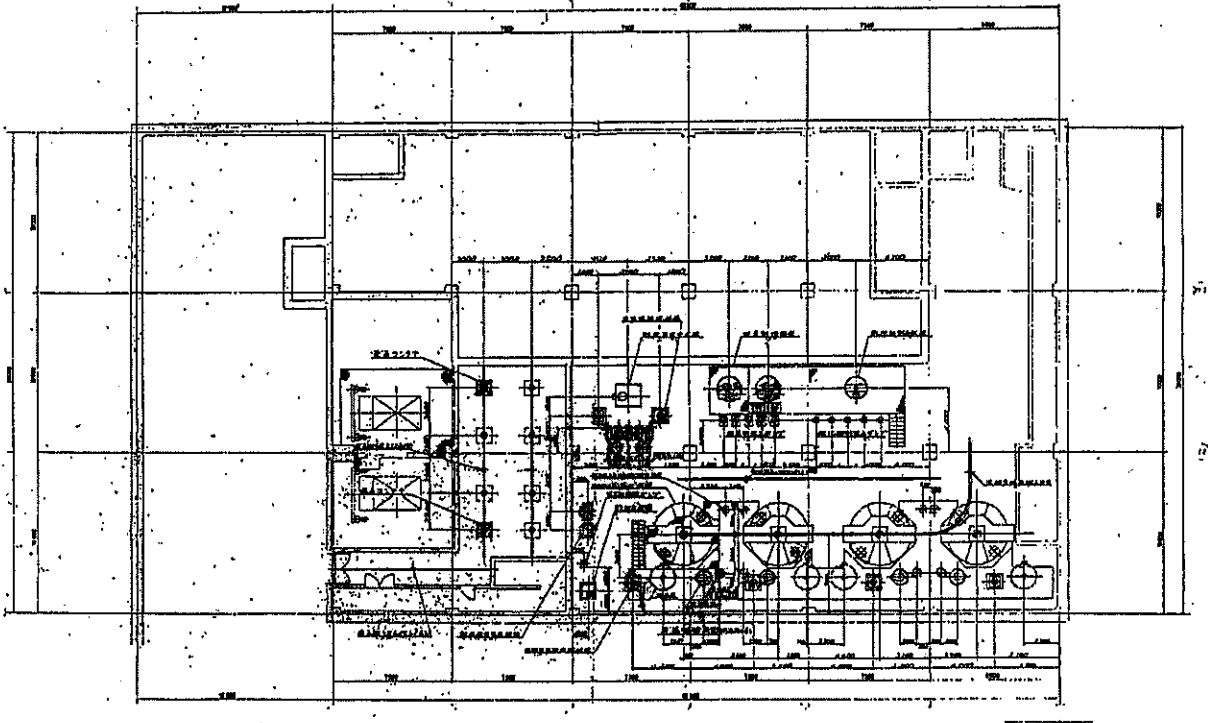


広瀬川浄化センター

消毒設備

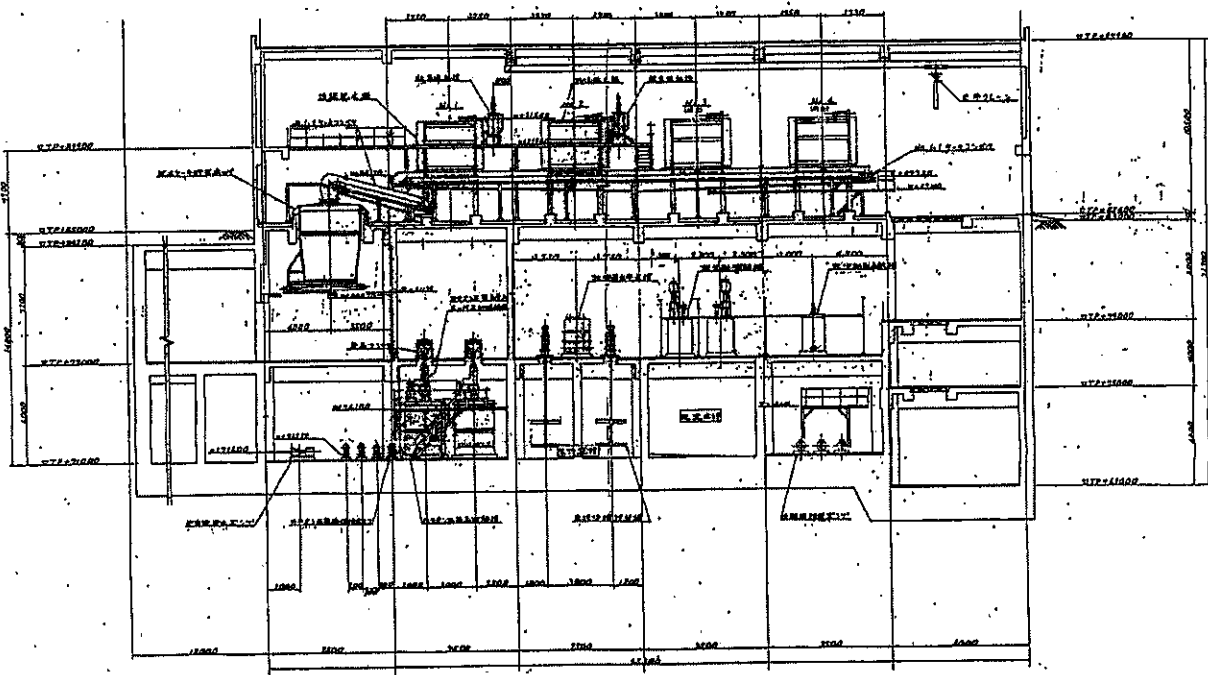
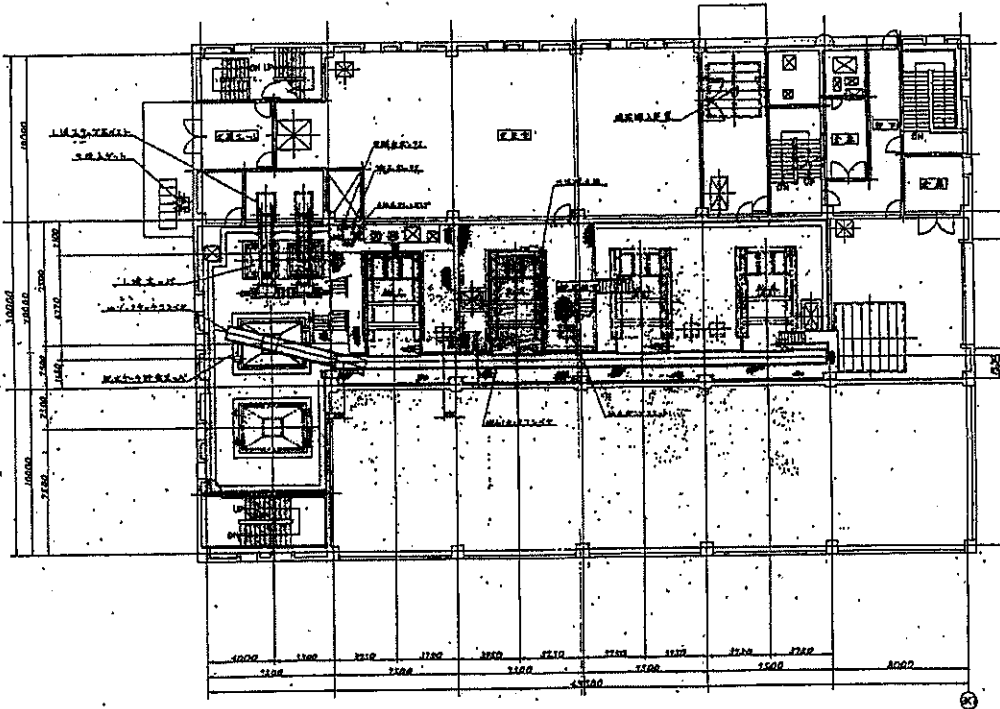


汚泥濃縮設備

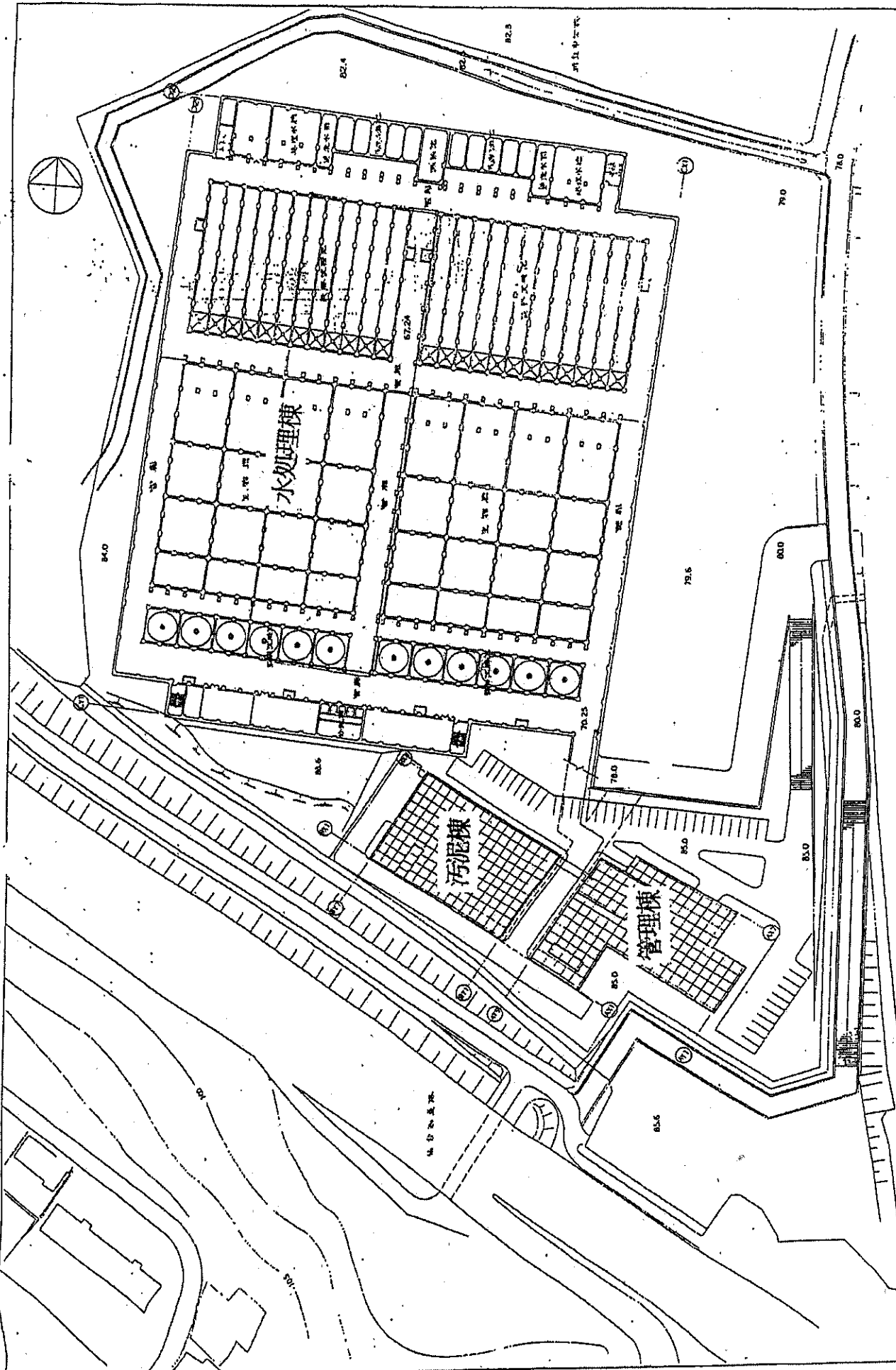


広瀬川浄化センター

汚泥脱水設備

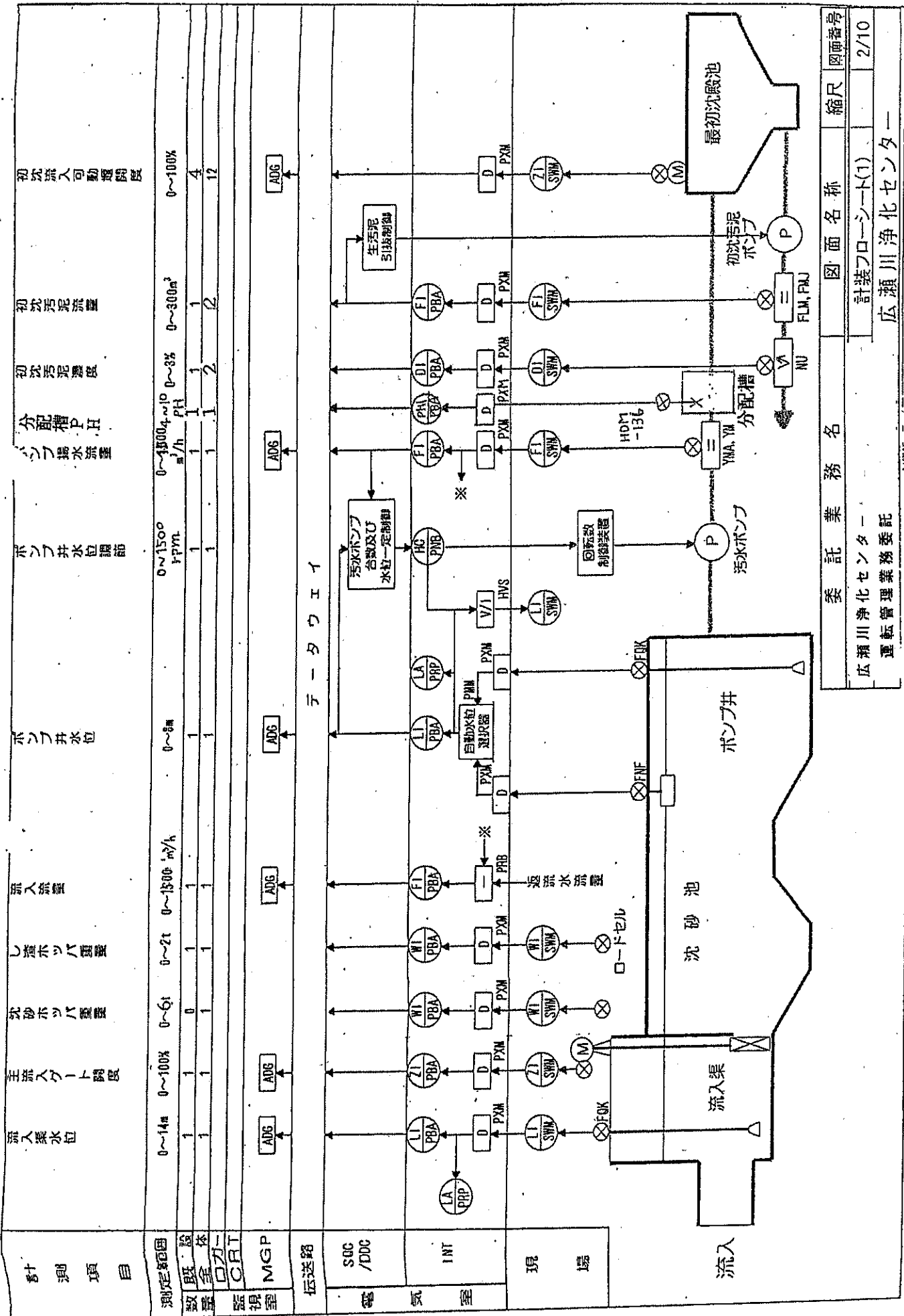


広瀬川浄化センター



委託業務名	図面名称	縮尺	図面番号
広瀬川浄化センター 運転管理業務委託	全体配置図		1/10
広瀬川浄化センター			

84.5

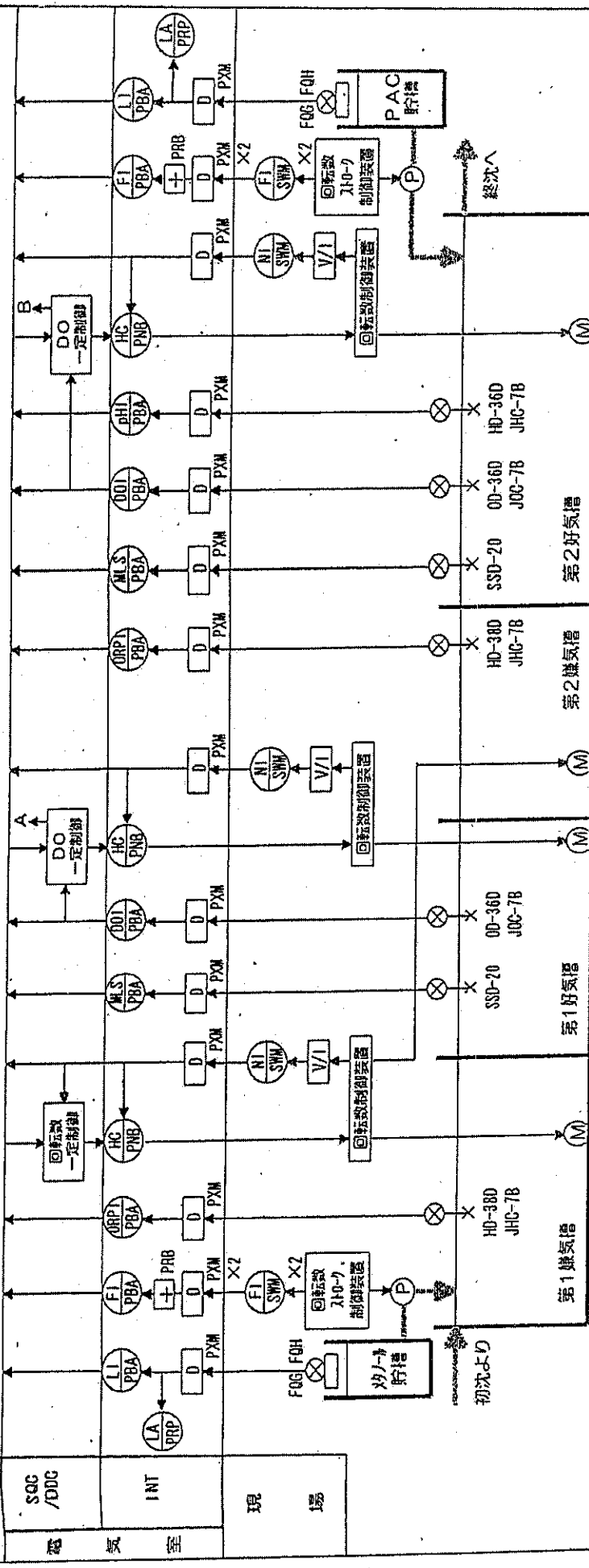


計測項目	流入水量	主流入ゲート開度	沈砂ホッパ重量	しぼホッパ重量	流入流量	ポンプ井水位	ポンプ井水位調節	ポンプ揚水量	分配槽PH	初沈汚泥濃度	初沈汚泥流量	初沈流入可動範囲
測定範囲	0~14m	0~100%	0~6t	0~2t	0~1500 m ³ /h	0~5m	0~1500 ppm	0~1500 m ³ /h	0~100% PH	0~3%	0~300m ³	0~100%
数量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
監視室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
CRT												
MGP												

委託業務名	広瀬川浄化センター 運転管理業務委託
図面名称	計装フローシート(1)
縮尺	2/10
図面番号	広瀬川浄化センター

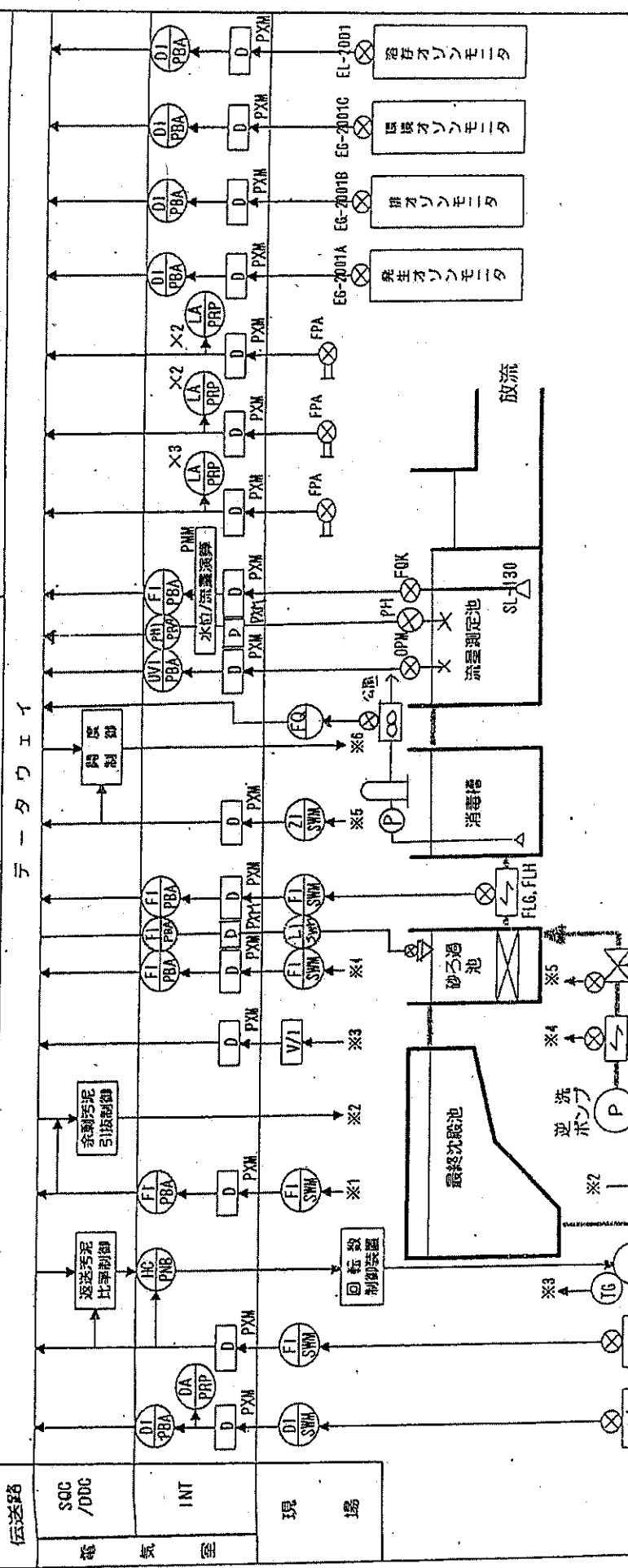
計測項目	メタノール貯槽液位	メタノール注入量	ORP	水中酸素濃度回転数	DO	水中酸素濃度調節	MLSS	DO	水中酸素濃度調節	DO	水中酸素濃度調節	ORP	水中酸素濃度調節	MLSS	DO	水中酸素濃度調節	PH	水中酸素濃度調節	水中酸素濃度調節	水中酸素濃度調節	PAC貯槽液位	PAC注入量	
測定範囲	0~3.5m	0~22t/m	-700~700mV	0~1800rpm	0~10mg/l	0~1800rpm	0~5000mg/l	0~10mg/l	0~1800rpm	0~10mg/l	0~1800rpm	-700~700mV	0~1800rpm	0~5000mg/l	0~10mg/l	0~14	0~14	0~14	0~14	0~14	0~3.5m	0~12t/m	
設置	1	2	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	1	2	
監視室	1	2	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	1	2	
MGP																							

データウェイ



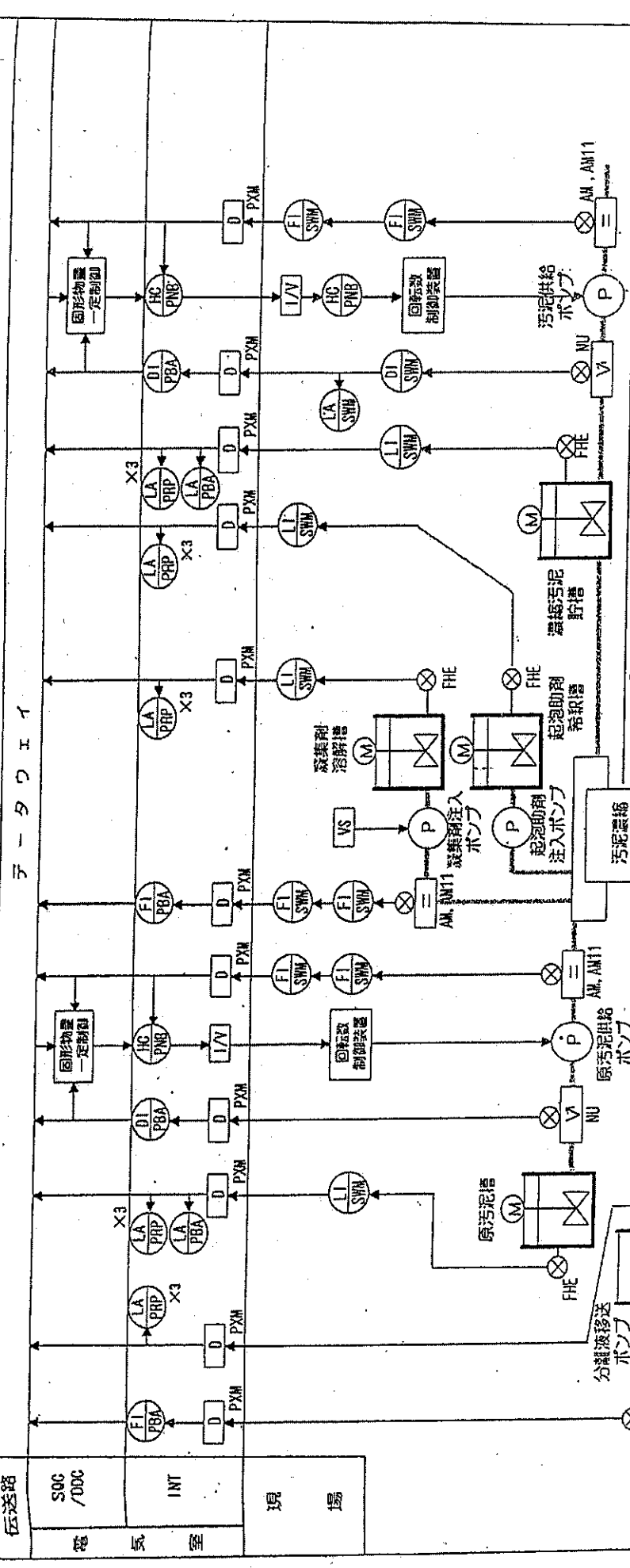
委託業務名	図面名称	縮尺	図面番号
広瀬川浄化センター 運転管理業務委託	計装フローシート(2) 広瀬川浄化センター		3/10

計測項目	測定範囲	単位	監視室	伝送路	電	気	室	現場
送還汚泥濃度	0~3%	500m ³ /h	2	ADG				
送還汚泥流量	0~50	m ³ /h	2	ADG				
送還汚泥流量調節	2		4					
余剰汚泥流量	0~80	m ³ /h	2	ADG				
数送汚泥ポンプ回転	0~1500	rpm	4					
洗水流量	0~2500	m ³ /h	1					
砂ろ過池ろ杭	0~2500	m ³ /h	1					
処理水流量	0~1000	m ³ /h	1					
関係ろ過洗流調節節弁	0~100%		1					
関係ろ過洗流調節節弁	0~100%		2					
修身水揚水量	10 ² pp	0~1	1					
放流水UV	0~1	PH	1					
放流水PH	0~10	PH	1					
放流流量	0~2000	m ³ /h	1					
逆洗排水槽水位	0~5m		1					
水処理処理水槽水位	0~4m		2					
汚泥様処理水槽水位	0~4m		2					
発生オゾン濃度	0~40	kg/m ³	1					
排オゾン濃度	0~20	kg/m ³	1					
環境オゾン濃度	0~10	ppm	1					
溶存オゾン濃度	0~5	g/m ³	1					



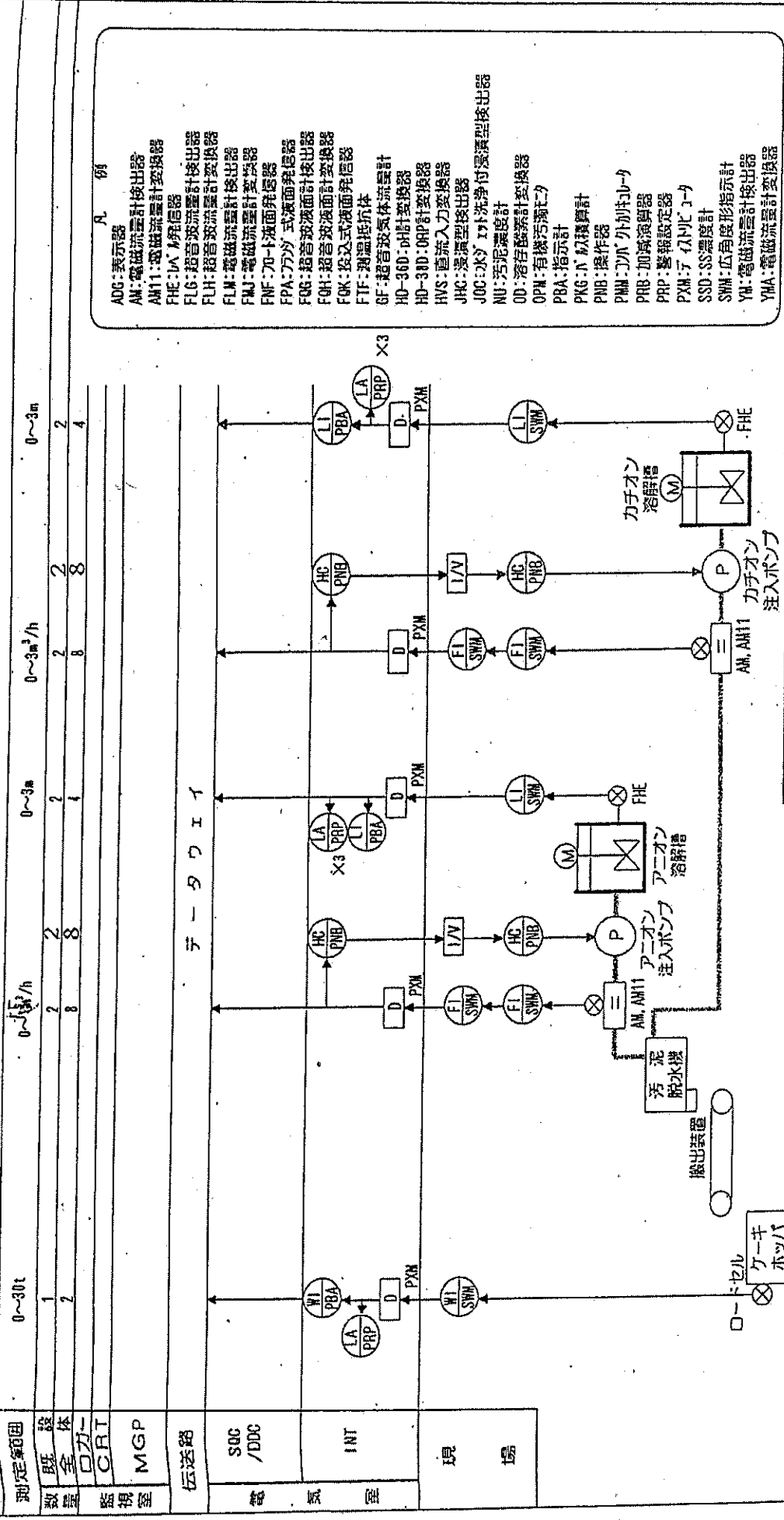
委託業務名	図面名称	縮尺	図面番号
広瀬川浄化センター 運転管理業務委託	計装フローシート(3)		4/10
広瀬川浄化センター			

計測項目	返流水流量	返流水槽水位	原汚泥槽液位	原汚泥投入速度	原汚泥投入流量調節	原汚泥投入流量	凝集剤注入流量	凝集剤溶解槽液位	起泡剤希釈槽液位	濃縮汚泥貯留槽液位	脱水機供給汚泥速度	調節水供給汚泥流量	脱水機供給汚泥流量
測定範囲	0~300 m ³ /h	0~6m	0~5m	0~3%	0~10m ³ /h	0~300 l/h	0~3m	0~3m	0~3m	0~5m	0~8%	0~20m ³ /h	
設置数	1	2	2	1	2	2	2	2	1	1	1	2	2
本体	1	?	?	2	4	4	2	2	1	1	2	2	8
口径													
CRT													
MGP													



委託業務名	広瀬川浄化センター 運転管理業務委託	図面名称	計装フローシート(6)	縮尺	7/10	図面番号	広瀬川浄化センター
-------	-----------------------	------	-------------	----	------	------	-----------

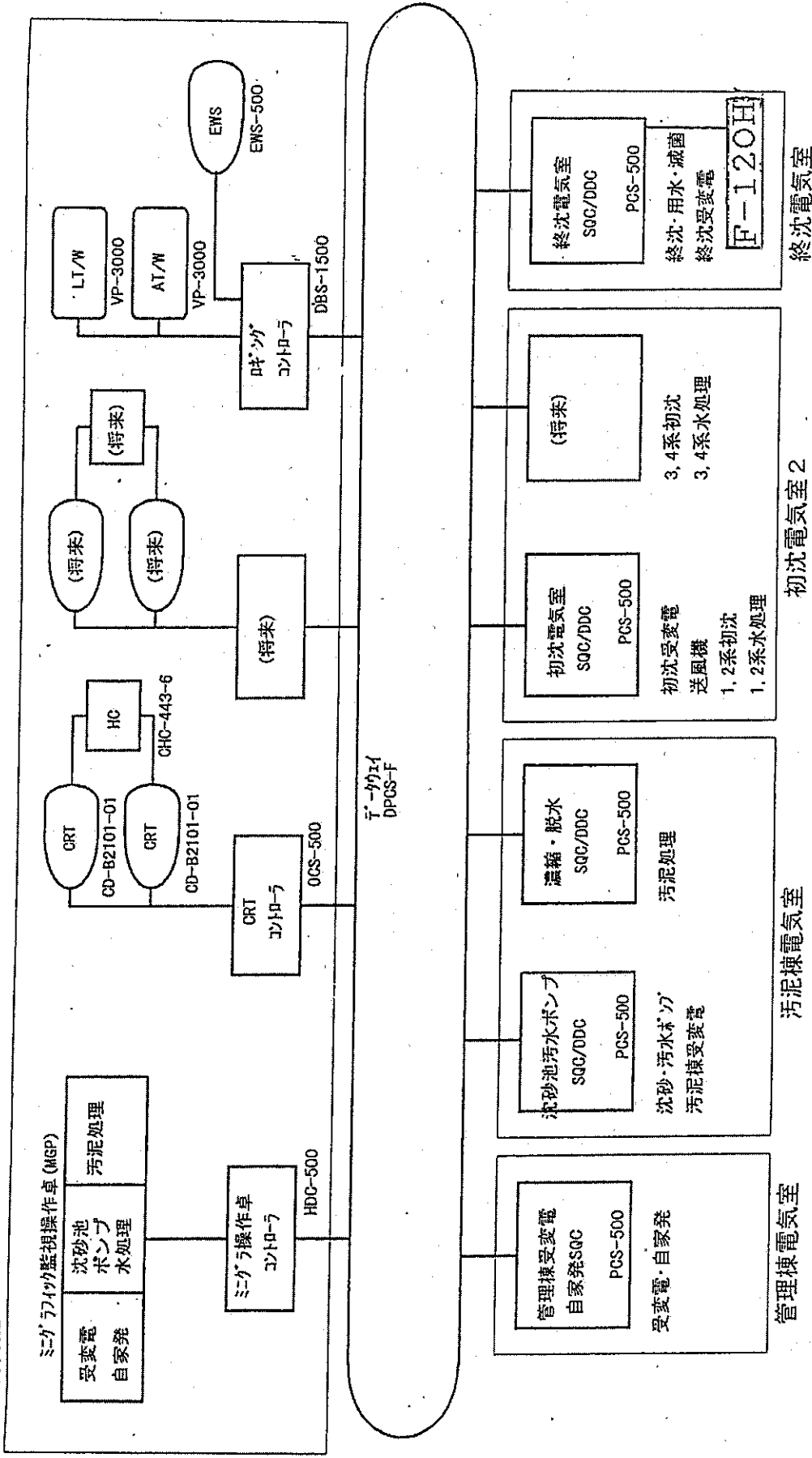
計測項目	クレーンホップ重量	アニオン注入流量	アニオン溶解槽液位	カチオン注入流量	カチオン溶解槽液位
測定範囲	0~30t	0~15m ³ /h	0~3m	0~3m ³ /h	0~3m
既設	1	2	2	2	2
全体	2	8	4	8	4
ロー					
CRT					
MGP					



- 凡例
- ADC: 表示器
 - AM: 電磁流量計検出器
 - AM11: 電磁流量計変換器
 - FHE: 浮力発信器
 - FLG: 超音波流量計検出器
 - FLH: 超音波流量計変換器
 - FLM: 電磁流量計検出器
 - FLJ: 電磁流量計変換器
 - FNF: 70-1液面発信器
 - FPA: 70-1式液面発信器
 - FQG: 超音波液面計検出器
 - FQH: 超音波液面計変換器
 - FBK: 圧入式液面発信器
 - FTF: 測温抵抗体
 - GF: 超音波気体流量計
 - HD-36D: pH計変換器
 - HD-36D: pH計検出器
 - HVS: 直流入力変換器
 - JHC: 浸透型検出器
 - JOC: JKY 171洗淨付浸透型検出器
 - NU: 汚泥濃度計
 - OD: 溶存酸素計変換器
 - OPM: 有機汚濁エロ
 - PBA: 指示計
 - PKG: N 初積算計
 - PMB: 操作器
 - PMH: コバ 外加カルク
 - PRB: 加減演算器
 - PRP: 警報設定器
 - PXM: マイクロプロ
 - SSD: SS濃度計
 - SWH: 広角度形指示計
 - YH: 電磁流量計検出器
 - YMA: 電磁流量計変換器

委託業務名	図面名称	縮尺	図面番号
広瀬川浄化センター 運転管理業務委託	計装フローシート(7)		8/10
広瀬川浄化センター			

管理制御室

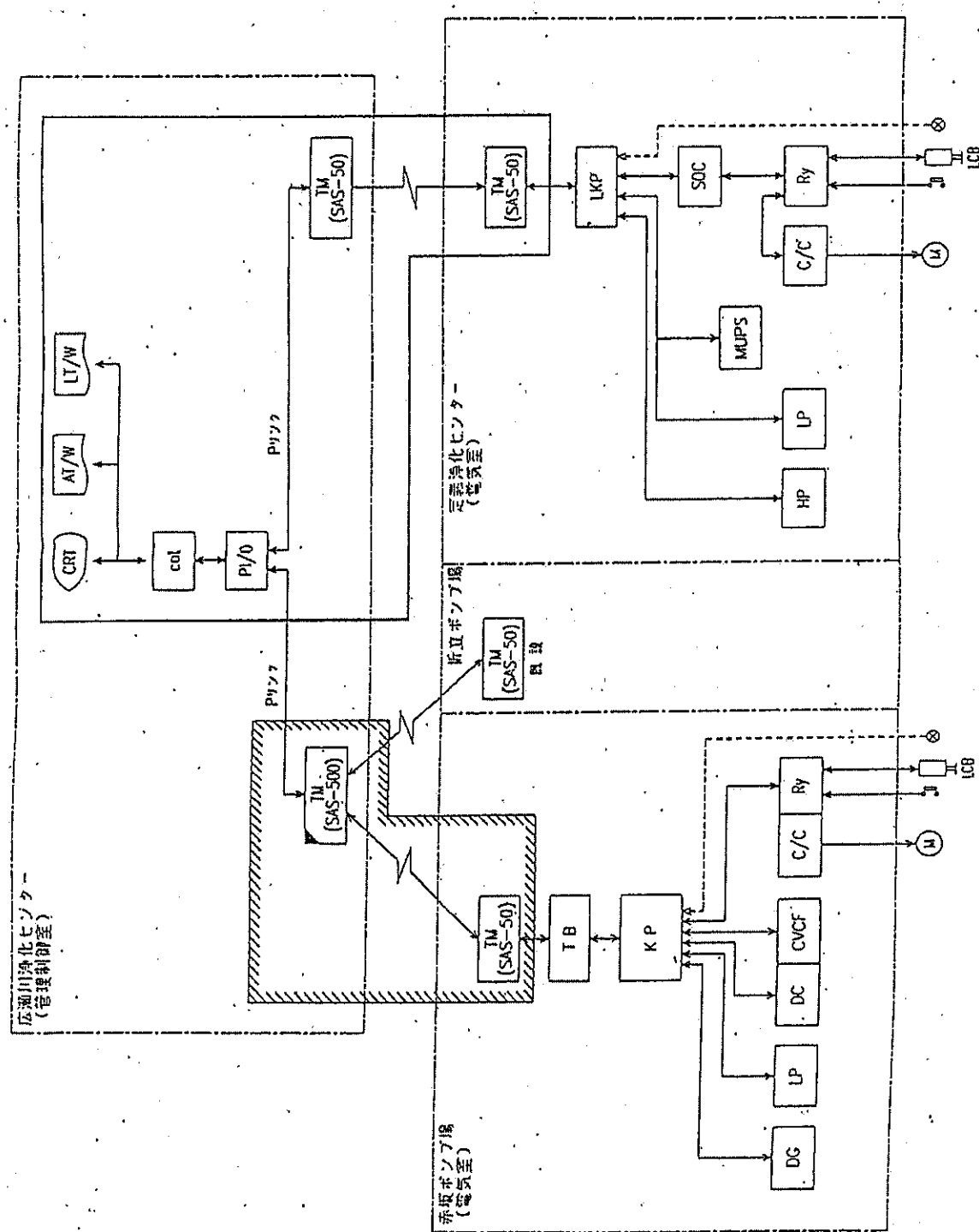


LI/W: ロギングタイプライタ (プリンタ)
 AT/W: アナウンズメントタイプライタ (プリンタ)
 HC :ハードコピー
 EWS : エンジニアリングワークステーション

委託業務名	図面名称	縮尺	図面番号
広瀬川浄化センター 運転管理委託	監視制御システム系統図		9/10

広瀬川浄化センター

記号	名称
HP	高圧配電盤
LP	低圧配電盤
MUPS	ミニUPS装置
C/C	コントローラユニット
Ry	補助電源装置
SOC	ラージコン10-7
LCB	現場制御盤
IMP	監視制御盤
PI/O	入出力装置
CRT	CRTディスプレイ
col	コンローラ
AI/W	監視用タイプライター
LI/W	作業用タイプライター
TC/TA	遠方監視制御盤
TB	中継機字頭



委託業務名	図面名称	縮尺	図面番号
広瀬川浄化センター 運転管理業務委託	遠方監視システム系統図 広瀬川浄化センター		10/10

(1)土木・建築施設

設備名		構造・仕様	全体	現在
流入渠		HPφ1,200mm 勾配 1.0 ‰ L=265m	1	1
管理棟		RC造 地上3階 地下2階 建築面積 1,499.71m ² 延床面積 3,246.01m ²	1	1
汚泥棟		RC造一部SRC造 地上3階 地下3階 建築面積 1,029.88m ² 延床面積 4,010.06m ²	1	1
汚泥棟	沈砂池	幅 2.0m × 長さ 9.2m × 水深 0.6m 平均流速 0.3m/秒 水面積負荷 1,800m ³ /m ² ・日	2	2
	ポンプ井	幅 9.3m × 長さ 6.5m × 水深約 3m 幅 4m × 長さ 6.5m × 水深約 3m	2	2
	原汚泥槽	幅 3.5m × 長さ 5.5m × 深さ 5.0m(86m ³) 貯留日数 1.2 日(200m ³ /日)	2	1
	濃縮汚泥槽	幅 3.7m × 長さ 14.75m × 水深 5.0m(236m ³)	4	2
	汚泥棟処理水槽		2	2
	返流水槽		2	2
水処理棟		RC造 地上1階 地下2階 建築面積 288.65m ² 延床面積 26,505.29m ² (2/4系列分)	4	2
水処理棟	分配槽	幅 12.5m × 長さ 5m × 水深約 3m	1	1
	最初沈殿池	幅 9.2m × 長さ 9.2m × 水深 3.0m 滞留時間 1.6hr 水面積負荷 50m ³ /m ² ・日	12	4
	生物処理槽	総滞留時間 日最大 24.2hr 冬期 27.9hr BOD-SS 負荷 0.047kgBOD/SS・日 MLSS 濃度 3,750mg/l(第1嫌気、好気槽)、2,500mg/l(第2嫌気、好気槽) 脱窒速度 0.65mgN/g・MLSS・hr 硝化速度 0.43mgN/g・MLSS・hr 1)第1嫌気槽 幅 14.5m × 長さ 10.0m × 水深 8.0m 2)第1好気槽 幅 14.5m × 長さ 14.5m × 水深 8.0m 3)第2嫌気槽 幅 14.5m × 長さ 14.5m × 水深 8.0m 4)第2好気槽 幅 14.5m × 長さ 22.0m × 水深 8.0m	8	3
	最終沈殿池	幅 4.4m × 長さ 42.5m × 水深 3.0m 滞留時間 7.2hr 水面積負荷 10m ³ /m ² ・日 返送汚泥比 50% 返送汚泥濃度 7,500mg/l	24	10
	砂ろ過池	下向流式重力ろ過 120m ³ /日(4,500m ³ /日・池) 1)生物ろ過池(No.1) 生物膜式ろ過 幅 4.4m × 長さ 9.8m × ろ床厚 2.0m ろ材 アンソラサイト(2,000mm、有効径 3.0mm) 2)砂ろ過池(No.2、3) 2層式重力式砂ろ過 幅 4.4m × 長さ 9.8m × ろ床厚 1.0m ろ材 アンソラサイト(625mm、有効径 1.5mm)、珪砂(375mm、有効径 0.6mm)	10	4
	消毒槽	幅 3.3m × 長さ 10m × 水深約 5.5m オゾン接触法 接触時間 15分 オゾン注入率 4mg/l	2	2
	流量測定池		1	1
	処理水槽	幅 4.4m × 長さ 14.5m × 水深約 3.8m 幅 9.2m × 長さ 14.5m × 水深約 3.8m	2	2
	逆洗排水槽	幅 4.4m × 長さ 14.5m × 水深約 3.2m	1	1
	放流渠		HPφ1,350mm 勾配 1.3 ‰ L=638m(敷地外約 500m)	1

※ 土木・建築設備のみ建設済みの設備は下記の通り

設備名	数量
最初沈殿池	2
生物処理槽	1
最終沈殿池	2
砂ろ過池	1

※ 上記施設のうち、原則として敷地内の施設を管理対象とする。

(2) 機械設備

設備名		構造・仕様	全体	現在	
沈砂池設備	主流入ゲート	外ネジ式鑄鉄製電動ゲート 1250mmW×1500mmH 駆動機 2.2kW	1	1	
	流入ゲート	外ネジ式鑄鉄製手動ゲート 800mmW×800mmH	2	2	
	粗目スクリーン	手掻き式 目巾 150mm 取付角度 60度 1500mmH×2000mmH	2	1	
	沈砂設備	沈砂掻揚機	ダブルチェーン式バケットコンベア 3m/min 駆動機 1.5kW	2	1
		No.1 沈砂搬出機	U形流入トラフ 500mm×9mL	1	1
		沈砂洗滌用ブロウ	ルーツ式ブロウ 0.2 m ³ /min 駆動機 0.4 kW	1	1
		沈砂洗滌搬出機	ダブルチェーン式トラフコンベア 500mm×12.8mL 駆動機 1.5kW	1	1
		No.2 沈砂搬出機	トラフ形ベルトコンベア 600mmW×約 5.5mL 駆動機 1.5kW	1	1
		沈砂スキップホイス	ワイヤーロープ式 揚程約 8.5m バケツ容量 0.2m ³ 駆動機 3.7kW	1	1
		沈砂ホツパ	鋼板製角型スラブ掛け 容量 2m ³ 開閉方式電動式カットゲート(0.75kw×2)	1	1
	し渣設備	細目除塵機	間欠式前面掻揚機 スクリーン目巾 20mm 取付角度 75° 1500mmH×5000mmH 駆動機 1.5kW レーキ速度 7.5m/min 以下	2	2
		No.1 し渣搬出機	トラフ形ベルトコンベア 500mmW×約 7.0mL 駆動機 1.5kW	1	1
		No.2 し渣搬出機	トラフ形ベルトコンベア 500mmW×約 8.5mL 駆動機 1.5kW	1	1
		No.3 し渣搬出機	トラフ形ベルトコンベア 500mmW×約 12mL 駆動機 1.5kW	1	1
		No.4 し渣搬出機	トラフ形ベルトコンベア 500mmW×約 3.5mL 駆動機 1.5kW	1	1
		し渣洗淨機	機械攪拌式 0.5m ³ /hr スクリーン目幅 3mm 駆動機(攪拌)3.7kW (掻揚)0.75kW	1	1
		し渣脱水機	スクリュウ式 0.5m ³ /hr 駆動機(総合出力)4.1kW以上 含水率約 70%	1	1
		し渣スキップホイス	ワイヤーロープ式 揚程約 8.5m バケツ容量 0.2m ³ 駆動機 2.2kW	1	1
	し渣ホツパ	鋼板製角型スラブ掛け 容量 2m ³ 開閉方式電動式カットゲート(0.75kw×2)	1	1	
流出ゲート	外ネジ式鑄鉄製手動ゲート 800mmW×800mmH	2	2		
ポンプ設備	汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ 3床式 φ300×10m ³ /min×11m 965rpm×30kW 速度制御:インバータ制御	3	2	
	汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ 3床式 φ400×20m ³ /min×11m 1000rpm×55kW 速度制御:インバータ制御	2	1	
	汚水ポンプ用電動機	立軸カゴ型三相誘導電動機 30kW VVVF 起動 55kW VVVF 起動	5	3	
	電動仕切弁	電動開閉機付外ネジ仕切弁 3床式 φ300×0.4kW φ400×0.75kW	3	2 1	
	逆止弁	スイング式逆止弁 φ300	3	2	
	吸込弁	外ネジ式手動仕切弁 φ300	3	3	
	吸込弁	外ネジ式手動仕切弁 φ400	2	2	
	吐出弁	外ネジ式手動仕切弁 φ400	2	2	
	流量計制水弁	外ネジ式手動仕切弁 φ400	2	2	
	ポンプ井連絡ゲート	外ネジ式手動角形鑄鉄製制水ゲート 800mmW×800mmH	1	1	
最初沈殿池設備	ポンプ井攪拌機	水中ミキサー式 羽径 525mm 電動機 7.5kW 羽径 300mm 電動機 1.5kW	2	1 1	
	分配槽可動堰	外ネジ式手動鑄鉄製可動堰 1000mmW×500mmH	5	4	
	流入可動堰	外ネジ式電動鑄鉄製可動堰 500mmW×600mmH 電動機 0.4kW	12	4	
	初沈汚泥	汚泥掻寄機	中央駆動懸垂型 9200mm×9200mm×約 3500mmH 電動機 2.2kW	12	4
		汚泥引抜弁	電動偏心構造弁 φ150mm 電動機 0.2kW 掻寄速度約 2.9m/min	12	4
		汚泥切換弁	電動偏心構造弁 φ150mm 電動機 0.2kW	12	4
		汚泥ポンプ	無閉塞型汚泥ポンプ φ100×1.0m ³ /min×10m 5.5kW	12	5
	バイパスゲート	外ネジ式鑄鉄製電動ゲート 400mmW×600mmH 駆動機 0.4kW	4	2	
	スカムポンプ	吸込スクリュウ付水中汚水ポンプ φ150×2.5m ³ ×17.5m 電動機 15kW	8	4	

		構造・仕様	全	現
			体	在
生物処理槽設備	流入可動堰	外ネジ式手動鑄鉄製可動堰 500mmW×500mmH	16	6
	水中曝気機(嫌気槽用)	水中機械式深槽形 酸素供給量 42.5kgO ₂ /hr 送風量 11.5Nm ³ /min・台 減速機付乾式水中電動機 15kW	16	6
	水中曝気機(好気槽用)	水中機械式深槽形 酸素供給量 85.0kgO ₂ /hr 送風量 23.0Nm ³ /min・台 減速機付乾式水中電動機 30kW		6
	循環水可動堰	外ネジ式手動鑄鉄製可動堰 1500mmW×750mmH	16	6
	越流可動堰	外ネジ式手動鑄鉄製可動堰 1500mmW×750mmH	8	3
	排水ゲート	外ネジ式鑄鉄製手動ゲート 1500mmW×1500mmH	8	3
	風量調節弁	電油操作バタフライ弁 φ200mm 電動機 0.2kW	8	3
	好気槽エアレータ弁	電動バタフライ弁 φ300mm 電動機 0.4kW	12	6
	スカム破碎空気弁	電動バタフライ弁 φ100mm 電動機 15W	16	4
	メタノール注入ポンプ	容量可変形ダイヤフラムポンプ 注入量(MAX)2.0ℓ/min 電動機 0.4kW	2	2
	メタノール貯槽	鋼板製円筒槽(メタノール 50%溶液) φ2300mm×2921mmH 最大貯留量 8.0m ³	1	1
	PAC注入ポンプ	容量可変形ダイヤフラムポンプ 注入量 0.055~1.1ℓ/min 電動機 0.4kW	6	2
	PAC貯槽	FRP/PVC 製円筒槽(PAC10%溶液) φ1800mm×2700mmH 最大貯留量 6m ³	4	1
	最終沈殿池設備	パイパスゲート	外ネジ式鑄鉄製手動ゲート 300mmW×500mmH	8
返送汚泥分配槽		鋼板製固定三角堰付 1500mmH×2800mmL×1700mmH	4	2
流入ゲート		外ネジ式鑄鉄製手動ゲート 400mmW×600mmH	24	1
汚泥掻寄機		チェーンフライト式 2池1駆動方式 掻寄速度 0.2~0.8m/min 電動機 0.75kW フライト 3700mmL×180mmW×50mmD	12	5
汚泥引抜弁		電動偏心構造弁 φ250mm 電動機 0.2kW	12	5
スカムスキマー		電動式パイプスキマー(リンク式) 2池1駆動方式 φ400mm×10000mmL 電動機 0.75kW	12	5
パイパスゲート		外ネジ式鑄鉄製手動ゲート 400mmW×600mmH	4	2
返送汚泥ポンプ		吸込スクリー付汚泥ポンプ φ200×4m ³ /min×11m 電動機 15kW	8	4
余剰汚泥ポンプ		吸込スクリー付汚泥ポンプ φ100×0.9m ³ /min×11.5m 電動機 5.5kW	8	4
スカムポンプ		吸込スクリー付汚泥ポンプ φ150×2.5m ³ /min×21m 電動機 22kW	8	4
砂ろ過設備	ろ過池流入可動堰	外ネジ式手動鑄鉄製可動堰 600mmW×800mmH	10	5
	ろ過原水流入弁	電動バタフライ弁 φ400mm 電動機 0.2kW	10	6
	ろ過処理水弁	電動バタフライ弁 φ400mm 電動機 0.2kW	10	6
	ろ過逆洗水弁	電動バタフライ弁 φ600mm 電動機 0.4kW	10	5
	ろ過逆洗排水弁	電動バタフライ弁 φ700mm 電動機 0.75kW	10	5
	ろ過排水弁	電動バタフライ弁 φ150mm 電動機 0.2kW	10	6
	ろ過空洗弁	電動バタフライ弁 φ200mm 電動機 0.2kW	10	5
	ろ過逆洗流量調節弁	電動バタフライ弁 φ600mm 電動機 0.4kW	2	1
	ろ過逆洗ポンプ	両吸込渦巻ポンプ φ500mm×35m ³ /min×8m 電動機 75kW	4	2
	ろ過逆洗ポンプ吸込弁	外ネジ式手動仕切弁 φ500mm	4	2
	ろ過逆洗ポンプ吐出弁	外ネジ式手動仕切弁 φ500mm	4	2
	ろ過逆洗ポンプ逆止弁	スイング式 φ500mm	4	2
	ろ過空洗ブロワ	ルーツ式ブロワ 空気量 26m ³ /min 電動機 30kW	2	2
	ろ過逆洗排水ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ φ300×9m ³ /min×13m 電動機 37kW	6	3
	ろ過逆洗排水管連絡弁	手動バタフライ弁 φ700mm	1	1
	ろ過逆洗水管連絡弁	手動バタフライ弁 φ600mm	1	1
ろ過池パイパスゲート	外ネジ式鑄鉄製手動ゲート 1000mmW×1000mmH	1	1	
固形塩素剤充填湿式注入形	固形塩素剤充填湿式注入形 φ216mm×850mmH 充填容量 16kg 以上	1	1	
消毒設備	滅菌池流入ゲート	外ネジ式手動SUS製ゲート 1500mmW×700mmH	2	2
	滅菌池流入管連絡弁	手動バタフライ弁 φ700mm	2	2
	オゾン発生装置	水冷無声放電式発生機 発生量 4kgO ₃ /hr 濃度 20g/Nm ³ 放電電圧 6.4kV 風量 200Nm ³ /hr	3	2
	オゾン除湿装置	加熱再生式 入口風量 250Nm ³ /hr 再生風量 50Nm ³ /hr	3	2
	オゾン空気冷却装置	冷凍直膨式 処理風量 307Nm ³ /hr	3	2
	オゾン空気源装置	ルーツブロワ 容量 317.4m ³ /hr 電動機 18.5kW	3	2

設備名		構造・仕様	全	現	
			体	在	
消毒設備	オゾン吹込装置	散気筒固定式 処理風量 80 ㎥/min 気孔径 100 μ	2	2	
	オゾン冷却水ポンプ	横軸渦巻ポンプ φ80×0.6m ³ /min×30m 電動機 5.5kW	3	2	
	オゾン冷却水循環ポンプ	堅型渦巻ポンプ 電動機 3.7kW	3	2	
	消泡塔	スプレー散水式 処理風量 200Nm ³ /hr シャワー水量 1.26m ³ /hr	2	2	
	排オゾン処理装置	乾式吸着塔(触媒方式) 風量 200Nm ³ /hr 触媒(カロライト)重量 45kg	2	2	
	排オゾンヒーター	シーズヒーター式 処理風量 400Nm ³ /hr ヒーター容量 12kW	2	2	
	排オゾン吸引ファン	ターボブロワ 風量 200Nm ³ /hr 電動機 1.5kW	2	2	
	オゾン計装用コンプレッサ	圧力開閉器式 吐出量 45 ㎥/min 電動機 0.4kW	1	1	
	オゾンモニター装置	1)発生オゾンメーター 紫外線吸収式 測定範囲 0~40g/m ³ 2)溶存オゾンメーター 紫外線吸収式 測定範囲 0~5g/m ³ 3)排オゾンメーター 紫外線吸収式 測定範囲 0~20g/m ³ 4)環境オゾンメーター 紫外線吸収式 測定範囲 0~10ppm		1	
	放流バイパスゲート	外ネジ式鋳鉄製手動ゲート 400mmW×800mmH	2	1	
処理水排水ポンプ	水中汚水ポンプ(可搬式) φ50×0.2m ³ /min×10m 電動機 0.75kW	1	1		
用水設備他	処理水槽連絡ゲート	外ネジ式鋳鉄製手動ゲート 800mmW×800mmH	2	1	
	処理水槽流入切換弁	手動バタフライ弁 φ700mm	4	2	
	機械用水給水装置	圧力タンク方式自動給水装置 容量 500 ㎥/min 圧力タンク 2.3m ³ ポンプ φ40×0.25m ³ /min×30m 電動機 3.7kW×3台	2	1	
	高架水槽揚水ポンプ	横軸渦巻ポンプ φ125×2.8m ³ /min×33m 電動機 30kW	2	2	
	高架水槽	FRP製角形パネルタンク 容量 5.0m ³	2	1	
	洗浄水ポンプ	横軸渦巻ポンプ φ100×1.0m ³ /min×40m 電動機 11kW	1	1	
	汚泥棟送水ポンプ	ステンレス製水中ポンプ φ150×3m ³ /min×12m 電動機 11kW	3	2	
	池排水ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ φ150×3.0m ³ /min×14m 電動機 15Kw 18.5kW	4	2	
	分離液移送ポンプ	片吸込渦巻ポンプ φ150×3.0m ³ /min×12m 電動機 15kW	3	2	
	スカム分離機	回転ドラム型 処理量 2.5~3.8m ³ /min 駆動機 0.75kW 目幅 3mm	1	1	
汚泥スクリーン	回転ドラム型 処理量 3.3~5.0m ³ /min 駆動機 1.5kW 目幅 5mm 以上	1	1		
汚泥し渣脱水機	スクリー式 処理量 0.5m ³ /hr 以上 駆動機 3.7kW 油圧ユニット 0.4kW	1	1		
汚泥濃縮設備	原汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式 φ100×3.7~28m ³ /h 電動機 7.5kW	5	3	
	原汚泥槽攪拌機	立形パドル式 5.5kW 羽径 1900mm	2	2	
	汚泥濃縮装置	常圧浮上式 25kg/m ² ・hr 鋼板製円筒形 φ2.6m×3.4mH 駆動機 1.5kW	4	2	
	起泡設備	起泡装置	鋼板製円筒形 890mmφ×960mmH 攪拌機約 420rpm 電動機 7.5kW	4	2
		起泡助剤希釈槽	鋼板製円筒形 1300mmφ×2000mmH ミキサー0.1kW	1	1
		起泡助剤注入ポンプ	直動ダイヤフラム型 φ15×0.1 ㎥/min×0.2kW	5	3
		起泡用水受水槽	FRP製角形 1500mmL×1500mmW×2000mmH	1	1
		起泡用水ポンプ	横軸渦巻ポンプ φ40×0.08m ³ /min×0.75kW	5	3
		起泡用空気圧縮機	可搬式空気圧縮機 400 ㎥/min×3.7kW	2	2
	混合装置	鋼板製円筒形 440mmφ×950mmH 攪拌機約 29rpm 電動機 0.2kW	4	2	
凝集剤	受入ホッパ及び供給機	可変連続定量供給機 供給量 2.0 ㎥/min 駆動機 0.4kW ホッパ容量 150 ㎥	2	2	
	溶解槽	鋼板製円筒形 1500mmφ×2000mmH ミキサー0.75kW	2	2	
	注入ポンプ	一軸ネジ式 φ20×55~220 ㎥/h 電動機 0.4kW	5	3	
水位調節装置	鋼板製円筒形 450mmφ×1350mmH 調節幅 0~約 300mm	4	2		
脱気槽	鋼板製円筒形 1500mmφ×1300mmH 駆動機 0.75kW	4	2		
汚泥脱水設備	濃縮汚泥槽攪拌機	立形パドル式 11kW 羽径 2100mm	4	2	
	汚泥脱水機	高効率高脱水ベルトプレス(ろ布幅 2.5m) ろ過速度 80kg/m・hr 固形物量 8.01t/日(回収率 98%)	8	3	
	汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式 φ75×1.5~11m ³ /h×23m 電動機 3.7kW	8	3	
	カオン系	薬品溶解槽	鋼板製円筒形 2400mmφ×3050mmH ミキサー5.5kW 貯留容量 11.9m ³	4	2
		受入ホッパ及び供給機	可変連続定量供給機 供給量 1.0~4.0 ㎥/min 駆動機 0.4kW ホッパ容量 100 ㎥	4	2
薬液供給ポンプ		一軸ネジ式 φ50×0.3~2.24m ³ /h×35m 電動機 1.5kW	8	3	
アオン	薬品溶解槽	鋼板製円筒形 1600mmφ×3050mmH ミキサー2.2kW 貯留容量 5.4m ³	4	2	

設備名		構造・仕様	全体	現在	
汚泥脱水設備	アオン系	受入ホッパ及び供給機 薬液供給ポンプ	可変連続定量供給機 供給量 0.5~2.0 ㎥/min 駆動機 0.4kW ホッパ容量 100 ㎥ 一軸ネジ式 $\phi 32 \times 0.16 \sim 1.1 \text{m}^3/\text{h} \times 40\text{m}$ 電動機 0.75kW	4	2
		ろ布洗浄水ポンプ	多段渦巻ポンプ $\phi 100 \times 0.9 \text{m}^3/\text{min} \times 80\text{m}$ 電動機 22kW	6	2
		No.1-1 ケーキコンベア	3ローラ20° トラフ型 600mmW \times 28000mmL 電動機 1.5kW	2	1
		No.1-2 ケーキコンベア	3ローラ20° トラフ型 600mmW \times 5300mmL 電動機 0.75kW	2	1
		脱水ケーキ貯留ホッパ	鋼板製角錐型 スライドゲート式 有効容量 30m ³ 電動機 7.5kW+1.5kW	2	1
		消臭剤噴霧ポンプ	ダイヤフラム型定量ポンプ $\phi 20 \times 2.9$ ㎥/min 電動機 0.4kW	1	1
		消臭剤希釈タンク	PVC製角形攪拌槽 750mm \square \times 1000mmH ミキサー 0.1kW	1	1
		空気圧縮機	定置式空気圧縮機 吐出量 400 ㎥/min 電動機 3.7kW タンク容量 26 ㎥	2	2
		除湿機	冷凍式除湿機 空気量 0.48m ³ /min 電動機 0.26kW	2	2
		洗浄水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ $\phi 80 \times 1.0 \text{m}^3/\text{min} \times 16\text{m}$ 電動機 5.5kW	1	1
脱臭装置		脱臭装置(水処理)	吸着装置・乾式吸着塔 風量 140m ³ /min 吸着剤約 12.3m ³	4	2
		脱臭装置(汚泥棟)	吸着装置・乾式吸着塔 風量 75m ³ /min 吸着剤約 7.49m ³	2	1
		脱臭ファン(水処理)	FRP製ターボファン 風量 140m ³ /min 電動機 7.5kW	4	2
		脱臭ファン(汚泥棟)	FRP製ターボファン 電動機 3.7kW	2	1
送風機設備		ブロワ	歯車増速式単段ターボブロワ 空気量 110m ³ /min(20°C,1atm,65%RH) 吐出圧 6500mmAq 回転数 21550rpm 風量制御方式インレットベーン方式	5	3
		ブロワ用電動機	横軸三相誘導電動機 出力 170kW 電圧 6600V	5	3
		ブロワ用吐出弁	電動バタフライ弁 $\phi 250\text{mm}$ 電動機 0.2kW	5	3
		ブロワ放風装置	1)放風弁 電油操作式バタフライ弁 $\phi 150\text{mm}$ 電動機 0.2kW 2)放風サイレンサ 円筒型 $\phi 505\text{mm} \times 1700\text{mmL}$ 減音量 25dB(A) 3)消音ボックス 円筒型 $\phi 710\text{mm} \times 1500\text{mmL}$ 減音量 25dB(A)	5	3
		ブロワ吸込フィルタ	サイレンサ付簡易フィルタ 風量 110m ³ /min 減音量 35dB(A)	5	3
		ブロワ吸込サイレンサ	1)膨張式 $\phi 655\text{mm} \times 2080\text{mmL}$ 減音量 25dB(A) 2)膨張式 $\phi 655\text{mm} \times 2460\text{mmL}$ 減音量 35dB(A)	5	3
		ブロワ吐出サイレンサ	膨張式 $\phi 606 \times 2400\text{mmL}$	5	3
その他設備	沈砂池	コンテナ吊上装置	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 0.5t 揚程 7m	1	1
		機器搬入装置	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 5.0t 揚程 10m	1	1
		管理用チェンブロック	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 3.0t 揚程 6m	1	1
	汚泥棟	床排水ポンプ	水中汚水ポンプ $\phi 80 \times 1.0 \text{m}^3/\text{min} \times 10\text{m}$ 電動機 3.7kW	4	4
		脱臭装置吸着剤吊上装置	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 3.0t 揚程 9m	1	1
		連絡管廊床排水ポンプ	水中汚水ポンプ $\phi 65 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 10\text{m}$ 電動機 1.5kW	1	1
	初沈設	機器搬入装置(A)	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 3.15t 揚程 13m	3	2
		機器搬入装置(B)	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 1t 揚程 13m	3	2
		スクラムポンプ吊上装置	2連式ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 0.5t 揚程 3.5m	4	2
		床排水ポンプ	水中汚水ポンプ $\phi 65 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 10\text{m}$ 電動機 1.5kW	6	6
の設備		ポンプ吊上装置	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 3.15t 揚程 13m	1	1
		ポンプ室床排水ポンプ	水中汚水ポンプ $\phi 80 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 15\text{m}$ 電動機 3.7kW	2	2
		生物槽床排水ポンプ	水中汚水ポンプ $\phi 65 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 10\text{m}$ 電動機 1.5kW	2	2
		エアレタ搬入装置(A)	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 3.15t 揚程 6m	8	4
		エアレタ搬入装置(B)	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 5t 揚程 6m	8	4
		初沈換気機械室電動リフト	ホイスト 定格荷重 2t 揚程 12m 電動機 3.7kW 横行 4m 電動機 0.55kW	1	1
	終沈	スクラムポンプ吊上装置	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 1t 揚程 5.5m	4	1
		床排水ポンプ	水中汚水ポンプ $\phi 65 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 10\text{m}$ 電動機 1.5kW	23	4
		ブロワ室搬入装置	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 5t 揚程 4m	2	2
		機器搬入装置	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 5t 揚程 7m	1	1

設備名		構造・仕様	全体	現在	
その他	汚泥設備	管理用チェンブロック	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 1t 揚程 7m	1	1
		管理用チェンブロック	ギヤードトロリ式チェンブロック 定格荷重 1t 揚程 4.5m	1	1
		天井走行クレーン	手動式天井走行クレーン 定格荷重 5t 揚程 25m	2	1
		薬品搬入用ホイス	電動式横行ホイス 定格荷重 0.5t 揚程 6m 電動機 1.3kW	3	3
設備	修景池給水設備	雨水排水ポンプ	水中汚水ポンプ $\phi 80 \times 1.1\text{m}^3/\text{min} \times 6.9\text{m}$ 電動機 3.7kW	1	1
		給水ポンプ	横軸渦巻ポンプ $1.67\text{m}^3/\text{min} \times 22\text{m}$ 電動機 7.5kW	2	2
		圧力タンク	タンク容量 4m^3	1	1
		流量調整弁	電動バタフライ弁 $\phi 150$ 駆動機 0.2 kW	1	1
		流量計	タービン流量計 $\phi 150$ 20~150 m^3/h	1	1

(3) 電気設備

設備名		記号	構造・仕様	全体	現在
柱上開閉器		PAS	7.2kV,300A,12.5kA 耐重塩じん用形 67	1	1
管理棟 電気室	引込盤	HC-1	3P-DS 7.2kV,600A LA 8.4kV,5kA×3	1	1
	受電盤	HC-2	VCB 7.2kV,600A,12.5kA 27,51	1	1
	200/100V 照明変圧器一次盤	HC-3	VCB 7.2kV,600A,12.5kA×2 51×2	1	1
	汚泥棟電気室(1)/初沈電気室き電盤(1)	HC-4	VCB 7.2kV,600A,12.5kA×2 51×2 67×2	1	1
	自家発切換盤/終沈電気室き電盤(1)	HC-5	VCB 7.2kV,600A,12.5kA×2 51,67	1	1
	ZPC・PT 盤/アクティブフィルタき電盤	HC-6A,B	ZPC 6.6kV PT 6600/110V,50VA,64,27,59	1	1
	No.1,2 コンデンサ盤	HC-7	VS 6.6kV,200A×2 SC 50kVA,75kVA SR 3kVA,4.5kVA 2E×2	1	1
	汚泥棟電気室(2)/初沈電気室き電盤(2)	HC-8	VCB 7.2kV,12.5kA,600A	1	0
	No.3,4 コンデンサ盤	HC-9	VS 6.6KV,200A×2 SC 50KVA,75KVA	1	0
	アクティブフィルタ盤	AF-1.2	3Φ TR 150kVA,6.6KV/400V	1	1
	200V 動力変圧器動力主幹盤	TC-1	3φ TR 100kVA,6.6kV/210V MCCB×2	1	1
	200/100V 照明変圧器照明主幹盤	TC-2	1φ TR 75kVA,6.6kV/210-105V MCCB× 2 ELCB×4	1	1
	蓄電池盤	H-DC1	200AH/hr,AHH200SE×86 セル		
	インバータ盤	H-INV1	10Kva	1	1
	管理棟 SQG/DDC 盤	SD-RG		1	1
	受変電自家発インターフェース盤	INT-RG		1	1
気象観測盤	WIP		1	1	
中央 監視 制御 室	データサーバ	DS		1	1
	GW コントローラ	GW		1	1
	帳票サーバ	RS-1 RS-2			
	LCD 監視制御装置	LCD-1 LCD-2 LCD-3		3	3
	大型ディスプレイ	SCR	65V 型	1	1
	ITV 操作卓	ITV	LCD	1	1
	プリンタ	PR-1 PR-2		2	2
	ITV 制御盤				
		ITVCOT		1	1
	ガス検知警報盤	KKB	CH ₄ ×5点、H ₂ S×5点	1	1
	遠 方 監 視 装 置	CRT 監視卓	CRT	コントローラ含む	1
ロギングタイプライタ		LT/W		1	1
アナウンスタイプライタ		AT/W		1	1
定義浄化センター遠方監視制御盤		TC/TM		1	1
折立・赤坂ポンプ場遠方監視盤		TM		1	1
入出力盤		PI/O	入力 236点 出力 36点	1	1

設備名		記号	構造・仕様	全体	現在	
初沈電気室	No.1 送風機受電盤	HC-27	VCB 7.2kV,600A,12.5kA 51,64	1	1	
	No.2 送風機受電盤	HC-28	VCB 7.2kV,600A,12.5kA	1	0	
	No.1,2 送風機盤	HC-27-1A,B	VCS 6.6kV,200A × 2 SC 50kVA × 2 57, 67 × 2 2E × 2	1	1	
	No.3 送風機盤	HC-27-2A	VCS 6.6kV,200A SC 50kVA	1	1	
	No.4,5 送風機盤	HC-28-1	VCS 6.6kV,200A × 2 SC 50kVA × 2	1	0	
	No.1~3 送風機補機設備コントロールセンター	CC-1B	引込(100AF)、CCユニット(負荷 16点)	3	3	
	No.1~3 送風機補機設備補助継電器盤	RY-1B		2	2	
	1,2系初沈設備コントロールセンター	CC-W11	引込(225AF)、CCユニット(負荷 27点)	5	4	
	1,2系初沈設備補助継電器盤	RY-W11		4	3	
	1系生物処理設備コントロールセンター	CC-W31A	引込(400AF)、CCユニット(負荷 13点)	2	2	
	1系生物処理設備補助継電器盤	RY-W31A		1	1	
	2系生物処理設備コントロールセンター	CC-W31B	引込(400AF)、CCユニット(負荷 12点)	2	2	
	2系生物処理設備補助継電器盤	RY-W31B		1	1	
	No.1-1-1、No.1-2-1 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF1	インバータ FRN075G7-4 114 kVA	1	1	
	No.1-1-2 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF2-1	インバータ FRN037G7-4 57kVA	1	1	
	No.1-2-2 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF2-2	インバータ FRN037G7-4 57kVA	1	1	
	No.1-1-3、No.1-2-3 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF3	インバータ FRN075G7-4 114 kVA	1	1	
	No.1-1-4 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF4-1	インバータ FRN037G7-4 57kVA	1	1	
	No.1-2-4 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF4-2	インバータ FRN037G7-4 57kVA	1	1	
	No.2-1-1、No.2-2-1 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF5	インバータ FRN75G9S-4 114 kVA	1	1	
No.2-1-2 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF6-1	インバータ FRN37G9S-4 57kVA	1	1		
No.2-2-2 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF6-2		1	0		
No.2-1-3、No.2-2-3 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF7	インバータ FRN75G9S-4 114 kVA	1	1		
No.2-1-4 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF8-1	インバータ FRN37G9S-4 57kVA	1	1		
No.2-2-4 水中曝気機 VVVF 盤	W31-VVVF8-2		1	0		
初沈電気室	No.1 受電盤	HC-21	VCB 7.2kV,600A,12.5kA 51	1	1	
	No.1 送風機き電盤/No.1 400V 動力変圧器一次盤	HC-22A,B	VCB 7.2kV,600A,12.5kA × 2 51 × 2,67	1	1	
	母線連絡盤	HC-23	VCB 7.2kV,600A,12.5kA ZPC,64	1	1	
	No.1・No.2 200V 動力変圧器一次盤	HC-24A,B	VCB 7.2kV,600A,12.5kA 51	1	1	
	ZPC 盤/No.2 400V 動力変圧器一次盤	HC-25	VCB 7.2kV,600A,12.5kA	1	0	
	No.2 受電盤	HC-26	VCB 7.2kV,600A,12.5kA 51	1	1	
	200V 動力変圧器盤	TC-21	3φ TR 150kVA,6600/210V MCCB × 2 ELCB × 5	1	1	
	No.1 400V 動力変圧器盤	TC-22	3φ TR 500kVA,6600/420V 51	1	1	
	No.2 400V 動力変圧器盤	TC-23	3φ TR 500kVA,6600/420V 51	1	0	
	No.3 400V 動力変圧器盤	TC-24	3φ TR 200kVA,6600/210V 51 MCCB 600AF	1	1	
	初沈電気室	No.1 動力主幹盤	LC-21	MCCB 800AF 1φ TR 30kVA,420/210-105V MCCB × 5 ELCB × 11	1	1
		No.2 動力主幹盤	LC-22	MCCB 800AF 1φ TR 75kVA,420/210-105V MCCB × 4 ELCB × 5	1	1
	初沈電気室	蓄電池盤	W1-DC1	100AH/hr,AHH100SE × 86セル	1	1
		インバータ盤	W1-INV1	3kVA	1	1
		初沈受変電インターフェース盤	INT-W1-R		1	1
		初沈・生物処理インターフェース盤	INT-W1-1 INT-W1-2 INT-W1-3 INT-W1-4		4	4
送風機インターフェース盤		INT-B1		1	1	

設備名		記号	構造・仕様	全体	現在	
初沈	初沈電気室 SQC/DDC 盤	SD-W1-1 SD-W1-2		2	2	
	No.1 受電盤	HC-31	VCB 7.2kV,600A,12.5kA 51	1	1	
終沈 電気室	母線連絡盤/No.1 400V 動力変圧器一次盤	HC-32	VCB 7.2kV,600A,12.5kA × 2 51	1	1	
	No.2 400V 動力変圧器一次盤	HC-33	VCB 7.2kV,600A,12.5kA 51	1	1	
	No.2 受電盤	HC-34	VCB 7.2kV,600A,12.5kA	1	0	
	No.1 400V 動力変圧器盤	TC-31	3φ TR 400kVA,6600/420V 51	1	1	
	No.2 400V 動力変圧器盤	TC-32	3φ TR 750kVA,6600/420V 51 1200AF	1	1	
	No.1 400V 動力主幹盤	LC-31	MCCB 600AF × 2 MCCB × 3 ELCB	1	1	
	No.2 400V 動力主幹盤	LC-32	MCCB 600AF MCCB × 4 ELCB × 2	1	1	
	蓄電池盤	W2-DC1	100AH/hr,AHH100SE × 86 セル	1	1	
	インバータ盤	W2-INV1	5kVA	1	1	
	1,2 系終沈設備コントロールセンター	CC-W21	引込(400AF)、CC ユニット(負荷 23 点)	5	5	
	1,2 系終沈設備補助継電器盤	RY-W21		4	2	
	1,2 系用水・滅菌設備コントロールセンター	CC-U	引込(400AF)、CC ユニット(負荷 43 点)	7	7	
	1,2 系用水・滅菌設備補助継電器盤	RY-U		4	4	
	1 系返送汚泥ポンプ VVVF 盤	W21-VVVF1	インバータ FRN022G7-4 34kVA	1	1	
	2 系返送汚泥ポンプ VVVF 盤	W21-VVVF2	インバータ FRN18.5G9S-4 30kVA	1	1	
	終沈受変電インターフェース盤	INT-W3-R		1	1	
	No.1 終沈・砂ろ過インターフェース盤	INT-W3-1 INT-W3-2		2	2	
	終沈電気室 SQC/DDC 盤	SD-W3-1 SD-W3-2		2	2	
	汚泥棟 電気室	No.1 受電盤	HC-41	VCB 7.2kV,600A,12.5kA 51	1	1
		母線連絡盤/No.1 400V 動力変圧器一次盤	HC-42	VCB 7.2kV,600A,12.5kA × 2 51	1	1
No.2 400V 動力変圧器一次盤		HC-43	VCB 7.2kV,600A,12.5kA 51	1	1	
No.2 受電盤		HC-44	VCB 7.2kV,600A,12.5kA	1	0	
No.1 400V 動力変圧器盤		TC-41	3φ TR 300kVA,6600/420V 51	1	1	
No.2 400V 動力変圧器盤		TC-42	3φ TR 300kVA,6600/420V 51	1	1	
No.1 動力主幹盤		LC-41	MCCB 600AF 1φ TR 20kVA,420/210-105V MCCB × 4 ELCB × 7	1	1	
No.2 動力主幹盤		LC-42	MCCB 600AF 3φ TR 20kVA,420/210 MCCB × 5 ELCB × 4	1	1	
No.3 動力主幹盤		LC-43	3φ TR 50kVA,420/210V MCCB 225AF	1	1	
蓄電池盤		OD-DC1	100AH/hr,AHH100SE × 86 セル	1	1	
インバータ盤		OD-INV1	5kVA	1	1	
沈砂池設備コントロールセンター		CC-S	引込(400AF)、CC ユニット(負荷 26 点)	4	4	
沈砂池設備補助継電器盤		RY-S		3	3	
主ポンプ設備コントロールセンター		CC-P	引込(400AF)、CC ユニット(負荷 9 点)	3	2	
主ポンプ設備補助継電器盤		RY-P		2	1	
No.1~2 常圧浮上濃縮設備コントロールセンター		CC-ON1	引込(400AF)、CC ユニット(負荷 19 点)	4	4	
No.1~2 常圧浮上濃縮設備補助継電器盤		RY-ON1		3	3	
No.1~4 汚泥脱水設備コントロールセンター		CC-OD1.OD2	引込(400AF)、CC ユニット(負荷 33 点)	5	5	
No.1~4 汚泥脱水設備補助継電器盤		RY-OD1.OD2		4	4	
主ポンプ VVVF 盤		P-VVVF1	インバータ FRN037G7-4 57kVA	1	1	
主ポンプ切換盤	P-VVVF2		1	1		
No.1,2,予備原汚泥供給ポンプ VVVF 盤	ON-VVVF1	インバータ FRN007G7-4 × 2	1	1		
No.1~4 汚泥供給ポンプ VVVF 盤	ON-VVVF2	インバータ FRN003G7-4 × 2	1	1		
汚泥棟受変電インターフェース盤	INT-SPDT-R		1	1		

設備名		記号	構造・仕様	全体	現在
汚泥棟電気室	沈砂池・汚水ポンプインターフェース盤	INT-SP-1-2 INT-SP-2		2	2
	濃縮脱水インターフェース盤	INT-OD1 INT-OD2		2	2
	沈砂池・汚水ポンプ SQC/DDC 盤	SD-SP		1	1
	汚泥棟 SQC/DDC 盤	SD-OD-1 SD-OD-2		2	2
オゾン発生機室	No.1 オゾン発生機電源装置動力制御盤		ELB × 1 MCB × 8 1φTR 1kVA,420/100V	1	1
	No.1 オゾン発生機電源装置変圧器盤		3φTR 170kVA,420/200V	1	1
	No.1 オゾン発生機電源装置インバータ盤		160kVA,500A,320V	1	1
	No.2 オゾン発生機電源装置動力制御盤		ELB × 1 MCB × 8 1φTR 1kVA,420/100V	1	1
	No.2 オゾン発生機電源装置変圧器盤		3φTR 170kVA,420/200V	1	1
	No.2 オゾン発生機電源装置インバータ盤		160kVA,500A,320V	1	1
	No.3 オゾン発生機電源装置動力制御盤			1	0
	No.3 オゾン発生機電源装置変圧器盤			1	0
自家発電設備	ガスタービン		単純開放サイクル 1 軸式 900PS, 1500rpm(出力軸) 燃料消費量 310.2 ㍈/hr	2	1
	発電機		フランス交流発電機 750kVA,6600V	2	1
	No.1 発電機盤	G1-1	VCB 7.2kA,600A,12.5kA SA 51,27,84,59	1	1
	No.1 自動始動盤	G1-2	AVR EAC MCB × 7	1	1
	同期盤	G-1		1	0
	No.2 発電機盤	G2-1		1	0
	No.2 自動始動盤	G2-2		1	0
	No.1 蓄電池盤	G1-DC	250AH/hr,AHH250SE × 20 セル	1	1
	No.2 蓄電池盤	G2-DC		1	0
	自家発補機コントロールセンター	CC-G	引込(100AF)、CC エコット(負荷 7 点)	2	2
	自家発補機設備現場操作盤			2	2
	地下タンク		10,000 ㍈ φ1600mm × 5200mmL	1	1
	小出タンク		鋼板溶接式(屋内形) 1,950 ㍈	1	1
	水処理棟	1. 2系初沈設備現場操作盤			33
1. 2系生物処理槽設備現場操作盤				19	19
送風機設備現場操作盤				6	4
1. 2系終沈設備現場操作盤				21	20
1. 2系用水・滅菌設備現場操作盤				19	16
汚泥棟	沈砂池設備現場操作盤			11	11
	汚水ポンプ設備現場操作盤			5	4
	常圧浮上濃縮設備現場操作盤			12	12
	汚泥脱水設備現場操作盤			17	11
	ガス検知盤			1	1

(4) 計装設備

別添図面参照

(5) 建築機械設備(但し2系分を含む)

- (a) 換気設備
- (b) 空気調和設備
- (c) 給排水衛生設備
- (d) 特殊ガス設備
- (e) その他の設備

(6) 建築電気設備(但し2系分を含む)

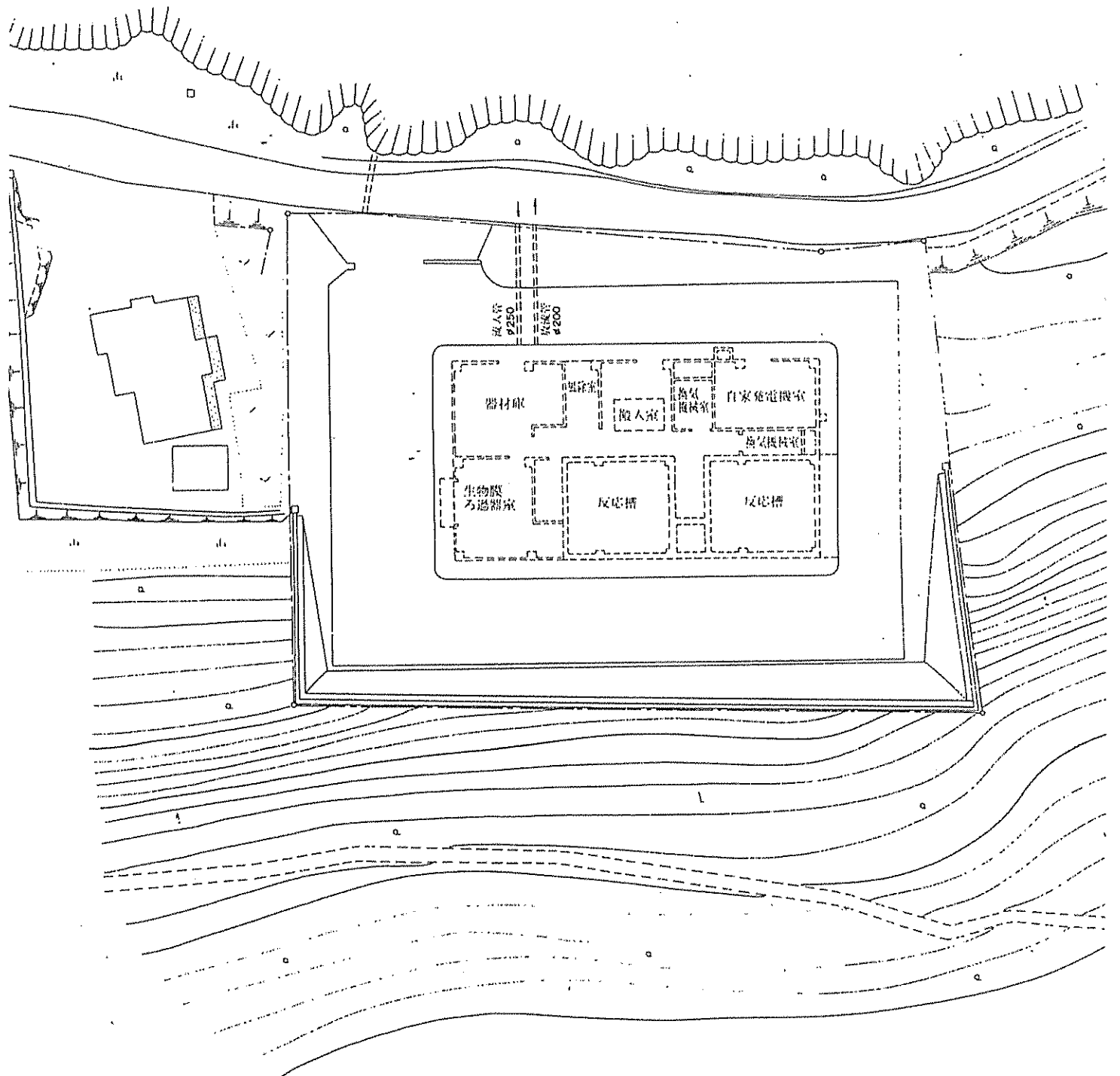
- (a) 電灯設備
- (b) 動力コンセント設備
- (c) 電話設備
- (d) 自動火災報知設備
- (e) その他の設備

(別紙 11)

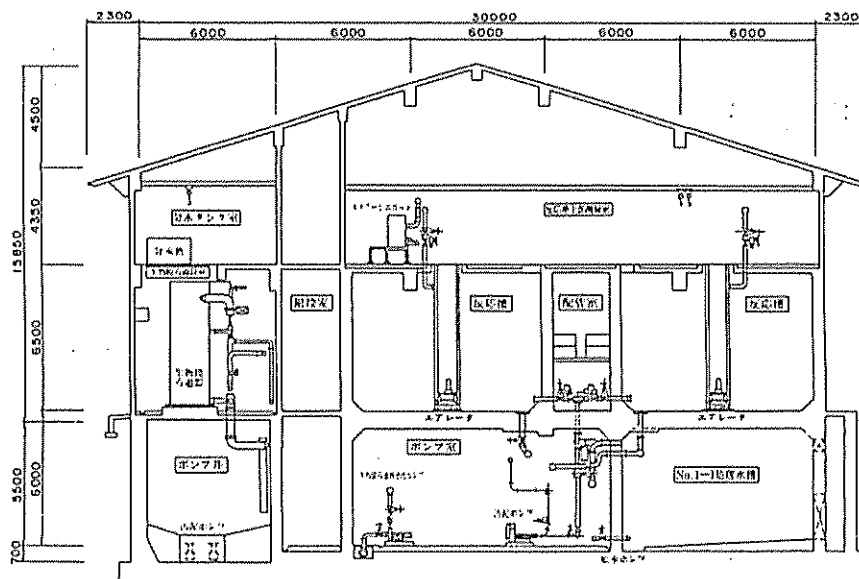
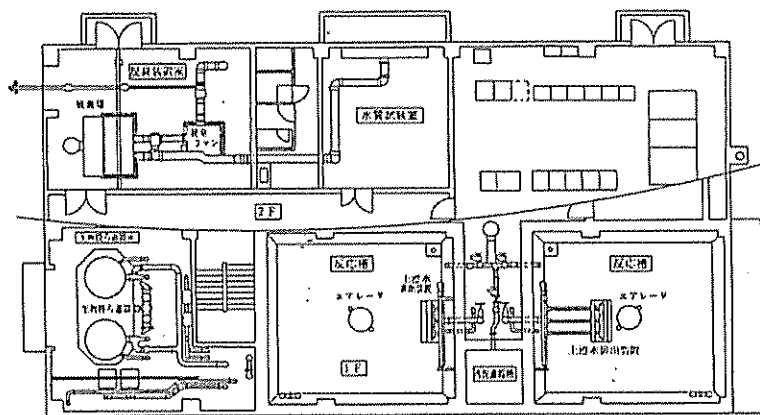
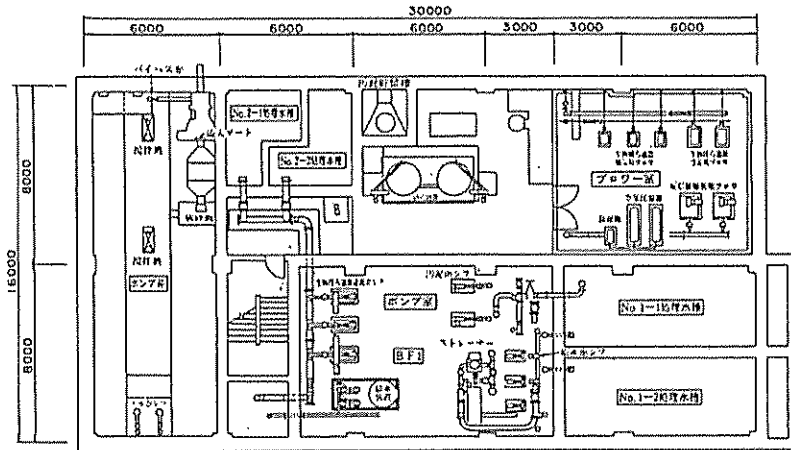
定義浄化センター
管理対象設備概要

定義浄化センター

平面図 S=1/300

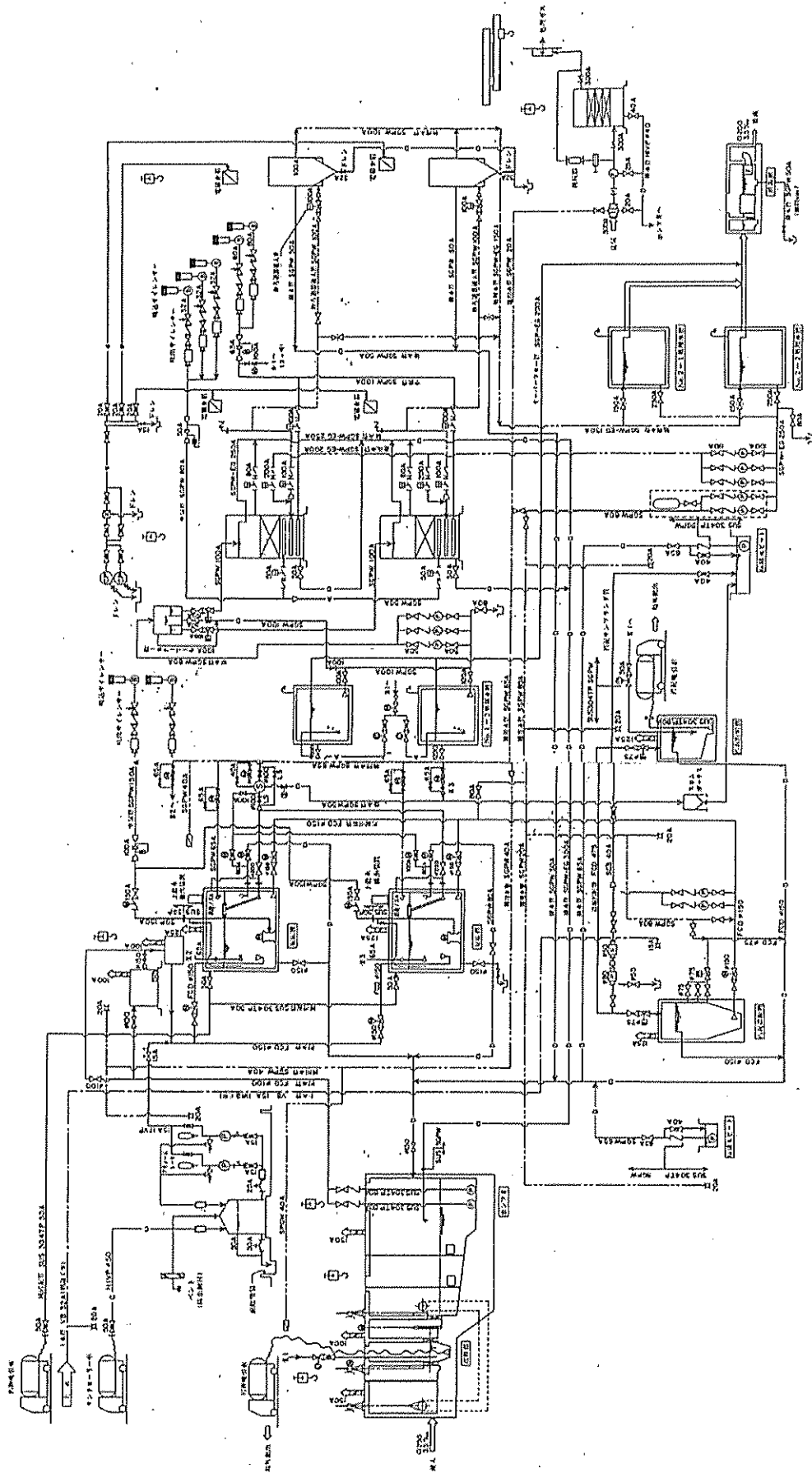


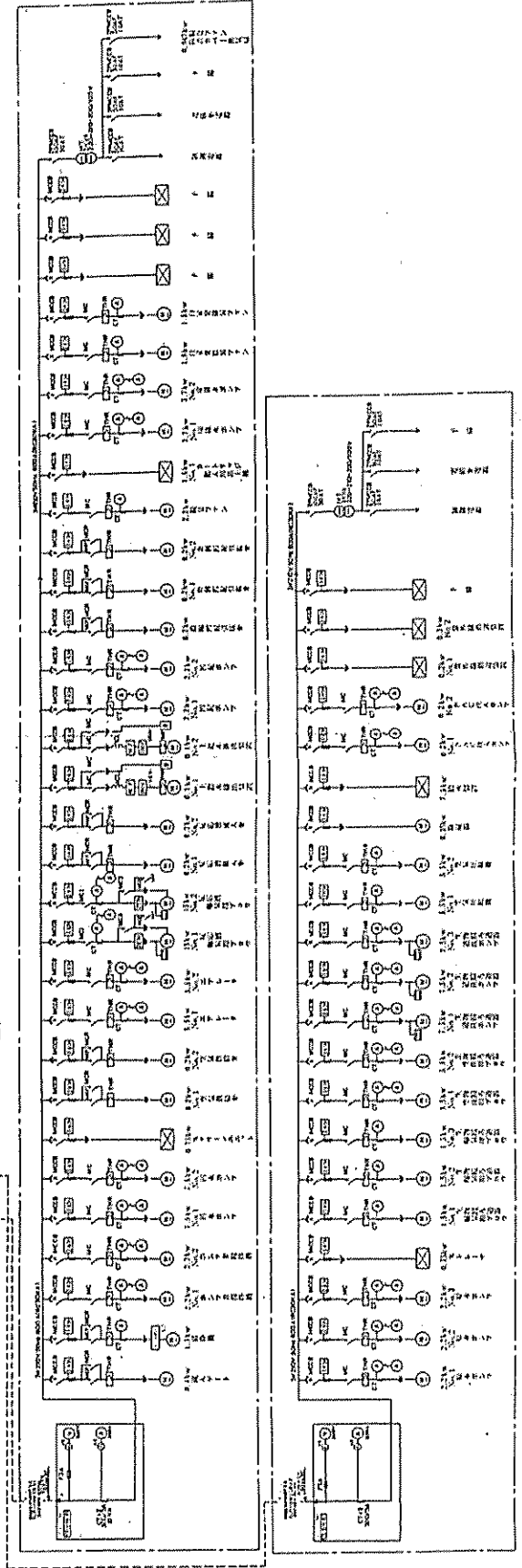
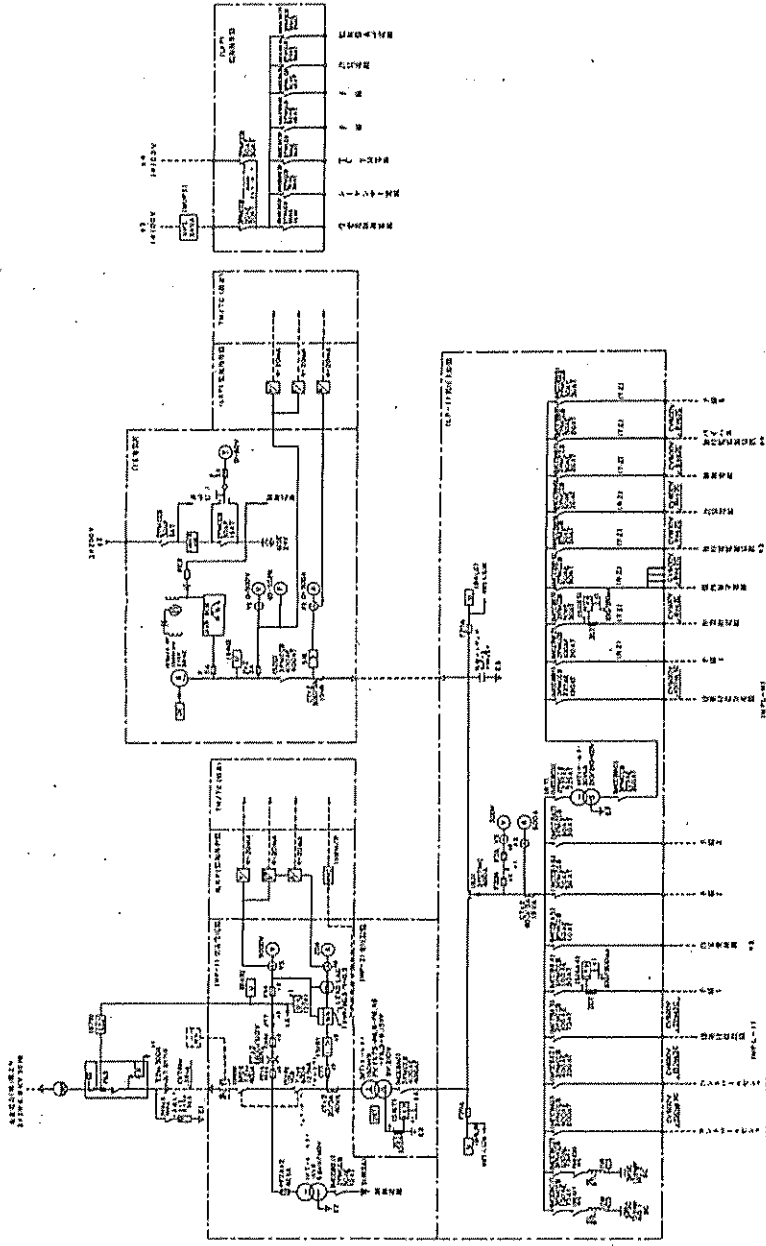
定義浄化センター



平面図・断面図

施設処理フロー図(定義浄化センター)





(1) 土木・建築施設

設 備 名		構 造・仕 様	数 量
浄化センター		R C造 地上2階 地下1階 建築面積 586.80m ² 延床面積 1110.95m ² 敷地面積 2211.41m ²	1
概 要	流入渠	V U φ250mm 勾配 2.5 ⁰ / ₀₀	1
	流量調整池	(5.5m×9.0m+3.5m×6.4m)×水深 1.6m	1
	回分槽	幅 7.7m×長さ 8.5m×水深 5.0m BOD-SS 負荷=0.1kgBOD/kgSS 日 MLSS 濃度 4000mg/l 3サイクル Ta=3.0hr Ts=1.3hr Td=2.0hr	2
	No.1 処理水槽	有効容量 45m ³	2
	No.2 処理水槽	有効容量 30m ³	2
	汚泥濃縮槽	幅 2.5m×長さ 2.5m×水深 2.5m 固形物負荷 40kg/m ² 日 濃縮時間 32.6hr	1
	汚泥貯留槽	幅 2.0m×長さ 2.0m×水深 2.5m 貯留日数 7.2日 (1.38m ³ /日)	1
	放流渠	V U φ200mm 勾配 3.0 ⁰ / ₀₀ L=200m	1
	油庫	C B造 建築面積 9.3m ²	1

注) 上記施設のうち、原則として敷地内の施設を管理対象とする。

(2) 機械設備

設備名		構造・仕様	数量
沈砂池設備	流入ゲート	外ネジ式鋳鉄製電動ゲート 300mmW×300mmH×0.4kW	1
	バイパス弁	外ネジ式鋳鉄製手動仕切り弁 φ150	1
	破砕機	立型2軸回転式 950m ³ /日×1.5kW	1
	破砕機保守用吊上機	ギヤードトリ付き手動式チェーンブロック 0.5t×6m	1
ポンプ設備	ポンプ井流入ゲート	外ネジ式鋳鉄製手動ゲート 300mmW×300mmH	1
	汚水ポンプ	水中渦流ポンプ φ65×0.34m ³ /min×17m×3.7kW	2
	ポンプ井攪拌機	横軸スクリュウ形水中攪拌機 φ300×2.2kW	2
	汚水ポンプ保守用吊上機	ギヤードトリ付き手動2連式チェーンブロック 0.5t×2×5m	1
	攪拌機保守用吊上機	ギヤードトリ付き手動2連式チェーンブロック 0.5t×2×6m	1
反応槽設備	スクリーンユニット	円筒スクリーン脱水装置 1.0m ³ /min×0.75kW スクリーン目幅 2.5mm	1
	ストレーナ	自動洗浄ストレーナ 1.0m ³ /min×0.75kW	1
	エアレータ	水中機械式曝気装置 7.5Nm ³ /min×5.5kW	2
	上澄水排出装置	機械式昇降機構付上澄水排出装置 1.0m ³ /min×0.4kW	2
	エアレータ保守用吊上機	ギヤードトリ付き手動2連式チェーンブロック 0.5t×2×4m	1
	ストレーナ保守用吊上機	ギヤードトリ付き手動式チェーンブロック 0.5t×5m	1
	送風機	反応槽曝気用ブロー	ロータリーブロー φ125×7.5m ³ /min×15kW
生物膜ろ過器曝気用ブロー	ロータリーブロー φ32×0.32m ³ /min×1.5kW	3	
生物膜ろ過器空洗用ブロー	ロータリーブロー φ80×2.6m ³ /min×5.5kW	2	
高度処理設備	原水ポンプ	横軸片吸込渦巻ポンプ φ50×0.21m ³ /min×19m×2.2kW	3
	生物膜ろ過器逆洗ポンプ	横軸片吸込渦巻ポンプ φ100×1.2m ³ /min×17m×7.5kW	3
	生物膜ろ過器	鋼板製 φ1.8m×5.5H ろ過面積 2.5m ² ×120m/日	2
	砂ろ過器	移床式上向流連続砂ろ過器 12.6m ³ /h基	2
	機材搬出入用吊上機	ギヤードトリ付き手動式チェーンブロック 2t×12m	1
	生物膜ろ過器保守用吊上機	ギヤードトリ付き手動式チェーンブロック 0.5t×10m	1
	分水槽	ステンレス鋼板製角形800mmW×2000mmL×1200mmH三角堰	1
消毒設備	パッケージ型紫外線消毒装置	12.6m ³ /h 低圧水銀ランプ 6本/基 0.225kW	2

設 備 名		構 造・仕 様	数 量
汚泥ポンプ・弁設備	汚泥ポンプ	一軸ネジ式汚泥ポンプ φ80×10.8m ³ /h×10m×2.2kW	2
	床排水ポンプ	水中渦流ポンプ φ65×0.3m ³ /min×10m×3.7kW	2
	反応槽流入弁	電動偏心構造弁 φ150×0.2kW	2
	生物膜ろ過器流入弁	空気作動偏心構造弁 φ100単作動式	2
	余剰汚泥引抜弁	電動偏心構造弁 φ150×0.2kW	2
	濃縮汚泥引抜弁	電動偏心構造弁 φ150×0.2kW	1
	汚泥濃縮槽流入弁	空気作動偏心構造弁 φ75単作動式	1
	汚泥貯留槽流入弁	空気作動偏心構造弁 φ75単作動式	1
	分離液抽出弁	空気作動偏心構造弁 φ75単作動式	1
	空気供給弁	電動蝶型弁 φ150×0.2kW	2
薬注設備	PAC貯留タンク	立型定置式FRP製円筒槽 φ1200×1800H最大貯留容量2m ³	1
	PAC注入ポンプ	容量可変型ダイヤフラム式ポンプ φ15×25cc/min×70m×0.2kW	2
脱臭設備	吸引ファン	片吸込ターボファン#2×30m ³ /min×1.96kPa×2.2kW	1
	脱臭塔	立型カートリッジ式30m ³ /min ガス通過線速度0.3m/sec×接触時間1.2sec以上	1
	ミストセパレータ	水平流慣性衝突式	1
	カートリッジ搬出入用吊上機1号機	ギヤードトリ付き手動式チェーンブロック 2t×5m	1
	カートリッジ搬出入用吊上機2号機	ギヤードトリ付き電動式チェーンブロック 2t×10m×1.5kW	1
付帯設備	空気圧縮機	無給油式空気圧縮機600l/min×0.83Mpa×5.5kW	2
	除湿器	冷凍式除湿器900Nl/min×0.83Mpa×0.25kW	1
	給水装置	鋼板製圧力タンク2.3m ³	1
		横軸片吸込渦巻ポンプ φ80×400l/min×35m×7.5kW×2台	
	反応槽曝気空気量検出装置	オリフイス付面積式流量計 φ100	1
	生物膜ろ過器曝気空気量検出装置	オリフイス付面積式流量計 φ50	1
	生物膜ろ過器空洗用空気量検出装置	オリフイス付面積式流量計 φ65	1
	ホース格納箱	鋼板製壁掛型800W×1100H×200D	2
	油脂分離槽	ステンレス鋼板製ケリストラップ 0.34m ³ /min	1
スラムボックス	ステンレス鋼板製500W×800H×500D	1	

(3) 電気設備

設 備 名		記 号	構 造・仕 様	数 量
柱上気中負荷開閉器		PAS	7.2kV 300A SOG装置付・3P-PCS・LA 8.4kV 5kA×3	1
電 気 室	引込受電盤	HP-1	VCB 7.2kV 300A 12.5kA・DS 7.2kV 200A PT×2 6.6kV/110V・CT×2 15/5A・51×2・27	1
	変圧器盤	HP-2	3φ TR 100kVA 6.6kV/210V・ZCT 51G・MCCB・DT-MC	1
	低圧主幹盤	LP-1	MCCB×17・1φ TR 20kVA 210V/210-105V・51G×2 SC 10kVar×2	1
	コントロールセンター(1)	CC-01	CCユニット (負荷29点) AC200V	1
	コントロールセンター(2)	CC-02	CCユニット (負荷21点) AC200V	1
	補助継電器盤(1)	Ry-01	Ryおよびシーケンサ内臓	1
	補助継電器盤(2)	Ry-02	Ryおよびシーケンサ内臓	1
	監視操作盤	LKP		1
	遠方監視制御盤 (子局)	TM/TC		1
	無停電電源装置	MUPS	1φ 100V 3kVA	1
建築動力・照明分電盤	MPL-M		1	
現 場 盤	流入ゲート	LCB-1		1
	汚水ポンプ	LCB-2		1
	反応槽	LCB-3		1
	反応槽曝気ブロワ	LCB-4		1
	生物ろ過器	LCB-5		1
	原水ポンプ	LCB-6		1
	生物ろ過器曝気ブロワ	LCB-7		1
	生物ろ過器空洗ブロワ	LCB-8		1
	生物ろ過器逆洗ポンプ	LCB-9		1

設 備 名		記 号	構 造・仕 様	数 量
現 場 盤	汚泥濃縮槽	LCB-10		1
	汚泥貯留槽	LCB-11		1
	No.1 床排水ポンプ	LCB-12-A		1
	No.2 床排水ポンプ	LCB-12-B		1
	脱臭ファン	LCB-13		1
非 常 用 発 電 機	発電機		キュービクル式・125kVA・3φ210V・50Hz・1500rpm ディーゼル機関 155PS	1
	燃料小出槽		490リットル・軽油	1
	自家発ファン	LCB-DG1		1
	給油箱	LCB-DG2		1
C R T 監 視 制 御 装 置	遠方監視制御盤（親局）	TM/TC-2		1
	入出力装置盤	PI/O	AI 38点・DI/O 195/36点・PI 3点	1
	コントローラ		アナログ入出力 AI約46点 デジタル入出力 DI/O 約228/36点	1
	CRTディスプレイ	CRT	20インチカラーモニタ	1
	ロギングタイプライタ	LT/W-2-1	作表用	1
	アナウスタイプライタ	LT/W-2-2	警報用	1

(4) 計装設備

装置名	記号	構造・仕様	数量
流入渠水位	LA	浮外レベルSW1P HH警報・CRT出力	1
ポンプ井水位	LICA	浮外レベルSW6P HH. LL警報・フロート式レベル計・CRT. TW出力	1
PAC貯留タンク水位	LIA	圧力式レベル計 HH. LL警報・CRT. TW出力	1
反応槽水位	LICA	投込式レベル計 HH警報・CRT. TW出力	2
反応槽DO	DoI	DO計・CRT出力	2
反応槽ORP	ORPI	ORP計・CRT出力	2
反応槽MLSS	MLSSI	MLSS計・CRT出力	2
反応槽温度	TI	測温抵抗体温温度計・CRT出力	2
余剰移送汚泥濃度	DIA	超音波減衰式濃度系 濃度低警報・CRT. TW出力	1
余剰移送汚泥流量	FIC・FQ	電磁式流量計・積算計・CRT. TW出力)	1
汚泥濃縮槽水位	LA	圧力式レベル計 HH. LL警報・CRT. TW出力	1
汚泥貯留槽水位	LI・LA	投込式レベル計 HH警報・CRT. TW出力	1
No. 1 処理水槽水位	LA	圧力式レベル計 HH. LL警報・CRT. TW出力	2
場内給水圧力	PA	圧力SW HH. LL警報・CRT出力	1
No. 2 処理水槽水位	LI・LA	圧力式レベル計 HH. LL警報・CRT出力	2
UV計	UVI	UV計・CRT. TW出力	1
雨(雪)量計	Rf	0~100mm・CRT. TW出力	1
温度計	T	CRT. TW出力	1
降雨強度	R	CRT. TW出力	1
放流流量	FIQ	電磁式流量計・積算計・CRT. TW出力	1

(5) 建築機械設備

- (a) 換気設備
- (b) 空気調和設備
- (c) 給排水衛生設備
- (d) 給湯設備
- (e) ガス設備
- (f) その他の設備

(6) 建築電気設備

- (a) 電灯設備
- (b) 動力コンセント設備
- (c) 電話設備
- (d) 自動火災報知設備
- (e) インターホン設備
- (f) 防犯設備
- (g) その他の設備

(別紙 12)

定義浄化センター 点検作業内容

(1) 機械設備

設備名	機器名	点 検 作 業 内 容			
		巡 回 日	定 期 点 検		
			1 週 間	1 ヶ 月	そ の 他
沈砂池設備	流入ゲート	1 外観、開度の確認	1 運転状況、騒音、振動、発熱の確認 2 電圧、電流値の測定	1 安全装置、位置検出器の作動確認 2 開閉時間の測定	6ヶ月 1 ネジ部のグリース補給 2 シート、ネジ部の破損、腐食の確認 3 絶縁抵抗の測定
	バイパス弁	1 外観、開度の確認		1 操作状況の確認	6ヶ月 1 ネジ部のグリース補給 2 ネジ部の破損、腐食の確認
	破砕機	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値の確認	1 電圧、電流値の測定	1 安全装置の作動確認	1 減速機のグリース補給 6ヶ月 2 絶縁抵抗の測定 6ヶ月
	破砕機保守用吊上機	1 外観の確認		1 操作状況の確認	
ポンプ設備	ポンプ井流入ゲート	1 外観、開度の確認		1 操作状況の確認	6ヶ月 1 ネジ部のグリース補給 2 シート、ネジ部の破損、腐食の確認
	汚水ポンプ	1 外観、運転状況、騒音、振動、電流値、吐出量、吐出圧の確認	1 電圧、電流値、吐出圧の測定	1 着脱操作状況の確認 2 安全装置の作動確認 3 絶縁抵抗の測定	1 軸封部のオイル点検 6ヶ月 2 軸封部のオイル交換 1年
	ポンプ井攪拌機	1 外観、運転状況、騒音、振動、電流値の確認	1 電圧、電流値の測定	1 安全装置の作動確認 2 絶縁抵抗の測定	1 軸封部のオイル点検 6ヶ月 2 軸封部のオイル交換 1年
	汚水ポンプ保守用吊上機	1 外観の確認		1 操作状況の確認	
	攪拌機保守用吊上機	1 外観の確認		1 操作状況の確認	
反応槽設備	スクリーンユニット	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値の確認 2 油音、油圧、油量、油漏れの確認 3 目詰まり、しきり残留物、脱水しきり量の確認	1 脱水しきりの搬出 2 電圧、電流値の測定	1 安全装置の作動確認	1 スクリーンの清掃 3ヶ月 2 背圧板ユニットの破損、腐食の確認 3ヶ月 3 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 4 油圧装置のオイル交換 1年

設備名	機器名	点検作業内容			
		巡回日	定期点検		
			1週間	1ヶ月	その他
反応槽設備	ストレーナ	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値の確認 2 油量、水漏れの確認	1 電圧、電流値の測定	1 安全装置の作動確認 2 ベアリング部、減速機のグリース補充	1 メディアの洗浄、又は交換 2 ドラムのクリアランス調整 3 減速機のオイル補給 4 絶縁抵抗の測定 以上6ヶ月
	エアレータ	1 外観、運転状況、騒音、振動、電流値の確認	1 電圧、電流値の測定	1 安全装置の作動確認 2 絶縁抵抗の測定	1 減速機、軸封部のオイル点検 6ヶ月 2 減速機、軸封部のオイル交換 1年
	上澄水排出装置	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値の確認	1 電圧、電流値の測定 2 停止位置の確認	1 安全装置の作動確認 2 上昇、下降速度及び時間の確認	1 ブレーキ部の摩耗の確認 6ヶ月 2 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 3 ボールネジ部のグリース補充 1年
	エアレータ保守用吊上機	1 外観の確認		1 操作状況の確認	
	ストレーナ保守用吊上機	1 外観の確認		1 操作状況の確認	
送風機設備	反応槽曝気用ブローア	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値の確認 2 吐出量、吐出圧、油量の確認	1 電圧、電流値の測定 2 吐出量、吐出圧の測定	1 Vベルトの張り具合、損傷の確認	1 フィルターの清掃 3ヶ月 2 軸受部のグリース補充 3ヶ月 3 ギア一部、減速機のオイル交換 3ヶ月 4 騒音値の測定 6ヶ月 5 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 6 Vベルト、フィルターの交換 1年
	生物膜ろ過器曝気用ブローア	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値の確認 2 吐出量、吐出圧、油量の確認	1 電圧、電流値の測定 2 吐出量、吐出圧の測定	1 Vベルトの張り具合、損傷の確認	1 フィルターの清掃 3ヶ月 2 軸受部のグリース補充 3ヶ月 3 ギア一部のオイル交換 3ヶ月 4 騒音値の測定 6ヶ月 5 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 6 Vベルト、フィルターの交換 1年

設備名	機器名	点検作業内容			
		巡回日	定期点検		
			1週間	1ヶ月	その他
送風機設備	生物膜ろ過器空洗用ブロー	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値の確認 2 吐出量、吐出圧、油量の確認	1 電圧、電流値の測定 2 吐出量、吐出圧の測定	1 Vベルトの張り具合、損傷の確認	1 フィルターの清掃 3ヶ月 2 軸受部のグリース補充 3ヶ月 3 ギア部のオイル交換 3ヶ月 4 騒音値の測定 6ヶ月 5 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 6 Vベルト、フィルターの交換 1年
	原水ポンプ	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値、吐出量、吐出圧、水漏れの確認	1 電圧、電流値、吐出圧の測定		1 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 2 グランドパッキン、軸継手ゴムの交換 1年
	生物膜ろ過器逆洗ポンプ	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値、吐出量、吐出圧、水漏れの確認	1 電圧、電流値、吐出圧の測定		1 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 2 グランドパッキン、軸継手ゴムの交換 1年
	生物膜ろ過器	1 外観、運転状況の確認	1 自動弁類の作動確認 2 曝気空気、逆洗空気、逆洗水量の確認		1 ろ材の補充 1年
	砂ろ過機	1 外観、運転状況の確認	1 自動弁類の作動確認 2 洗浄空気量の確認		1 ろ過砂の補充 1年
	機材搬出入用吊上機	1 外観の確認		1 操作状況の確認	
	生物膜ろ過器保守用吊上機	1 外観の確認		1 操作状況の確認	
汚泥ポンプ・弁設備	分水槽	1 外観、分水量の確認		1 タンク内の清掃	
	汚泥ポンプ	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値、吐出量、吐出圧、油量の確認	1 電圧、電流値、吐出量、吐出圧の測定	1 Vベルトの張り具合、損傷の確認	1 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 2 Vベルトの交換 1年 3 ジョイント部のオイル交換 1年 4 軸封部のグリース交換 1年
	床排水ポンプ	1 外観、運転状況、騒音、振動、電流値、吐出量、吐出圧の確認	1 電圧、電流値、吐出圧の測定	1 安全装置の作動確認 2 絶縁抵抗の測定	1 軸封部のオイル点検 6ヶ月 2 軸封部のオイル交換 1年

設備名	機器名	点検作業内容			
		巡回日	定期点検		
			1週間	1ヶ月	その他
汚泥ポンプ・弁設備	反応槽流入弁	1 外観、開度の確認	1 運転状況、騒音、振動、発熱の確認 2 電圧、電流値の測定	1 安全装置、位置検出器の作動確認 2 開閉時間の測定	1 ネジ部のグリース補給 6ヶ月 2 ネジ部の破損、腐食の確認 6ヶ月 3 絶縁抵抗の測定 6ヶ月
	生物膜ろ過器流入弁	1 外観、開度の確認	1 運転状況、騒音、振動の確認	1 位置検出器の作動確認 2 開閉時間の測定	
	砂ろ過機流入弁	1 外観、開度の確認	1 運転状況、騒音、振動の確認	1 位置検出器の作動確認 2 開閉時間の測定	
	余剰汚泥引き抜き弁	1 外観、開度の確認	1 運転状況、騒音、振動、発熱の確認 2 電圧、電流値の測定	1 安全装置、位置検出器の作動確認 2 開閉時間の測定	1 ネジ部のグリース補給 6ヶ月 2 ネジ部の破損、腐食の確認 6ヶ月 3 絶縁抵抗の測定 6ヶ月
	濃縮汚泥引き抜き弁	1 外観、開度の確認	1 運転状況、騒音、振動、発熱の確認 2 電圧、電流値の測定	1 安全装置、位置検出器の作動確認 2 開閉時間の測定	1 ネジ部のグリース補給 6ヶ月 2 ネジ部の破損、腐食の確認 6ヶ月 3 絶縁抵抗の測定 6ヶ月
	汚泥濃縮槽流入弁	1 外観、開度の確認	1 運転状況、騒音、振動の確認	1 位置検出器の作動確認 2 開閉時間の測定	
	汚泥貯留槽流入弁	1 外観、開度の確認	1 運転状況、騒音、振動の確認	1 位置検出器の作動確認 2 開閉時間の測定	
	分離液抽出弁	1 外観、開度の確認	1 運転状況、騒音、振動の確認	1 位置検出器の作動確認 2 開閉時間の測定	
	空気供給弁	1 外観、開度の確認	1 運転状況、騒音、振動、発熱の確認 2 電圧、電流値の測定	1 安全装置、位置検出器の作動確認 2 開閉時間の測定	1 ネジ部のグリース補給 6ヶ月 2 ネジ部の破損、腐食の確認 6ヶ月 3 絶縁抵抗の測定 6ヶ月
薬注設備	PAC貯留タンク	1 外観、貯留量の確認			
	PAC注入ポンプ	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値、吐出量、吐出圧、油量、液漏れの確認	1 電圧、電流値、吐出量、吐出圧の測定		1 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 2 ダイヤフラムの破損の確認 3 パルプシート等の摩耗の確認 4 駆動部、チャンバー部のオイル交換 以上1年

設備名	機器名	点検作業内容			
		巡回日	定期点検		
			1週間	1ヶ月	その他
脱臭設備	脱臭ファン	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値、吐出量、吐出圧の確認 2 ケーシングのドレイン抜き	1 電圧、電流値、吐出量、吐出圧の測定	1 Vベルトの張り具合、損傷の確認	1 軸受部のグリース補給 3ヶ月 2 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 3 Vベルトの交換 1年
	脱臭塔	1 外観、差圧の確認 2 本体、ミストセパレータのドレイン抜き	1 脱臭状況（臭気）の確認	1 エLEMENTの清掃	
	1 カートリッジ 搬出入用吊上機	1 外観の確認	1 操作状況の確認	1 フックの損傷の確認	1 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 2 定荷重試験 1年
	2 カートリッジ 搬出入用吊上機	1 外観の確認		1 操作状況の確認	
付帯設備	空気圧縮機	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値、吐出量、吐出圧の確認 2 タンク内のドレイン抜き	1 電圧、電流値、吐出圧の測定	1 ボルト、ネジ部等のゆるみの確認 2 フィルターの清掃 3 Vベルトの張り具合、損傷の確認	1 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 2 Vベルトの交換 1年 3 定期自主検査 1年
	除湿器	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、圧力、蒸発圧力の確認		1 オートドレインの清掃	
	給水装置	1 外観、運転状況、騒音、振動、発熱、電流値、吐出量、吐出圧、水位、水漏れの確認	1 電圧、電流値、始動圧力、停止圧力、運転間隔の測定		1 絶縁抵抗の測定 6ヶ月 2 グランドパッキン、軸継手ゴムの交換 1年
	油脂分離槽	1 外観、しさま、油脂量の確認	1 しさま、油脂の除去	1 槽内の清掃	
	スカムボックス	1 外観、スカム量の確認	1 スカムの除去	1 槽内の清掃	
	汚泥貯留槽	1 濃縮汚泥量の確認			
	沈砂溜	1 沈砂量の確認			
消毒設備	紫外線消毒装置	1 外観、運転状況、電流値の確認	1 電圧、電流値の測定		1 スリーブの清掃 3ヶ月 2 ランプの交換 1年

(2) 電気設備

設備名	機器名	点検作業内容		
		巡回日	定期点検	
			1週間	1ヶ月
受配電設備	柱上気中負荷開閉器			1. 外観の確認
	引込線等			1. 外観の確認
	避雷器			1. 外部の損傷、亀裂、緩み、汚損の確認
	高圧カットアウトスイッチ			1. 外部の損傷、亀裂、緩み、汚損の確認
	断路器			1. 外部の損傷、腐食、変形、緩みの確認
	真空しゃ断器			1. 外部の損傷、腐食、変形、緩みの確認
	計器用変成器			1. 外観の確認
	保護継電器			1. 外観の確認
	変圧器	1. 外観の確認・2. 変圧器の指示値、温度の確認		1. 外部の損傷、腐食、変形、緩みの確認
	配電盤	1. 外観の確認・2. 計器及び指示値の確認		1. 外部の損傷、亀裂、緩み、汚損、異音の確認 1. 絶縁抵抗の測定 1年
接地装置			1. 外観の確認	
電線路設備	地中電線路			1. ハンドホール内電線の外観確認・2. 溜水の状況確認 1. ハンドホール内の清掃
	ケーブルラック			1. 外観の確認 1年
	電線管路			1. 外観の確認 1年
非常用発電設備	ディーゼルエンジン	1. 外観の確認		1. 外観の確認・2. 無負荷試運転・3. 始動時間の測定
	発電機	1. 外観の確認		1. 外部の損傷、亀裂、緩み、汚損の確認・2. 無負荷試運転
	燃料小出槽			1. 残量の確認・2. 外部の損傷、漏れ、汚損の確認
	発電機盤			1. 計器、表示等の確認・2. 外部の損傷、亀裂、緩み、汚損の確認
	始動用蓄電池			1. 電圧、液量、比重の確認・2. 外部の損傷、亀裂、緩みの確認

設備名	機器名	点検作業内容			
		巡回日	定期点検		
			1週間	1ヶ月	その他
動力設備	コントロールセンター		1.電圧、電流の確認・2.ランプ表示、計器類の確認・3.盤の外観、過熱、緩み、腐食、異音等の確認	1.絶縁抵抗の測定 1年 2.保護装置の動作テスト 1年	
	現場操作盤		1.計器、表示等の確認・2.外部の損傷、亀裂、緩み、汚損の確認	同上	
	補助継電器盤		同上		
	監視操作盤		1.ランプ表示、計器類の確認・2.外部の損傷、亀裂、緩みの確認		
	遠方監視制御盤		同上		
	無停電電源装置		1.電圧の確認・2.外観の確認		
	建築動力・照明盤		1.外観の確認・2.緩み、汚損の確認	1.絶縁抵抗の測定 1年	
	接地端子箱		同上		
計装設備	指示計		1.表示等の確認		
	記録計		1.記録紙、インクの交換、清掃・2.指示値の確認		
	警報設定器			1.設定値、警報の確認 1年	
	流入渠水位		1.外観の確認・2.フロートSWの汚損の確認	1.警報の確認 1年	
	ポンプ井水位		同上	同上	
	PAC貯留タンク水位	1.外観の確認・2.指示値の確認	1.汚損、損傷、さび等の確認	1.零、スパン調整 1年	
	反応槽水位	同上	同上	同上	
	反応槽DO	同上	1.汚損、損傷、さび等の確認・2.零、スパン調整	1.電解液・隔膜の交換 1年	
	反応槽ORP	同上	同上		
	反応槽MLSS	同上	同上	1.検出部の交換 1年	
反応槽温度	同上	1.汚損、損傷、さび等の確認	1.指示値の調整 1年		

設備名	機器名	点 検 作 業 内 容			
		巡 回 日	定 期 点 検		
			1 週 間	1 ヶ 月	そ の 他
計 装 設 備	余剰移送汚泥濃度		1. 外観の確認・2. 指示値の確認	1. 汚損、損傷、さび等の確認・2. 指示値の確認	1. 零、スパン調整 1年
	余剰移送汚泥流量		同 上	同 上	同 上
	汚泥濃縮槽水位		1. 外観の確認・2. 指示値の確認	同 上	1. 零、スパン調整 1年 2. 設定値、警報確認 1年
	汚泥貯留槽水位		同 上	同 上	同 上
	1 処理水槽水位		同 上	同 上	同 上
	場内給水圧力			1. 外観の確認・2. 動作圧の確認	1. 設定値、警報確認 1年
	2 処理水槽水位		1. 外観の確認・2. 指示値の確認	1. 汚損、損傷、さび等の確認・2. 指示値の確認	1. 零、スパン調整 1年
	UV計		1. 外観の確認(フィルタ清掃)・2. 指示値の確認	1. 汚損、損傷、さび等の確認・2. 指示値の確認 3. 光検出部の清掃	1. 検出部の清掃、確認 6ヶ月
	雨(雪)量計		1. 外観の確認・2. 指示値の確認	1. 汚損、損傷、さび等の確認・2. ろ水器、受水口の清掃	
	温度計		同 上	1. 汚損、損傷、さび等の確認	
	降雨強度計		1. 外観の確認	1. 汚損、損傷、さび等の確認	
	放流流量		1. 外観の確認・2. 指示値の確認	1. 変換器盤、検出部の汚損、損傷、さび等の確認 2. 指示値の確認	1. 零、スパン調整 1年
	監 視 装 置	コントローラ			1. 盤のほこり、過熱、腐食、異音等の確認
タイプライタ				1. ほこり、過熱、腐食、異音等の確認・2. 用紙、インクリボンの交換	
CRT				1. ほこり、過熱、腐食、異音等の確認・2. 表示状態の確認	
付 帯 設 備	照明設備			1. 照明器具の損傷、ランプ切れ、コンセントの損傷、変形等の確認	1. 絶縁抵抗の測定 1年
	給排気装置		1. 外観の確認・2. 作動の確認	1. 汚損、損傷、さび等の確認	同 上
	自動火災報知設備			1. 受信機外観の確認・2. 誘導灯のランプ切れ、ガス検知器の確認	

(別紙 13)

広瀬川浄化センター
水質試験等

広瀬

項目又は物質	平常試験						分析件数	分析回数/年	検体数
	平日								
	定時採水								
	第1 嫌気	第1 好気	第2 嫌気	第2 好気	終沈	放流			
水素イオン濃度	○	○	○	○	○	○	6	241	1446
生物化学的酸素要求量									
浮遊物質					○	○	2	241	482
大腸菌群数									
カドミウム及びその化合物									
シアン化合物									
有機燐化合物									
鉛及びその化合物									
六価クロム化合物									
砒素及びその化合物									
総水銀									
アルキル水銀化合物									
P C B									
トリクロロエチレン									
テトラクロロエチレン									
ジクロロメタン									
四塩化炭素									
1,2-ジクロロエタン									
1,1-ジクロロエチレン									
シス-1,2-ジクロロエチレン									
1,1,1-トリクロロエタン									
1,1,2-トリクロロエタン									
1,3-ジクロロプロペン									
チウラム									
シマジン									
チオベンカルブ									
ベンゼン									
セレン及びその化合物									
化学的酸素要求量					○	○	2	241	482
n-ヘキサン抽出物質含有量									
フェノール類含有量									
銅含有量									
亜鉛含有量									
溶解性鉄含有量									
溶解性マンガ含有量									
クロム含有量									
沸素及びその化合物									
ほう素及びその化合物									
窒素含有量									
アンモニア性窒素	○	○	○	○	○	○	6	241	1446
亜硝酸性窒素	○	○	○	○	○	○	6	241	1446
硝酸性窒素	○	○	○	○	○	○	6	241	1446
燐含有量									
燐酸イオン態燐									
溶存酸素									
沃素消費量									
透視度					○	○	2	241	482
水温	○	○	○	○	○	○	6	241	1446
塩化物イオン									
陰イオン界面活性剤									
蒸発残留物									
強熱減量									
残留塩素									
アルカリ度	○	○	○	○			4	241	964
ケルダール窒素									
刺激純度									
主波長									
色度									
濁度									
S V 30	○	○	○	○			4	241	964
S V 30 (2倍希釈)	○	○	○	○			4	241	964
S V I	○	○	○	○			4	241	964
S V I (2倍希釈)	○	○	○	○			4	241	964
M L S S	○	○	○	○			4	241	964
V S S 比									

計

14,460

広瀬

項目又は物質	精密試験		分析件数	分析回数/年	検体数
	2回/月				
	スポット				
	流入	放流			
水素イオン濃度	○	○	2	24	48
生物化学的酸素要求量	○	○	2	24	48
浮遊物質	○	○	2	24	48
大腸菌群数	○	○	2	24	48
カドミウム及びその化合物					
シアン化合物					
有機磷化合物					
鉛及びその化合物					
六価クロム化合物					
砒素及びその化合物					
総水銀					
アルキル水銀化合物					
P C B					
トリクロロエチレン					
テトラクロロエチレン					
ジクロロメタン					
四塩化炭素					
1,2-ジクロロエタン					
1,1-ジクロロエチレン					
シス-1,2-ジクロロエチレン					
1,1,1-トリクロロエタン					
1,1,2-トリクロロエタン					
1,3-ジクロロプロペン					
チウラム					
シマジン					
チオベンカルブ					
ベンゼン					
セレン及びその化合物					
化学的酸素要求量	○	○	2	24	48
n-ヘキサン抽出物質含有量					
フェノール類含有量					
銅含有量					
亜鉛含有量					
溶解性鉄含有量					
溶解性マンガン含有量					
クロム含有量					
沸素及びその化合物					
ほう素及びその化合物					
窒素含有量	○	○	2	24	48
アンモニア性窒素	○	○	2	24	48
亜硝酸性窒素	○	○	2	24	48
硝酸性窒素	○	○	2	24	48
磷含有量	○	○	2	24	48
磷酸イオン態磷	○	○	2	24	48
溶存酸素					
沃素消費量	○		1	24	24
透視度	○	○	2	24	48
水温	○	○	2	24	48
塩化物イオン					
陰イオン界面活性剤					
蒸発残留物					
強熱減量					
残留塩素					
アルカリ度					
ケルダール窒素					
刺激純度					
主波長					
色度					
濁度					
S V 30					
S V 30 (2倍希釈)					
S V I					
S V I (2倍希釈)					
M L S S					
V S S 比					

広瀬

項目又は物質	通日試験		件数	回数/年	検体数
	4回/年				
	2時間毎に採水		通日試験	通日試験	
	流入	放流			
水素イオン濃度	○	○	24	4	96
生物化学的酸素要求量	○	○	24	4	96
浮遊物質	○	○	24	4	96
大腸菌群数					
カドミウム及びその化合物					
シアン化合物					
有機リン化合物					
鉛及びその化合物					
六価クロム化合物					
砒素及びその化合物					
総水銀					
アルキル水銀化合物					
P C B					
トリクロロエチレン					
テトラクロロエチレン					
ジクロロメタン					
四塩化炭素					
1,2-ジクロロエタン					
1,1-ジクロロエチレン					
シス-1,2-ジクロロエチレン					
1.1.1-トリクロロエタン					
1.1.2-トリクロロエタン					
1,3-ジクロロプロペン					
チウラム					
シマジン					
チオベンカルブ					
ベンゼン					
セレン及びその化合物					
化学的酸素要求量	○	○	24	4	96
n-ヘキサン抽出物質含有量					
フェノール類含有量					
銅含有量					
亜鉛含有量					
溶解性鉄含有量					
溶解性マンガ含有量					
クロム含有量					
沸素及びその化合物					
ほう素及びその化合物					
窒素含有量	○	○	24	4	96
アンモニア性窒素	○	○	24	4	96
亜硝酸性窒素	○	○	24	4	96
硝酸性窒素	○	○	24	4	96
リン含有量	○	○	24	4	96
磷酸イオン態リン	○	○	24	4	96
溶存酸素					
沃素消費量					
透視度	○	○	24	4	96
水温					
塩化物イオン					
陰イオン界面活性剤					
蒸発残留物					
強熱減量					
残留塩素					
アルカリ度					
ケルダール窒素					
刺激純度					
主波長					
色度					
濁度					
S V 30					
S V 30 (2倍希釈)					
S V I					
S V I (2倍希釈)					
M L S S					
V S S 比					

広瀬

項目又は物質	最初沈澱池(初沈)負荷量試験			分析件数	分析回数/年	検体数
	6回/年 定時採泥					
	初沈流入	初沈出口	生物槽流入			
水素イオン濃度						
生物化学的酸素要求量	○	○	○	3	6	18
浮遊物質	○	○	○	3	6	18
大腸菌群数						
カドミウム及びその化合物						
シアン化合物						
有機リン化合物						
鉛及びその化合物						
六価クロム化合物						
砒素及びその化合物						
総水銀						
アルキル水銀化合物						
P C B						
トリクロロエチレン						
テトラクロロエチレン						
ジクロロメタン						
四塩化炭素						
1,2-ジクロロエタン						
1,1-ジクロロエチレン						
シス-1,2-ジクロロエチレン						
1.1.1-トリクロロエタン						
1.1.2-トリクロロエタン						
1,3-ジクロロプロペン						
チウラム						
シマジン						
チオベンカルブ						
ベンゼン						
セレン及びその化合物						
化学的酸素要求量	○	○	○	3	6	18
n-ヘキサン抽出物質含有量						
フェノール類含有量						
銅含有量						
亜鉛含有量						
溶解性鉄含有量						
溶解性マンガ含有量						
クロム含有量						
沸素及びその化合物						
ほう素及びその化合物						
窒素含有量	○	○	○	3	6	18
アンモニア性窒素						
亜硝酸性窒素						
硝酸性窒素						
リン含有量	○	○	○	3	6	18
磷酸イオン態リン						
溶存酸素						
沃素消費量						
透視度						
水温						
塩化物イオン						
陰イオン界面活性剤						
蒸発残留物						
強熱減量						
残留塩素						
アルカリ度						
ケルダール窒素						
刺激純度						
主波長						
色度						
濁度						
S V 30						
S V 30 (2倍希釈)						
S V I						
S V I (2倍希釈)						
M L S S						
V I S						

広瀬

項目又は物質	返流水試験	分析件数	分析回数/年	検体数
	4回/年			
	定時採水 総合返流水			
水素イオン濃度	○	1	4	4
生物化学的酸素要求量	○	1	4	4
浮遊物質	○	1	4	4
大腸菌群数				
カドミウム及びその化合物				
シアン化合物				
有機リン化合物				
鉛及びその化合物				
六価クロム化合物				
砒素及びその化合物				
総水銀				
アルキル水銀化合物				
P C B				
トリクロロエチレン				
テトラクロロエチレン				
ジクロロメタン				
四塩化炭素				
1,2-ジクロロエタン				
1,1-ジクロロエチレン				
シス-1,2-ジクロロエチレン				
1.1.1-トリクロロエタン				
1.1.2-トリクロロエタン				
1,3-ジクロロプロペン				
チウラム				
シマジン				
チオベンカルブ				
ベンゼン				
セレン及びその化合物				
化学的酸素要求量	○	1	4	4
n-ヘキサン抽出物質含有量				
フェノール類含有量				
銅含有量				
亜鉛含有量				
溶解性鉄含有量				
溶解性マンガ含有量				
クロム含有量				
沸素及びその化合物				
ほう素及びその化合物				
窒素含有量	○	1	4	4
アンモニア性窒素	○	1	4	4
亜硝酸性窒素	○	1	4	4
硝酸性窒素	○	1	4	4
リン含有量	○	1	4	4
磷酸イオン態リン	○	1	4	4
溶存酸素				
沃素消費量				
透視度				
水温				
塩化物イオン				
陰イオン界面活性剤				
蒸発残留物				
強熱減量				
残留塩素				
アルカリ度				
ケルダール窒素	○	1	4	4
刺激純度				
主波長				
色度				
濁度				
S V 30				
S V 30 (2倍希釈)				
S V I				
S V I (2倍希釈)				
M L S S				
V S S 比				

広瀬

項目又は物質	汚泥処理試験		分析件数	分析回数/年	検体数
	4回/年				
	定時採泥				
	脱水機供給汚泥	脱水汚泥			
水素イオン濃度	○	○	2	4	8
生物化学的酸素要求量					
浮遊物質					
大腸菌群数					
カドミウム及びその化合物					
シアン化合物					
有機リン化合物					
鉛及びその化合物					
六価クロム化合物					
砒素及びその化合物					
総水銀					
アルキル水銀化合物					
P C B					
トリクロロエチレン					
テトラクロロエチレン					
ジクロロメタン					
四塩化炭素					
1,2-ジクロロエタン					
1,1-ジクロロエチレン					
シス-1,2-ジクロロエチレン					
1.1.1-トリクロロエタン					
1.1.2-トリクロロエタン					
1,3-ジクロロプロペン					
チウラム					
シマジン					
チオベンカルブ					
ベンゼン					
セレン及びその化合物					
化学的酸素要求量					
n-ヘキサン抽出物質含有量					
フェノール類含有量					
銅含有量					
亜鉛含有量					
溶解性鉄含有量					
溶解性マンガ含有量					
クロム含有量					
沸素及びその化合物					
ほう素及びその化合物					
窒素含有量	○		1	4	4
アンモニア性窒素					
亜硝酸性窒素					
硝酸性窒素					
リン含有量	○		1	4	4
磷酸イオン態リン					
溶存酸素					
沃素消費量					
透視度					
水温					
塩化物イオン					
陰イオン界面活性剤					
蒸発残留物	○	○ (含水率)	2	4	8
強熱減量					
残留塩素					
アルカリ度	○		1	4	4
ケルダール窒素					
刺激純度					
主波長					
色度					
濁度					
S V 30					
S V 30 (2倍希釈)					
S V I					
S V I (2倍希釈)					
M L S S					
V T S	○	○	2	4	8

計

36

広瀬

項目又は物質	放流先試験			再利用水試験			分析回数/年		検体数		
	4回/年			2回/年			放流先試験	再利用水試験			
	定時採水			定時採水							
	吐口	綱木川	広瀬川	自然水	処理水	混合水					
水素イオン濃度	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
生物化学的酸素要求量	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
浮遊物質	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
大腸菌群数	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
カドミウム及びその化合物											
シアン化合物											
有機燐化合物											
鉛及びその化合物											
六価クロム化合物											
砒素及びその化合物											
総水銀											
アルキル水銀化合物											
PCB											
トリクロロエチレン											
テトラクロロエチレン											
ジクロロメタン											
四塩化炭素											
1,2-ジクロロエタン											
1,1-ジクロロエチレン											
シス-1,2-ジクロロエチレン											
1,1,1-トリクロロエタン											
1,1,2-トリクロロエタン											
1,3-ジクロロプロペン											
チウラム											
シマジン											
チオベンカルブ											
ベンゼン											
セレン及びその化合物											
化学的酸素要求量	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
n-ヘキサン抽出物質含有量											
フェノール類含有量											
銅含有量											
亜鉛含有量											
溶解性鉄含有量											
溶解性マンガン含有量											
クロム含有量											
沸素及びその化合物											
ほう素及びその化合物											
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
アンモニア性窒素	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
亜硝酸性窒素	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
硝酸性窒素	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
燐含有量	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
燐酸イオン態燐	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
溶存酸素											
酸素消費量											
透視度	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
水温	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
塩化物イオン											
陰イオン界面活性剤											
蒸発残留物											
強熱減量											
残留塩素											
アルカリ度											
ケルダール窒素											
刺激純度	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
主波長	○	○	○	○	○	○	3	3	4	2	18
色度											
濁度											
SV30											
SV30(2倍希釈)											
SVI											
SVI(2倍希釈)											
MLSS											
VSS比											
計											270

(別紙14)

定義浄化センター
水質試験等

定義

項目又は物質	平常試験				分析件数	分析回数/年	検体数
	2回/週						
	定時採水						
流入	反応槽	1次処理水	放流				
水素イオン濃度	○	○		○	3	104	312
生物化学的酸素要求量							
浮遊物質				○	1	104	104
大腸菌群数							
カドミウム及びその化合物							
シアン化合物							
有機燐化合物							
鉛及びその化合物							
六価クロム化合物							
砒素及びその化合物							
総水銀							
アルキル水銀化合物							
PCB							
トリクロロエチレン							
テトラクロロエチレン							
ジクロロメタン							
四塩化炭素							
1,2-ジクロロエタン							
1,1-ジクロロエチレン							
シス-1,2-ジクロロエチレン							
1,1,1-トリクロロエタン							
1,1,2-トリクロロエタン							
1,3-ジクロロプロペン							
チウラム							
シマジン							
チオベンカルブ							
ベンゼン							
セレン及びその化合物							
化学的酸素要求量	○			○	2	104	208
n-ヘキサン抽出物質含有量							
フェノール類含有量							
銅含有量							
亜鉛含有量							
溶解性鉄含有量							
溶解性マンガン含有量							
クロム含有量							
沸素及びその化合物							
ほう素及びその化合物							
窒素含有量							
アンモニア性窒素							
亜硝酸性窒素							
硝酸性窒素							
燐含有量							
燐酸イオン態燐							
溶存酸素							
沃素消費量							
透視度	○			○	2	104	208
水温	○	○		○	3	104	312
塩化物イオン							
陰イオン界面活性剤							
蒸発残留物							
強熱減量							
残留塩素							
アルカリ度							
ケルダール窒素							
刺激純度							
主波長							
色度							
濁度							
SV30		○			1	104	104
SV30 (2倍希釈)		○			1	104	104
SVI		○			1	104	104
SVI (2倍希釈)		○			1	104	104
MLSS		○			1	104	104
VSS比							

計

1,664

定義

項目又は物質	通日試験	分析件数	分析回数/年	検体数
	2回/年 2時間毎に採水	通日試験	通日試験	
	流入			
水素イオン濃度	○	12	2	24
生物化学的酸素要求量	○	12	2	24
浮遊物質	○	12	2	24
大腸菌群数				
カドミウム及びその化合物				
シアン化合物				
有機燐化合物				
鉛及びその化合物				
六価クロム化合物				
砒素及びその化合物				
総水銀				
アルキル水銀化合物				
PCB				
トリクロロエチレン				
テトラクロロエチレン				
ジクロロメタン				
四塩化炭素				
1,2-ジクロロエタン				
1,1-ジクロロエチレン				
シス-1,2-ジクロロエチレン				
1,1,1-トリクロロエタン				
1,1,2-トリクロロエタン				
1,3-ジクロロプロペン				
チウラム				
シマジン				
チオベンカルブ				
ベンゼン				
セレン及びその化合物				
化学的酸素要求量	○	12	2	24
n-ヘキサン抽出物質含有量				
フェノール類含有量				
銅含有量				
亜鉛含有量				
溶解性鉄含有量				
溶解性マンガン含有量				
クロム含有量				
沸素及びその化合物				
ほう素及びその化合物				
窒素含有量	○	12	2	24
アンモニア性窒素	○	12	2	24
亜硝酸性窒素	○	12	2	24
硝酸性窒素	○	12	2	24
燐含有量	○	12	2	24
燐酸イオン態燐	○	12	2	24
溶存酸素				
沃素消費量				
透視度	○	12	2	24
水温				
塩化物イオン				
陰イオン界面活性剤				
蒸発残留物				
強熱減量				
残留塩素				
アルカリ度				
ケルダール窒素				
刺激純度				
主波長				
色度				
濁度				
SV30				
SV30 (2倍希釈)				
SVI				
SVI (2倍希釈)				
MLSS				
VSS比				
計		132	22	264

定義

項目又は物質	精密試験 4回/年 定時採水				分析件数 精密試験	分析回数/年 精密試験	検体数
	反応槽	1次処理水	膜ろ過後	2次処理水			
	水素イオン濃度	○	○	○	○	4	4
生物学的酸素要求量		○	○	○	3	4	12
浮遊物質		○	○	○	3	4	12
大腸菌群数				○	1	4	4
カドミウム及びその化合物							
シアン化合物							
有機燐化合物							
鉛及びその化合物							
六価クロム化合物							
砒素及びその化合物							
総水銀							
アルキル水銀化合物							
PCB							
トリクロロエチレン							
テトラクロロエチレン							
ジクロロメタン							
四塩化炭素							
1,2-ジクロロエタン							
1,1-ジクロロエチレン							
シス-1,2-ジクロロエチレン							
1,1,1-トリクロロエタン							
1,1,2-トリクロロエタン							
1,3-ジクロロプロペン							
チウラム							
シマジン							
チオベンカルブ							
ベンゼン							
セレン及びその化合物							
化学的酸素要求量		○	○	○	3	4	12
n-ヘキサン抽出物質含有量							
フェノール類含有量							
銅含有量							
亜鉛含有量							
溶解性鉄含有量							
溶解性マンガン含有量							
クロム含有量							
沸素及びその化合物							
ほう素及びその化合物							
窒素含有量		○	○	○	3	4	12
アンモニア性窒素		○	○	○	3	4	12
亜硝酸性窒素		○	○	○	3	4	12
硝酸性窒素		○	○	○	3	4	12
燐含有量		○	○	○	3	4	12
燐酸イオン態燐		○	○	○	3	4	12
溶存酸素							
沃素消費量							
透視度		○	○	○	3	4	12
水温	○	○	○	○	4	4	16
塩化物イオン							
陰イオン界面活性剤							
蒸発残留物							
強熱減量							
残留塩素							
アルカリ度							
ケルダール窒素							
刺激純度							
主波長							
色度							
濁度							
SV30	○				1	4	4
SV30 (2倍希釈)	○				1	4	4
SVI	○				1	4	4
SVI (2倍希釈)	○				1	4	4
MLSS	○				1	4	4
VSS比	○				1	4	4

定義

項目又は物質	返流水試験		再利用水試験		分析件数		分析回数/年		検体数
	4回/年		2回/年		返流水	放流先	返流水	放流先	
	定時採水		定時採水						
	濃縮槽脱離液	高見沢上流	高見沢下流						
水素イオン濃度	○	○	○		1	2	4	2	8
生物学的酸素要求量	○	○	○		1	2	4	2	8
浮遊物質量	○	○	○		1	2	4	2	8
大腸菌群数		○	○			2		2	4
カドミウム及びその化合物									
シアン化合物									
有機燐化合物									
鉛及びその化合物									
六価クロム化合物									
砒素及びその化合物									
総水銀									
アルキル水銀化合物									
PCB									
トリクロロエチレン									
テトラクロロエチレン									
ジクロロメタン									
四塩化炭素									
1,2-ジクロロエタン									
1,1-ジクロロエチレン									
シス-1,2-ジクロロエチレン									
1,1,1-トリクロロエタン									
1,1,2-トリクロロエタン									
1,3-ジクロロプロペン									
チウラム									
シマジン									
チオベンカルブ									
ベンゼン									
セレン及びその化合物									
化学的酸素要求量	○	○	○		1	2	4	2	8
n-ヘキサン抽出物質含有量									
フェノール類含有量									
銅含有量									
亜鉛含有量									
溶解性鉄含有量									
溶解性マンガン含有量									
クロム含有量									
沸素及びその化合物									
ほう素及びその化合物									
窒素含有量	○	○	○		1	2	4	2	8
アンモニア性窒素	○	○	○		1	2	4	2	8
亜硝酸性窒素	○	○	○		1	2	4	2	8
硝酸性窒素	○	○	○		1	2	4	2	8
燐含有量	○	○	○		1	2	4	2	8
燐酸イオン態燐	○	○	○		1	2	4	2	8
溶存酸素									
沃素消費量									
透視度									
水温									
塩化物イオン									
陰イオン界面活性剤									
蒸発残留物									
強熱減量									
残留塩素									
アルカリ度									
ケルダール窒素	○				1		4		4
刺激純度		○	○			2		2	4
主波長		○	○			2		2	4
色度									
濁度									
SV30									
SV30 (2倍希釈)									
SVI									
SVI (2倍希釈)									
MLSS									
VSS比									

計

定義

項目又は物質	汚泥処理試験		分析件数	分析回数/年	検体数
	4回/年				
	定時採泥				
	余剰汚泥	貯留汚泥			
水素イオン濃度	○	○	2	4	8
生物化学的酸素要求量					
浮遊物質					
大腸菌群数					
カドミウム及びその化合物					
シアン化合物					
有機燐化合物					
鉛及びその化合物					
六価クロム化合物					
砒素及びその化合物					
総水銀					
アルキル水銀化合物					
PCB					
トリクロロエチレン					
テトラクロロエチレン					
ジクロロメタン					
四塩化炭素					
1,2-ジクロロエタン					
1,1-ジクロロエチレン					
シス-1,2-ジクロロエチレン					
1,1,1-トリクロロエタン					
1,1,2-トリクロロエタン					
1,3-ジクロロプロペン					
チウラム					
シマジン					
チオベンカルブ					
ベンゼン					
セレン及びその化合物					
化学的酸素要求量					
n-ヘキサン抽出物質含有量					
フェノール類含有量					
銅含有量					
亜鉛含有量					
溶解性鉄含有量					
溶解性マンガン含有量					
クロム含有量					
沸素及びその化合物					
ほう素及びその化合物					
窒素含有量	○	○	2	4	8
アンモニア性窒素					
亜硝酸性窒素					
硝酸性窒素					
燐含有量	○	○	2	4	8
燐酸イオン態燐					
溶存酸素					
沃素消費量					
透視度					
水温					
塩化物イオン					
陰イオン界面活性剤					
蒸発残留物	○	○	2	4	8
強熱減量					
残留塩素					
アルカリ度	○	○	2	4	8
ケルダール窒素					
刺激純度					
主波長					
色度					
濁度					
SV30					
SV30 (2倍希釈)					
SVI					
SVI (2倍希釈)					
MLSS					
VTS	○	○	2	4	8

定義浄化センター生物試験結果表(1ml中)(No.1槽:1回/2ヶ月、No.2槽:1回/2ヶ月)

			No.1反応槽	No.2反応槽		
			前月			
活性汚泥性生物	織毛目	緑毛目	ボルティケラ			
			エピステリス			
			カルケシウム			
			オペルクラリア			
			ゾータムニウム			
			バキニコラ			
		吸虫目	アキネタ			
			トコフィリア			
			ホトフィリア			
		その他	アスピテイスカ			
	ユープロテス					
	輪虫類	フィロジナ・ロタリア				
		リカネ				
中間性生物	織毛虫類	トラケロフィルム				
		リトノツス				
		コレプス				
		キロドネラ				
		トレパノモナス				
		フロロドン				
非活性汚泥性生物	鞭毛虫類	モナス・オイコモナス				
		ホト属				
	織毛虫類	パラメシウム				
		コルピテイウム				
		ウロネマ				
その他の	鞭毛虫類	ペラネマ				
		エントシホン				
	肉質虫類	アルケラ				
		セントロピキシス				
		ユークリファ				
		アメーバ属				
		バルカンフィア				
		トリネマ				
	その他	その他	マクロピオツス			
			キートノツス			
メプス						
キクリテイウム						
		ディプロカスター				
活性汚泥性生物						
中間性生物						
非活性汚泥性生物						
その他の						
合計						
備考						

(別紙15)

毒物等の管理に関する要領

毒物等の管理に関する要領

(平成 11 年 3 月 12 日下水道局長決裁)

(目的)

第 1 条 仙台市の下水道施設で取り扱われる毒物等について、使用、保管に関する管理要領を定めることにより、毒物等による事故を未然に防止し、もって職場における安全衛生の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 ここでいう毒物とは、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物をいう。

(体制及び職務)

第 3 条 この要領に関する業務を行うため、毒物総括管理者、毒物管理者及び毒物責任者を置く(別図参照)。

2 毒物総括管理者は、建設局下水道担当次長とし、毒物に関する安全管理を総括する。

3 毒物管理者は、業務課長、設備管理センター及び南蒲生浄化センターの各所長とし、所轄する施設における毒物等の取扱いに関する管理、指導を行う。

4 毒物責任者は、水質管理センターにあつては所長、設備管理センターにあつては管理委託を行っている浄化センター所長、南蒲生浄化センターにあつては水質管理係長とし、日常の毒物等の取扱いを管理する。

(保管管理)

第 4 条 毒物は明確に区分された専用の、鍵をかけられる堅固な保管設備に保管管理するものとし、保管設備及び検査施設の鍵については毒物責任者が管理する。

2 毒物を使用する者は、使用する毎に毒物責任者から毒物保管庫の鍵を受け取り、使用后速やかに返却し、保管庫鍵管理簿(様式-1)に記載するものとする。

3 毒物以外の薬品は、鍵のかかる場所に保管する。

(毒物の使用数量等の記録、確認、報告)

第 5 条 毒物を使用する者は、毒物取扱い管理簿(様式-2)に使用年月日、使用者名、使用数量等を記録し、毒物責任者及び毒物管理者の確認を受けるものとする。

2 毒物責任者は、毎月末日現在における毒物の残量を確認し、翌月十日までに毒物取扱い管理簿により毒物管理者に報告し確認を受けるものとする。

3 毒物責任者は、毒物の年間購入量、年間使用量及び年度末現在における残量を確認し、四月十日までに毒物取扱い管理簿により毒物管理者に報告するものとする。

4 設備管理センター及び南蒲生浄化センターの毒物管理者は、四月三十日までに毒物取扱い管理簿の写しを水質管理センター所長へ送付するものとする。

5 水質管理センター所長は、年度毎に下水道各施設の毒物取扱い管理簿を取りまとめ、毒物使用施設における使用、保管毒物の種類、使用量、残量に係る年間総括表(様式-3)を作成し、五月十日までに毒物総括管理者へ報告するものとする。

(事故の際の処置)

第 6 条 毒物に関する漏洩、紛失、盗難等の事故の発見者は、その内容及び状況についてすみ

やかに毒物責任者に報告しなければならない。毒物責任者は、毒物に関する漏洩、紛失、盗難等の事故の報告を受けたときは、その状況を確認し、すみやかに毒物管理者に報告しなければならない。

2 毒物管理者は、毒物に関する漏洩、紛失、盗難等の事故の報告を受けたときは、すみやかに、その内容を毒物総括管理者に報告し、その指導の下に必要な応じ、宮城県等関係機関に届け出るとともに、安全衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じるものとする。

(毒物以外の使用薬品の管理)

第7条 毒物責任者は、毒物以外の薬品について、毎月末日現在における保管種類及び残数に関する点検、確認を行い、毒物以外の薬品在庫管理簿（様式-4）により翌月十日までに毒物管理者に報告するものとする。

(庶務)

第8条 この要領に関する庶務は、水質管理センターにおいて処理する。

附 則

(実施期日)

この毒物等の管理に関する要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則 (平成13年6月改正)

(実施期日)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (平成14年9月改正)

(実施期日)

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則 (平成15年3月改正)

(実施期日)

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (平成17年5月改正)

(実施期日)

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年5月改正)

(実施期日)

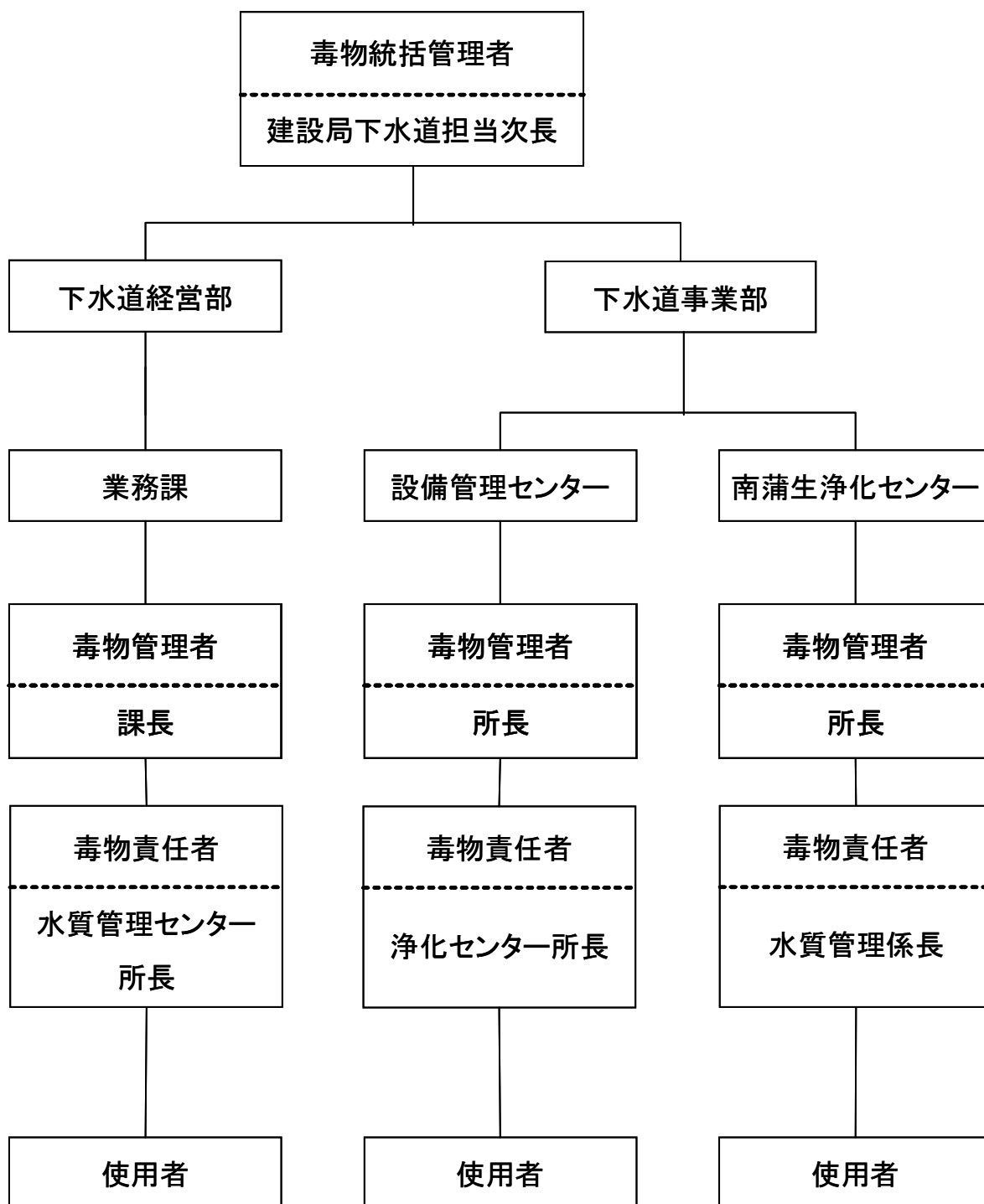
この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年4月改正)

(実施期日)

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

別図 毒物管理体制



様式-2

毒物取扱い管理簿 [平成 年度]

施設名 ()

毒物名 ()

前年度からの繰越量 (g・mL)

日付	毒物 管理者 (印)	毒物 責任者 (印)	使用者 (印)	使用量 g・mL	試薬+容器(g)		残量 g・mL	使用目的	備考
					使用前	使用后			
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									

確認

日付	毒物管理者 (印)	毒物責任者 (印)	前年度繰越量 (g・mL)	使用量 (g・mL)	残量 (g・mL)
/ /					

